

議案第九十九号

宇部市体育施設条例中一部改正の件

宇部市体育施設条例（平成十七年条例第三十七号）の一部を次のように改める。
 令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第二項の表中

補助競技場	宇部市恩田町四丁目一番
-------	-------------

を

多目的グラウンド	宇部市恩田町四丁目一番
----------	-------------

に改める。

別表五の表恩田運動公園の部野球場の項中

一、八〇〇円	一、八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	一〇、八〇〇円	一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二、七〇〇円	五四、〇〇〇円
--------	--------	------	------	---------	---------	--------	--------	---------

を

二、六〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一五、六〇〇円	二六、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	三、九〇〇円	七八、〇〇〇円
--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	---------

に、

一式一日につき	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円
---------	--------	--------	--------	--------

を

一時間につき	八〇〇円	一、七〇〇円
一式一日につき	二、四〇〇円	八五〇円
一、二〇〇円	二、四〇〇円	八〇〇円

に改め、同部補助競技場

の項を削り、同部に次のように加える。

備考	多目的ラウンド										区分	単位		
	入場料、会費等を徴収する場合					入場料、会費等を徴収しない場合								
一 土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用するときの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。 二 開場時間を超えて利用の許可を受けたときの一時間当たりの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。	コート一面		サッカーコート一面		全面		サッカーコート一面		全面		一般（大学生及び高等専門学校生を含む。） 高校生以下	一般（大学生及び高等専門学校生を含む。） 高校生以下	午前八時から午後九時まで 一時間 につき	一、七〇〇円 八五〇円 一、二〇〇円 六〇〇円 四〇〇円 二〇〇円 八、五〇〇円 四、二五〇円 六、〇〇〇円 三、〇〇〇円 二、〇〇〇円 一、〇〇〇円
	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）	専門学校生を含む。）				
附属設備を利用する場合														

種別		区分			単位	
具	野球関係器	夜間照明設備			一時間につき	二、〇〇〇円
		全面	サッカーコート一面	フットサルコート一面		
	バッテイングゲージ	一台一日につき			八〇〇円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇部市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

「説明」

恩田スポーツパーク整備事業の実施による恩田運動公園の体育施設の廃止、改修及び新設に伴い、利用料金に係る規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表

旧

新

(名称及び位置)

第二条

2

恩田運 動公園	名称		位置
	補助競技 場	宇部市恩田町四丁目一番	

別表(第九条関係)

五

都市公園	名称	利用料金の額
恩田運動公園	恩田野球場	
種別	グラウンド	
区分	入場料、チャージ	
単位	午前八時から午後九時	
円	〇	八〇
円	〇	〇
円	〇	〇
円	〇	〇
円	〇	〇
円	〇	〇

(名称及び位置)

第二条

2

恩田運 動公園	名称		位置
	多目的グ ラウンド	宇部市恩田町四丁目一番	

別表(第九条関係)

五

都市公園	名称	利用料金の額
恩田運動公園	恩田野球場	
種別	グラウンド	
区分	入場料、チャージ	
単位	午前八時から午後九時	
円	〇	六〇
円	〇	〇
円	〇	〇
円	〇	〇
円	〇	〇

入場料、会費等を徴収する場合											徴収しない場合																								
ト	ル	ト	フ	面			全面			ト	ル	ト	フ	面			全面																		
ト	コ	サ	ツ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ																
ト	コ	サ	ツ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ																
ト	コ	サ	ツ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ	ト	コ	カ	サ																
学校生を	高等専門	学生及び	一般(大)	下	高校生以	含む。)	学校生を	高等専門	学生及び	一般(大)	下	高校生以	含む。)	学校生を	高等専門	学生及び	一般(大)	下	高校生以	含む。)															
〇円	〇〇	二、		〇円	〇〇	三、		〇円	〇〇	六、		〇円	二五	四、		〇円	五〇	八、		〇円	二〇		〇円	四〇		〇円	六〇		〇円	二〇	一、		〇円	八五	

野球関係器具	バット イング ゲージ	面	サ ル コ	フ ツ ト	ト 一 面	サ ッ カ	一 コ ー	全 面	夜 間 照 明 設 備	種 別	附 属 設 備 を 利 用 す る 場 合	備 考	一 面 含 む 。	下 高 校 生 以 上	一、 〇〇 円
	一 台 一 日 に つ き							一 時 間 に つ き							
	八 〇〇 円		六 〇〇 円					〇 〇〇 円							

二 開場時間を超過して利用の許可を受けたときの一時間の当たりの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。
 一 土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用するときの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。

恩田スポーツパーク整備事業



多目的グラウンド



補助競技場



**多目的グラウンド
整備イメージ**

議案99号 宇部市体育施設条例中一部改正の件

野球場 使用料単価(1時間あたり)

平日 2,600円

休日 3,120円(平日単価×1.2)

利用料金(案)



整備イメージ

種別	区分	現行料金 (条例)	新野球場	
グラウンド	入場料、会費等を徴収しない場合	一般	1,800円	2,600円
		大学生及び高等専門学校生	900円	1,300円
		高校生以下	900円	1,300円
		プロスポーツ又は営利目的で利用する場合	10,800円	15,600円
	入場料、会費等を徴収する場合	一般	18,000円	26,000円
		大学生及び高等専門学校生	9,000円	13,000円
		高校生以下	2,700円	3,900円
		プロスポーツ又は営利目的で利用する場合	54,000円	78,000円

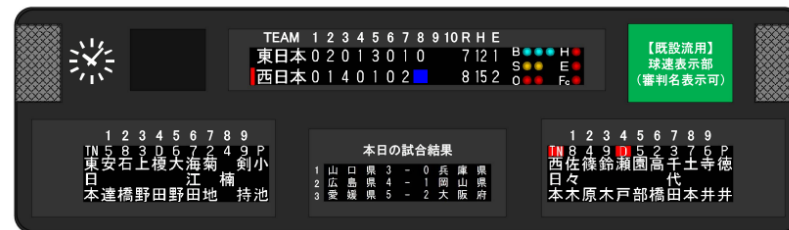
野球場スコアボード 使用料単価

【1時間あたり】

アマチュアスポーツ 800円
 プロスポーツ 4,000円
 (アマチュアの5倍)

【1日あたり】

アマチュアスポーツ 4,800円
 プロスポーツ 24,000円
 (アマチュアの5倍)



利用料金(案)

種別	区分	現行料金(条例)	新野球場
スコアボード (1時間)	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合 一般	-円	800円
	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合 大学生以下	-円	800円
	プロスポーツ又は営利目的で利用する場合	-円	4,000円
スコアボード (1日)	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合 一般	2,400円	4,800円
	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合 大学生以下	2,400円	4,800円
	プロスポーツ又は営利目的で利用する場合	12,000円	24,000円

多目的グラウンド 使用料単価

平日 1,700円

休日 2,040円(平日単価×1.2)

多目的グラウンド照明設備等 使用料単価

2,000円

利用料金(案)



種別	区分		多目的G
多目的グラウンド	入場料、会費等を徴収しない場合	全面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) 1,700円
			高校生以下 850円
		サッカーコート一面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) 1,200円
			高校生以下 600円
		フットサルコート一面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) 400円
			高校生以下 200円
	入場料、会費等を徴収する場合	全面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) 8,500円
			高校生以下 4,250円
		サッカーコート一面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) 6,000円
			高校生以下 3,000円
		フットサルコート一面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。) 2,000円
			高校生以下 1,000円

種別	区分	単位	多目的G(照明)
夜間照明設備	全面	一時間につき	2,000円
	サッカーコート一面		1,000円
	フットサルコート一面		600円
野球関係器具	バッティングゲージ	一台一日につき	800円

参考: 補助競技場

種別	区分	利用料金
補助競技場	全面	240円
	半面	120円
	三分の一	80円
夜間照明設備	全面	1,600円
	半面	800円

議案第103号

宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定 管理者の指定の件

下記のとおり宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市楠若者センター	宇部市大字西万倉字口ノ坪1518番地5
宇部市楠体育広場	宇部市大字西万倉字口ノ坪1516番1
宇部市楠西山運動広場	宇部市大字船木字西田4613番7
宇部市楠テニスコート	宇部市大字東万倉字田ノ畔177番

2 指定管理者の候補者

宇部市大字西万倉1518番地5

特定非営利活動法人コミュニティスポーツくすのき

会長 佐々木 宏 志

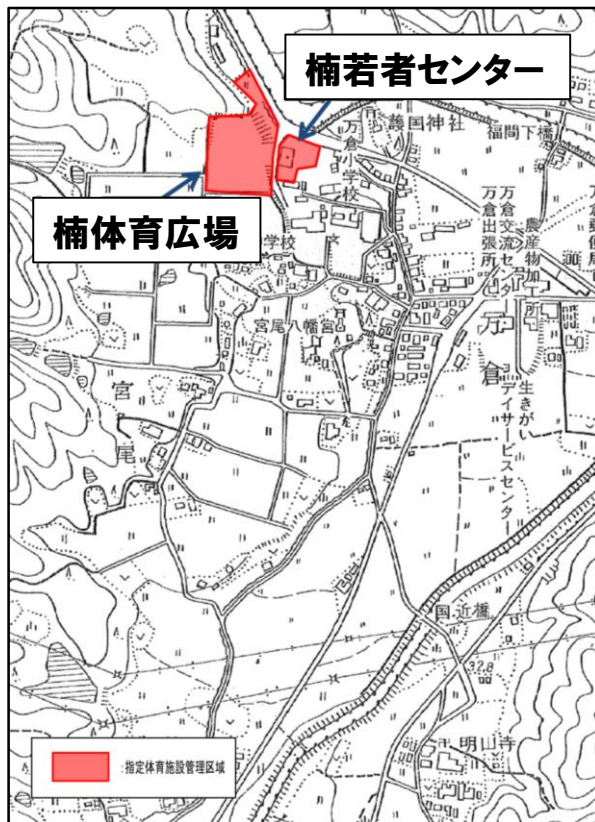
3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

1.施設名称

- ・宇部市楠若者センター（宇部市大字西万倉字口ノ坪1518番地5）
- ・宇部市楠体育広場（宇部市大字西万倉字口ノ坪1516番1）
- ・宇部市楠西山運動広場（宇部市大字船木字西田4613番7）
- ・宇部市楠テニスコート（宇部市大字東万倉字田ノ畔177番）

2.施設位置図



議案103号 宇部市体育施設(宇部市楠若者センターほか3施設)に係る指定管理者の指定の件

3.指定管理候補者

- ・団体名 特定非営利活動法人コミュニティスポーツくすのき
- ・代表者名 会長 佐々木 宏志
- ・主たる事業所の所在地 宇部市大字西万倉字口ノ坪1518番地5

4.指定管理候補者選定の経緯

内容	期日
申請要項の配布	令和5年9月1日(金)
申請書の提出期限	令和5年10月4日(水)
指定管理候補者選定委員会	令和5年10月27日(金)
指定管理候補者の選定通知	令和5年10月31日(火)

5.審査基準、配点及び審査結果

審査基準	配点	候補者
1 市民の平等な利用を確保することができるものであること。	15	11
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	25	18
3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	25	10
4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	25	17
5 その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	10	5
計	100	61
6 外部評価委員会による宇部市体育施設(楠地域)の管理運営の実績評価		1
合計	100	62

※評価項目の6は、現在の指定管理者である団体が応募した場合に当該団体の採点上追加されるもの。

議案第104号

宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市渡辺翁記念会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市渡辺翁記念会館	宇部市朝日町8番1号

2 指定管理者の候補者

宇部市朝日町8番1号

公益財団法人宇部市文化創造財団

理事長 渡 邊 祐 二

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第105号

宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市文化会館	宇部市朝日町8番1号

2 指定管理者の候補者

宇部市朝日町8番1号

公益財団法人宇部市文化創造財団

理事長 渡 邊 祐 二

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第104号 宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件

議案第105号 宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件

1 選定について

宇部市文化会館が改修工事のため令和6年1月から2年程度休館することとなっています。施設の休館という特殊な事情に鑑み、文化会館が休館中の2年間については、引き続き、文化振興の推進や両会館の適切な管理・運営を行っている同財団に任せることが適当であるため、非公募により単独指定としたものです。

2 指定管理候補者選定の経緯

内容	期日
申請書の提出期限	令和5年10月18日（水）
指定管理候補者選定委員会	令和5年10月26日（木）
指定管理候補者の選定通知	令和5年11月6日（月）

3 審査基準、配点及び審査結果

審査基準	配点	候補者
1 市民の平等な利用を確保することができるものであること。	10	7.0
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	30	20.4
3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	15	8.2
4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	30	20.0
5 その他施設の管理運営に必要な事項	15	10.2
計	100	66.0
6 ※外部評価委員会による実績評価に基づく加点・減点		0
合計		66.0

※評価項目の6は、現在の指定管理者である団体が応募した場合に当該団体の採点上追加されるもの。

議案第106号

宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市総合福祉会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市総合福祉会館	宇部市琴芝町二丁目4番20号

2 指定管理者の候補者

アジアJV

代表者 宇部市鍋倉町5番15-2号

アジア宅建株式会社

代表取締役 久保逸記

宇部市新町10番21号

有限会社ジー・ケーサービス

代表取締役 河村静子

宇部市北条一丁目8番21-1号

株式会社アトミテック

代表取締役 中西康貴

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第107号

宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市多世代ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市多世代ふれあいセンター	宇部市琴芝町二丁目4番25号

2 指定管理者の候補者

アジアJV

代表者 宇部市鍋倉町5番15-2号

アジア宅建株式会社

代表取締役 久保逸記

宇部市新町10番21号

有限会社ジー・ケーサービス

代表取締役 河村静子

宇部市北条一丁目8番21-1号

株式会社アトミテック

代表取締役 中西康貴

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第108号

宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市障害者生活支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市障害者生活支援センター	宇部市鶉の島町5番21号

2 指定管理者の候補者

宇部市神原町二丁目1番22号

社会福祉法人神原苑

理事長 濃川則之

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第百十二号

宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

宇部市国民健康保険条例（昭和三十四年条例第十一号）の一部を次のように改める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

第九条の二中「及び第十七条の五」を「、第十七条の五及び第十七条の六」に改め、同条第二号二中「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に、「及び国民健康保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険給付費等交付金」に改める。

第十一条第一項中「第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「第三十五条の二の六第十五項」を「第三十五条の二の六第十一項」に改める。

第十三条の六の二中「及び第十七条の五」を「、第十七条の五及び第十七条の六」に改め、同条第二号口中「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改める。

第十三条の七中「第十七条の二」の下に「及び第十七条の六」を加え、同条第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の三第一項」を加える。

第十六条第一項中「発生し、若しくは」を「発生し、又は」に、「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「又は第十三条の八の額、第十七条の二第一項各号に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号」を「若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の五第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項に

において同じ。)に定める額、第十七条の六第一項各号(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第五項各号(同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)-に、「とする。)-又は」を「とする。)-若しくは」に改め、同条第二項中「又は第十三条の八の額、第十七条の二第一項各号に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号」を「若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号」に、「消滅し、又は被保険者数が減少した」を「消滅した」に改める。

第十七条の二第一項第一号中「第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「第三十五条の二の六第十五項」を「第三十五条の二の六第十一項」に改める。

第十七条の五第一項及び第四項第一号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)-がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)とする(第五項に掲げる場合を除く)。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第三十二条の十の二で定める場合には、出産の日。第十七条の七第一項及び第二項において同じ。)-の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)-の前月(多胎妊娠の場合には、三月前から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)-のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第十三条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定に

ついて準用する。この場合において、第十三条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

一 当該出生被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に依りてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第十三条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十三条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

第十七条の七 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- 一 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - 二 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - 三 出産の予定日
 - 四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - 二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - 三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第一項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第一項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第一項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。
（出産被保険者の保険料の減額に関する経過措置）
- 2 改正後の第十七条の六の規定は、令和五年度分の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度分の保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「説明」

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期

間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第九条の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十七条の二及び第十七条の五

の規定により基礎

賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

二 その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項

の規定による繰入金及

び国民健康保険給付費等交付金

(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十一条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第九条の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十七条の二、第十七条の五及び第十七条の六の規定により基礎

賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

二 その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金

(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十一条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上

場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三项若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等

場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三项若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十七条の二において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

課総額）

第十三条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第十七条の二及び第十七条の五

の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

ロ その他国民健康保険事業に要する費

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二第一項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十七条の二において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第十三条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

課総額）

第十三条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第十七条の二、第十七条の五及び第十

七条の六の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

ロ その他国民健康保険事業に要する費

用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課総額）

第十三条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第十七条の二の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六の額

用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課総額）

第十三条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第十七条の二及び第十七条の六の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

二

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若しくは第十三条の六の六の額

(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))又は第十三条の八の額、第十七条の二第一項各号に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号

に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若し

(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第十七条の五第一項(同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第十七条の六第一項各号(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第五項各号(同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の二、第十三条の六の三若し

くは第十三条の六の六の額又は第十三条の八の額、第十七条の二第二項各号に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号

に
定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十七条の二

一 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金

くは第十三条の六の六の額若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第二項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める第十三条若しくは第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場
合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十七条の二

一 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金

額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。

以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規

額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。

以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規

定する給与等の収入金額が五十五万円を超えらるる者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第三号において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十七条の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額(第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第四項に

定する給与等の収入金額が五十五万円を超えらるる者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第三号において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十七条の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額(第十三条第二項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第四項に

掲げる場合を除く。）。

4

一 第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

掲げる場合を除く。）。

4

一 第十三条又は第十三条の五の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

（出産被保険者の保険料の減額）

第十七条の六 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第三十二条の十の二で定める場合には、出産の日。第十七条の七第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2| 第十三条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十三条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3| 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4| 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5| 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に¹出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条又は第十三条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）とする。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額

の所得割の保険料率を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十七条の二第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第十三条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十三条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の六の三又は第十三条の六の六」と、「六十五万円」とあるのは「二十二万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十三条の二」とあるのは「第十三条の八」と、「六十五万円」とあるのは「十七万円」と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

- 第十七条の七 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
- 一 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - 二 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - 三 出産の予定日
 - 四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - 二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - 三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第一項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第一項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第一項の規定による届出を省略させることができる。

令和5年12月宇部市議会定例会

文教民生委員会

健康福祉部

目 次

議案第106号	宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件	P 1
議案第107号	宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件	P 1
議案第108号	宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件	P 2
(報 告)	宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況について	P 3
議案第112号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	P 4
(報 告)	第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況について	P 6
(報 告)	宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について	P 7
(報 告)	第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について	P 9
(報 告)	第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況について	P10

議案第106号 宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件

議案第107号 宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件

1 施設の名称及び位置

- (1) 宇部市総合福祉会館：宇部市琴芝町二丁目4番20号
- (2) 宇部市多世代ふれあいセンター：宇部市琴芝町二丁目4番25号

2 指定管理者の候補者

アジアJV<共同事業体>

- (代表団体) アジア宅建株式会社 代表取締役 久保 逸記
 - (構成団体) 有限会社ジー・ケーサービス 代表取締役 河村 静子
 - (構成団体) 株式会社アトミテック 代表取締役 中西 康貴
- 宇部市鍋倉町5番15-3号

3 指定期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日（1年間）

4 経緯と選定理由

- (1) 申請期間 令和5年10月20日～10月23日
- (2) 申請数 1団体
- (3) 選定委員会 第1回 令和5年10月31日
- (4) 選定理由

施設の安定的な運営と公の施設としての市民サービスの向上や効率的な運営に向けた観点から、候補はスタッフの配置、施設管理の実績が十分にあり、適切な人員の配置が見込まれる。

また、これまでの指定管理の実績をもとに、自主事業や設備の充実など具体的な事業計画が示されており、利用者の声をもとに改善に取り組んでいる。

以上の点から、指定管理者の候補者としてふさわしいと認められる。

5 評価結果（100点満点換算）

評価基準	配点	候補者
I 住民の平等な利用を確保することができるものであること	10	7.10
II 施設の効用を最大限に発揮させるものであること	30	20.66
III 施設の管理に係る経費の削減を図るものであること	20	12.80
IV 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	30	20.67
V その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	10	6.32
合計点	100	67.55
VI 外部評価委員会による実績評価に基づく加点・減点		0
合計点		67.55

議案第108号

宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件

1 施設の名称

- (1) 名称 宇部市障害者生活支援センター
- (2) 位置 宇部市鶉の島町5番21号

2 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 社会福祉法人 神原苑
- (2) 代表者名 理事長 濃川 則之

3 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

4 経緯と選定理由

- (1) 公募期間 令和5年9月27日～10月19日
- (2) 申請数 1団体
- (3) 選定委員会 第1回 令和5年10月31日
- (4) 選定理由

市の示す施設の管理運営についての基本方針と上記団体が提案した運営方針は合致しており、本事業が果たすべき役割の実現が期待できる。

また、地域のニーズの把握に努め、関係機関等と連携し、単身で地域において生活している重度身体障害者等への安否確認やお助け活動など地域共生社会の実現に向けた取り組みの提案について優れており、地域の相談機関との連携強化や各種情報の収集・提供等基幹相談支援センターの補完的役割を担う事業所としての効果が十分に期待される。

さらに、社会福祉法人としての実績を重ねており、特に介護保険や障害福祉サービス事業所としての経験は福祉総合相談対応事業に活かせる。

以上の点から、指定管理者の候補者としてふさわしいと認められる。

5 審査結果

評価基準	配点	候補者
I 施設の基本的な運営方針	10	6.50
II 事業計画	45	24.92
III 運営組織と体制	30	21.25
IV 財務関係	10	6.33
V その他特筆すべき事項	5	2.50
小計点	100	61.50
VI 外部評価委員会による実績評価	—	0.00
合計点	—	61.50

(報告事項) 宇部市障害者福祉プラン策定の進捗状況について

障害福祉課

計画名	第五次宇部市障害者福祉計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画
根拠法令	第五次宇部市障害者福祉計画…障害者基本法第11条第3項 第7期障害福祉計画…障害者総合支援法第88条第1項 第3期障害児福祉計画…児童福祉法第33条の20第1項
基本理念	障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり
基本目標	①互いを理解し、共生するまちづくり ②ともに学び育つ ③ともに自立し安心して暮らす ④ともに働き楽しむ
計画期間	【第五次宇部市障害者福祉計画】 令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間 【第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画】 令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間
重要施策	・障害についての理解促進 ・発達障害に関する支援体制の充実
新規・拡充事業 (前計画との違い)	【主な新規事業】 ①互いを理解し、共生するまちづくり ・あいサポート運動の推進 ・外出しやすい環境の整備 ②ともに学び育つ ・療育関係機関連携の強化 ③ともに自立し安心して暮らす ・地域自立支援協議会の強化 ・発達障害に関する支援体制の充実 ④ともに働き楽しむ ・DXを踏まえた多様な働き方の支援

1 改正趣旨

- (1) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備
- (2) 地方税法の一部改正に伴う所要の整備

2 改正内容

- (1) 国民健康保険法施行令の一部改正関係(第9条の2、第13条の6の2、第13条の7、第16条、第17条の6、第17条の7)

出産被保険者に係る産前産後期間の保険料軽減制度の創設

ア 軽減対象者

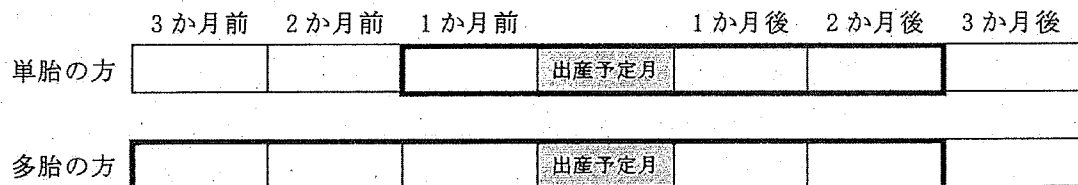
出産被保険者(出産する予定の被保険者又は出産した被保険者)

イ 軽減対象となる保険料

所得割及び被保険者均等割

ウ 軽減対象となる期間

出産被保険者の出産予定月の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から出産予定月の翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)



対象期間

エ 軽減額(例)(出産被保険者が40歳未満、単胎、令和5年度保険料率の場合)

(ア) 所得割

- 所得が250万円の場合

$$\begin{aligned} & (2,500,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 9.25\% (\text{医療分}) \times 4/12 \\ & + (2,500,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 2.80\% (\text{支援分}) \times 4/12 \\ & = 83,145 \text{円} \end{aligned}$$

- 所得が400万円の場合

$$\begin{aligned} & (4,000,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 9.25\% (\text{医療分}) \times 4/12 \\ & + (4,000,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 2.80\% (\text{支援分}) \times 4/12 \\ & = 143,395 \text{円} \end{aligned}$$

(イ) 被保険者均等割

- 低所得者軽減がない場合

$$25,300 \text{ 円 (医療分)} \times 4/12 + 8,100 \text{ 円 (支援分)} \times 4/12 \\ = 11,134 \text{ 円}$$

- 低所得者 2 割軽減世帯の場合

$$25,300 \text{ 円 (医療分)} \times 0.8 \times 4/12 + 8,100 \text{ 円 (支援分)} \times 0.8 \times 4/12 \\ = 8,907 \text{ 円}$$

- 低所得者 5 割軽減世帯の場合

$$25,300 \text{ 円 (医療分)} \times 0.5 \times 4/12 + 8,100 \text{ 円 (支援分)} \times 0.5 \times 4/12 \\ = 5,567 \text{ 円}$$

- 低所得者 7 割軽減世帯の場合

$$25,300 \text{ 円 (医療分)} \times 0.3 \times 4/12 + 8,100 \text{ 円 (支援分)} \times 0.3 \times 4/12 \\ = 3,340 \text{ 円}$$

(2) 地方税法の一部改正関係 (第 11 条、第 17 条の 2)

地方税法において、上場株式等の譲渡所得及び配当所得の申告方法 (所得税及び個人住民税) に関する規定が改正されたことに伴い、これと連動する本条例の規定 (所得割額の算定方法及び低所得者の保険料の減額に係る算定方法) について所要の整備を行うもの

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日 (附則第 1 項)

4 経過措置

- (1) 令和 5 年度分保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用 (附則第 2 項)
- (2) 令和 5 年度分保険料のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度以前の年度分の保険料については従前どおり (附則第 2 項)

5 参考

令和 5 年度 12 月補正予算で、令和 5 年度分保険料軽減見込額 520 千円 (令和 6 年 1 月～同年 3 月相当分) を計上 (軽減額の補填財源は国 1/2、県 1/4、市 1/4)

(報告事項) 第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画策定の進捗状況について

保険年金課

計画名	宇部市国民健康保険 第3期データヘルス計画 兼 第4期特定健康診査等実施計画
根拠法令	データヘルス計画：国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号） 特定健康診査等実施計画：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
基本理念	被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するもの
基本目標	慢性腎臓病・脳血管疾患を予防し、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図る。
計画期間	令和6年度～令和11年度（6年間）
重要施策	<p>1 糖尿病等の重症化予防</p> <p>(1) 糖尿病未治療者（特定健診受診勧奨域以上）への受診勧奨事業</p> <p>(2) 糖尿病治療中断者への受診勧奨事業【新規】</p> <p>(3) 糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業</p> <p>(4) CKD（慢性腎臓病）受診勧奨事業【新規】</p> <p>2 生活習慣病発症予防・保健指導</p> <p>(1) 特定保健指導【拡充】</p> <p>(2) 特定保健指導利用率向上事業【新規】</p> <p>(3) 生活習慣病予防事業</p> <p>3 早期発見・特定健診</p> <p>(1) 特定健診受診率向上事業</p> <p>4 健康づくり</p> <p>5 服薬管理</p> <p>(1) 重複服薬者保健指導事業</p> <p>(2) 後発医薬品使用促進事業</p>
新規・拡充事業 (前計画との違い)	上記【新規】、【拡充】のとおり

令和5年12月議会 文教民生委員会

(報告事項)

令和5年度第1回宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について

■地域密着型サービスとは

- 介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、市町村指定の事業所が提供するサービス。
- 対象者：要介護、要支援の認定を受けている方。
原則として、宇部市に居住している方。

第1回宇部市地域密着型サービス運営委員会

- 日時：令和5年10月16日(月)19時～20時
- 会場：宇部市役所 3階 3-3会議室
- 出席者：委員12名(欠席者0名) 事務局8名

【議事】

議題1 「地域密着型サービスの概要・指定等の状況・整備状況について」

【内容】

- ・令和5年2月1日から令和5年10月1日までにおける、宇部市地域密着型サービスの新規指定、更新、休止、廃止状況について報告
新規3事業所、更新が14事業所、廃止が3事業所、休止が1事業所

意見 なし

議題2 「第9期宇部市高齢者福祉計画における地域密着型サービスの整備計画について」

【内容】

- ・第9期宇部市高齢者福祉計画に「施設整備方針」を位置付けるため、案を示し意見を聴取

方針案 令和6年度～令和8年度までの間で、

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を宇部市内で1か所程整備

意見1

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者のうち、有料老人ホーム等ではなく自宅で生活されている方の割合を努力目標として、設定できないか。
- ・目標を掲げるには、現状分析を今一度実施してからが良い。
⇒委員の意見を踏まえ、今後検討してまいります。

意見2

- ・宇部市には看護小規模多機能型居宅介護が整備されていないが、なぜか。
⇒宇部市に必要であるという意見はあるものの、開設を検討している法人がないため、計画に位置付けていない。

地域密着型サービス事業所の指定状況

市指定事業所数一覧及び変更分 ※()は山陽小野田市及び山口市の事業所数

サービス種類	市内指定 事業所数 (R5.10.1 現在)	R5.2月～R5.10月未までの変更分			
		新規 3事業所	更新 14事業所	廃止 3事業所	休止 1事業所
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	5		1		
地域密着型通所介護	40	1	4(山口2)	1	
認知症対応型通所介護	3		(2)		
認知症対応型共同生活介護	18	(1)		1(1)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4		1		
小規模多機能型居宅介護	7		3(1)		1
夜間対応型訪問介護	1	1			
合計	78	2(1)	9(5)	2(1)	1

【新規 3事業所】(山陽小野田市の1事業所を含む)

・新規指定

【更新 14事業所】(山陽小野田市の3事業所、山口市2事業所を含む)

・指定有効期限の更新

【廃止 3事業所】(山陽小野田市の1事業所を含む)

・1事業所:利用者減のため事業継続困難となり、短期入所へ転換するため廃止

・1事業所:利用者の減少により廃止

・山陽小野田市の1事業所:宇部市の利用者がいなくなったため廃止

【休止 1事業所】

・利用者の減少のため休止

(報告事項) 第9期宇部市高齢者福祉計画策定の進捗状況について

高齢者総合支援課

計画名	第9期宇部市高齢者福祉計画
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8 ・介護保険法第117条
基本理念	高齢者が生きがいをもって自分らしく暮らせる、 支え合い助け合う地域共生のまち
基本目標	健やか、生きがい、尊厳、安心、基盤づくり
計画期間	令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間
重要施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域支え合い包括ケアシステムの推進 2 保健事業と介護予防の一体的な実施の推進と様々な機会を通じた介護予防 3 認知症施策の推進 4 介護職等の人材定着支援の推進
新規・拡充事業 (前計画との違い)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域支え合い包括ケアシステムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの強化 2 保健事業と介護予防の一体的な実施の推進と様々な機会を通じた介護予防 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教室等による介護予防の取組強化 ・地域活動の日の啓発 3 認知症施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する理解促進 ・認知症予防及び見守りの取組強化 4 介護職等の人材定着支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職等の人材発掘と就業の促進、定着、質の向上 ・デジタル活用の推進

(報告事項) 第二次宇部市自殺対策計画策定の進捗状況について

健康増進課

計画名	第二次宇部市自殺対策計画（いのちを大切にすまちプラン）
根拠法令	自殺対策基本法第13条
基本理念	みんなで気づき 絆でつながり いのちを大切にすまち
基本目標	自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数） 11.8以下（令和6年～令和10年の平均値）
計画期間	令和6年度～令和10年度（5年間）
重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ①若者のための自殺対策の推進 ②女性に対する自殺対策の推進 ③寄り添い支える人に対する支援の充実 ④生活困窮者への支援の充実 ⑤働く世代への自殺対策の推進 ⑥高齢者の孤立防止、社会参加促進への支援
新規・拡充事業 （前計画との違い）	<p>【重点対象者】 一次計画：若者、高齢者 二次計画：若者、高齢者、女性、寄り添い支える人、生活困窮者、働く世代</p> <p>【新規・拡充事業の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用したいのちをまもる相談事業 ・自主的な活動の居場所づくり ・重層的支援体制整備事業「庁内連携会議」 ・こども家庭センターの設置 ・専門職向け研修会 ・悩みごと相談窓口一覧の作成、活用 ・職場のメンタルヘルス対策の推進

○計画策定スケジュール（健康福祉部関係）

資料

計画名	令和5年									令和6年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
宇部市障害者福祉プラン		★ 5/18 協議会	↔ 市民モニターアンケート	↔ 障害者アンケート	↔ 障害関係団体、障害福祉サービス事業所アンケート	↔ 骨子案作成	↔ 素案作成	↔ 障害関係団体素案意見聴取	★ 10/12 協議会(書面開催)	★ 12/12 協議会	↔ ★ 文教民生委員会報告	↔ パブリックコメント(12/23~1/23)	★ 2月上~中旬 協議会	★ 計画策定		
第9期 宇部市高齢者福祉計画			↔ 骨子案作成	★ 7/18_審議会(第1回)	↔ ワークショップ開催	↔ 各種調査	↔ 素案作成		★ 11/24_審議会(第2回)	↔ ★ 文教民生委員会報告	↔ パブリックコメント(12/15~1/15)	★ 1/18_審議会(第3回)	↔ 介護保険料推計	★ 計画策定	★ 文教民生委員会議案(介護保険料決定)	
第二次 宇部市自殺対策計画			↔ 骨子案作成	★ 8/18_審議会(第1回)	● 7/13(第1回) ● 8/24(第2回)	↔ ワーキンググループ会議(医療・教育・労働・企業・警察・弁護士・相談窓口等の関係機関)	↔ 素案作成	● 10/17(第3回)	★ 11/16_審議会(第2回)	↔ ★ 文教民生委員会報告	↔ パブリックコメント(12/22~1/22)	★ 2月未定_審議会(第3回)	★ 計画策定	★		
	■ 4/27(第1回)		■ 7/27(第2回)	■ 8/24(第3回)	■ 9/28(第4回)	↔ 重層的支援体制整備事業庁内連携会議										
第3期データヘルス計画 兼 第4期特定健康診査等 実施計画				↔ 現行計画の振り返り、データ分析、素案作成等					● 10/27 運営協議会(骨子案)	● 11/20 運営協議会(素案)	● 文教民生委員会報告(素案)	↔ パブコメ(1/4~2/5)	↔ 整理	↔ 最終調整	★ 計画策定	● 2/中旬 運営協議会(最終案)

宇部市障害福祉プラン

第五次宇部市障害者福祉計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

【素案】

令和5年11月

宇部市

目次

第1章 プラン策定の概要	2
1 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定の趣旨.....	2
2 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけと計画期間.....	3
3 障害者をめぐる法制度の動向.....	7
第2章 本市の障害者等の状況	10
1 人口・世帯数の状況.....	10
2 身体障害者の状況.....	12
3 知的障害者の状況.....	15
4 精神障害者の状況.....	17
5 障害支援区分の状況.....	20
6 障害福祉サービス事業所の状況.....	20
7 事業者調査からわかる現状.....	206
8 関係団体からの意見.....	209
9 前計画の実践と評価.....	310
第3章 宇部市障害者福祉計画	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 重点施策.....	33
4 施策体系.....	34
5 分野別施策の展開.....	35
6 計画推進のために.....	83
第4章 第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画	85
1 計画の基本理念と基本目標.....	85
2 基本目標を実現するための施策.....	87
3 障害福祉サービス量の実績と見込み.....	98
4 計画の推進体制.....	114

第1章 プラン策定の概要

1 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定の趣旨

宇部市障害者福祉計画は、本市の障害者施策の方向性を示す総合的計画であり、その中のサービス分野の取組について、具体的な数値目標等を定めた実施計画が宇部市障害福祉計画及び宇部市障害児福祉計画です。

平成30年(2018年)3月に「第四次宇部市障害者福祉計画」(計画期間:平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)(令和3年(2021年)3月に一部改訂))を策定、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生[※]のまちづくり」を基本理念として、保健・医療・福祉や教育、就労などの幅広い分野での連携を行い、様々な障害者施策を推進してきました。また、障害福祉計画については、令和3年(2021年)に第6期宇部市障害福祉計画及び第2期宇部市障害児福祉計画(計画期間:令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))を策定し、障害者が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供と提供体制の整備に努めてきました。

このような中、平成30年(2018年)には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の改正、令和3年(2021年)には障害者差別解消法の改正が行われ、障害者の望む地域生活の実現に向けてより一層の支援の充実が求められています。

このたび、これらの計画が改定時期を迎えたことから、障害者を取り巻く課題を整理し、第五次障害者福祉計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定しました。本市の障害福祉のさらなる向上を図るためには、これらの計画を一体的に進める必要があること、そして、目指す方向性を、行政、関係機関、障害当事者、支援者などが共有するため、これらの計画を「宇部市障害福祉プラン」として一冊にまとめました。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

文中の「※」印のついた言葉は、用語解説(資料編)に用語の意味を掲載しています。

2 計画の策定体制

(1)宇部市地域自立支援協議会

本計画の策定にあたって、学識経験者や当事者の代表者、福祉関係者等から構成された「宇部市地域自立支援協議会」において、計画に関する協議を行いました。

(2)障害福祉に関するアンケート調査の実施

障害福祉施策へ反映させるため、宇部市在住の障害者手帳をお持ちの方などに、福祉施策に対する考えやサービス等に関するご意見をいただきました。

調査対象者	宇部市内にお住まいの障害者手帳所持者等から無作為抽出				
調査数	1,200名				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送	461件	計488件	回収率	40.6%
	WEB	27件			

(3)関係団体等意見聴取

宇部市内の障害福祉サービス事業所や障害福祉に関する活動を行っている団体へ、福祉施策に対する考えやサービス等に関するご意見をいただきました。

事業所調査				
調査対象者	宇部市内の障害福祉事業所			
調査数	132件			
調査方法	メールまたは郵送による配布・回収			
調査票回収数	61件		回収率	46.2%
関係団体調査				
調査対象者	宇部市内で障害者に関する活動を行う団体			
調査数	30件			
調査方法	メールまたは郵送による配布・回収			
調査票回収数	26件		回収率	86.7%

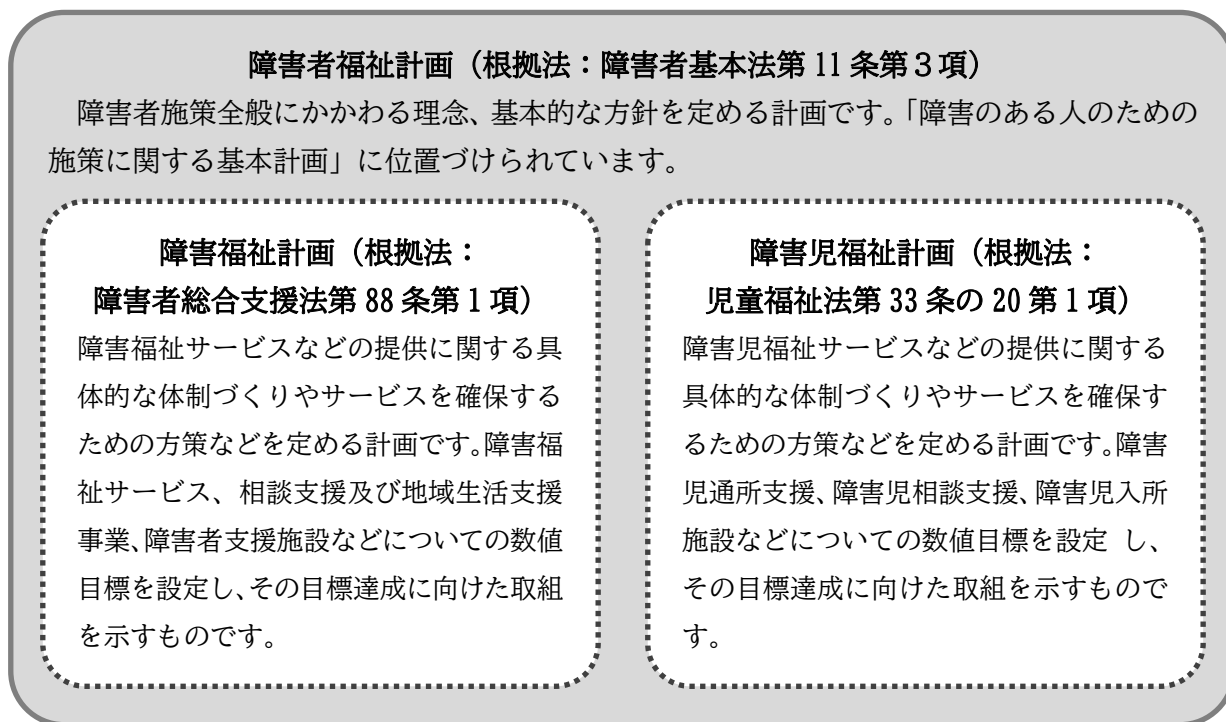
3 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置付け

障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」(計画期間:令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」(計画期間:令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))との整合性を踏まえ策定しています。

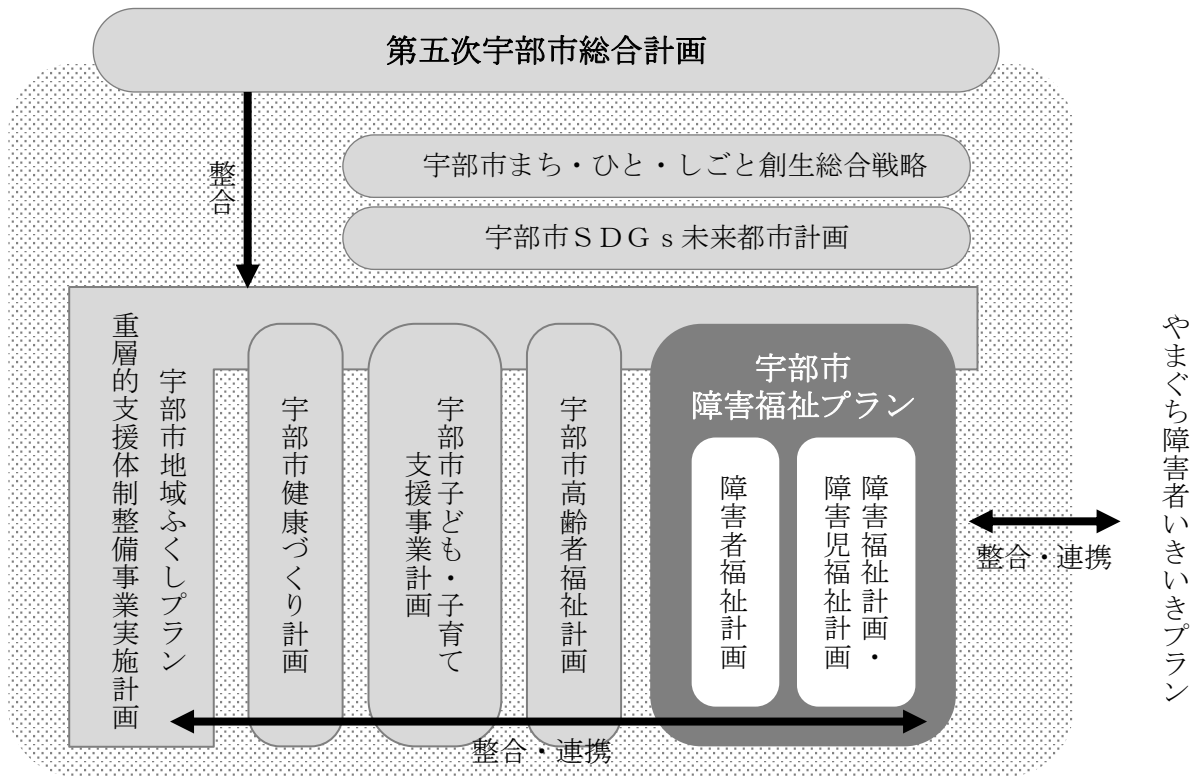
また、本市では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項の規定に基づき、「宇部市障害福祉計画」(第7期:令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))及び、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき「宇部市障害児福祉計画」(第3期:令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))を策定し、「宇部市障害者福祉計画」の中の、障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけます。

■ 図1—1 「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の位置づけ



また、策定にあたっては、「第五次宇部市総合計画」を最上位計画と位置づけ、「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「宇部市SDGs未来都市計画」、「宇部市地域ふくしプラン」等の関係計画及び山口県が策定する「やまぐち障害者いきいきプラン」と整合を図ります。

■図1—2 他計画との関連



(2)計画の期間

	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障害者福祉計画	第四次計画						第五次計画					
障害福祉計画	第5期		第6期			第7期			第8期			
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			

第五次宇部市障害者福祉計画の期間は、県の「やまぐち障害者いきいきプラン」にあわせ、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

また、第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画は、国の基本指針で原則3年と規定されていることから、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

なお、これらの計画については、社会状況の変化、法や関連制度の改正などを踏まえ、計画期間中であっても、必要な見直しを行うこととします。

4 障害者をめぐる法制度の動向

平成 28 年(2016年)に改正された「障害者総合支援法」が令和4年(2022年)に再度改正され、地域生活支援体制の充実や多様な就労ニーズへの対応など、障害者の希望にあった生活ができるようこれまで以上の取組が求められています。令和3年(2021年)には「障害者差別解消法」の改正によって、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務付けられており、共生社会の実現に向けて法制度の整備が進んでいます。

障害者の福祉、生活を支援するための法制度の動向は次の表のとおりです。

■図1—3 主な法制度等の動き

年	法制度などの動き	内容
平成15年 (2003年)	【第二次字部市障害者福祉計画策定】	・「措置制度」から「支援費制度」への移行
平成16年 (2004年)	障害者基本法の一部改正	・障害を理由とする差別の禁止 ・障害者計画の策定義務化
平成17年 (2005年)	発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義と法的な位置づけの確立
平成18年 (2006年)	障害者自立支援法の施行	・3障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入 ・サービス体系の再編 ・就労支援の強化
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行(バリアフリー新法)	・公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー化の推進
	障害者雇用促進法の一部改正 【第1期字部市障害福祉計画策定】	・精神障害者に対する雇用対策の強化
平成19年 (2007年)	学校教育法の一部改正	・盲、聾、養護学校を特別支援学校へ一本化 ・小、中学校において、学習障害(LD) [※] や、注意欠陥多動性障害(AD/HD) [※] などへの支援
平成20年 (2008年)	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)へ批准	・障害者が社会のあらゆる側面で平等な権利を享受することを目的とする ・障害者の権利保護を国際的な視点で促進する
平成21年 (2009年)	【第2期字部市障害福祉計画策定】	
平成22年 (2010年)	障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布	・利用者負担の見直し ・発達障害が障害者の対象となることの明確化 ・相談支援の充実 ・障害児支援の強化 ・地域における自立した生活のための支援の充実
平成23年 (2011年)	障害者基本法の一部改正 【第三次字部市障害者福祉計画策定】	・目的規定の見直し ・障害者の定義の見直し ・地域社会における共生等 ・差別の禁止

年	法制度などの動き	内容
平成24年 (2012年)	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の施行	・通報の義務づけ ・自治体などによる調査や保護
	児童福祉法の一部改正 【第3期宇部市障害福祉計画策定】	・対応窓口の設置 ・障害児施設の見直し ・障害児通所支援・相談支援の創設 ・障害児通所支援給付費等の給付
平成25年 (2013年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の一部施行	・障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正 ・障害者福祉サービス範囲に難病を追加
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行(障害者優先調達推進法)	・障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進 ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定
平成26年 (2014年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の施行	・障害程度区分を障害支援区分に改正 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	・精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 ・保護者制度の廃止 ・医療保護入院の見直し
	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)の発効	・障害者に人権や事本的自由の完全かつ平等な享有の推進・保護 ・障害者の固有の尊厳の尊重を促進
平成27年 (2015年)	【第4期宇部市障害福祉計画策定】	
平成28年 (2016年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行	・国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消の推進
	障害者総合支援法の改正(2018年(H30.4.1)施行)	・障害者の望む地域生活の支援 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	児童福祉法の改正(2018年(H30.4.1)施行)	・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
	発達障害者支援法の改正施行	・発達障害者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
平成29年 (2017年)	宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例の施行	・行政、会社、店舗、地域など市全体でのコミュニケーション支援の取組の推進
平成30年 (2018年)	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(改正障害者総合支援法)施行	・障害者の望む地域生活の支援 ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者雇用促進法の改正施行	・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加の促進

年	法制度などの動き	内容
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(改正バリアフリー法)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進と地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進(バリアフリー化マスタープラン制度の創設) ・心のバリアフリーの推進
	【第四次宇部市障害者福祉計画策定】 【第5期宇部市障害福祉計画策定】 【第1期宇部市障害児福祉計画策定】	
令和元年(2019年)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和2年(2020年)	障害者雇用促進法の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の活躍の場の拡大に関する措置 ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置
令和3年(2021年)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
	障害者差別解消法の改正(2024年(R6)施行)	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や発達に課題のある子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進 ・一般就労や障害者施策への円滑な移行などの切れ目のない支援の充実 ・医療的ケア児や発達に課題のある子ども等に対する環境整備の推進
令和4年(2022年)	障害者総合支援法の改正(2024年(R6)施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズへの対応(「就労選択支援」の創設) ・障害者等の希望する生活の実現
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和5年(2023年)	障害者雇用促進法の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・週20時間未満で働く精神障害者等について、法定雇用率の算定対象に加える ・障害者雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化

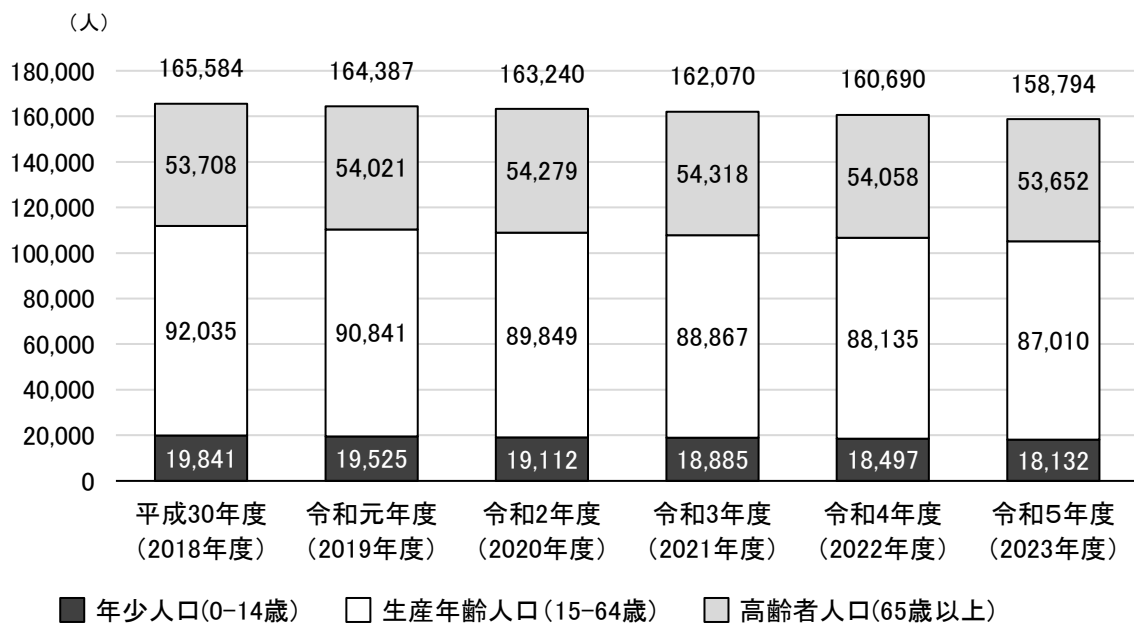
第2章 本市の障害者等の状況

1 本市の人口・世帯数の状況

(1) 人口の推移

令和5年度(2023年度)の総人口は158,794人となっており、減少傾向で推移しています。年齢別に見ると、年少人口、生産年齢人口は平成30年度(2018年度)以降減少傾向で推移しており、高齢者人口は令和3年度(2021年度)までは増加傾向で推移してきましたが、令和4年度(2022年度)以降は減少に転じています。

■ 図2-1 年齢別人口の推移

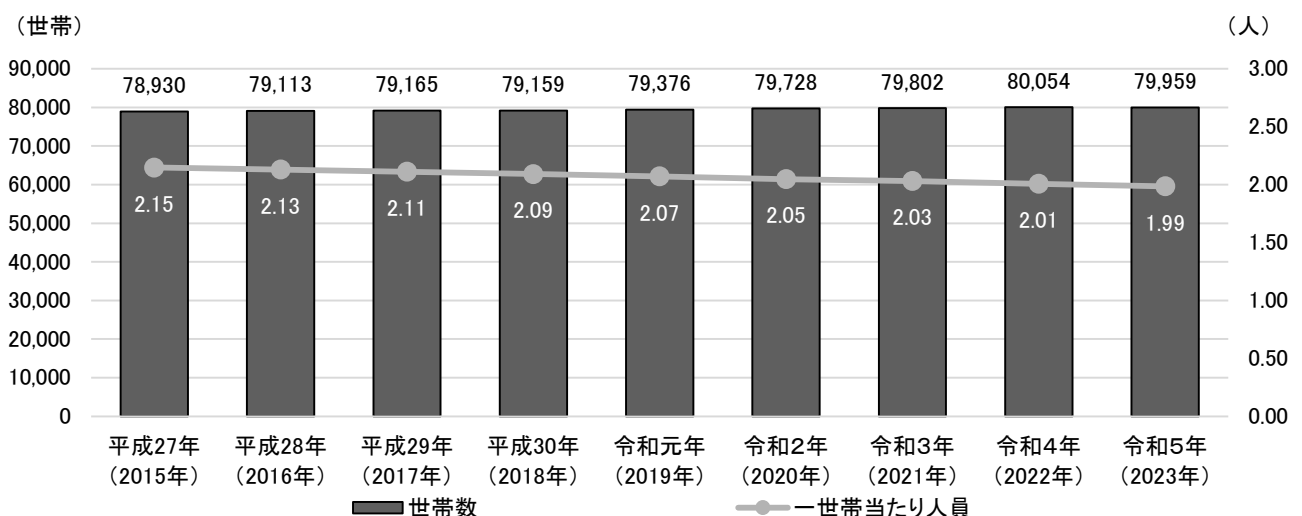


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(2) 世帯数の推移

世帯数は概ね横ばいで推移しており、令和5年度(2023年度)では79,959世帯となっています。

■ 図2-2 世帯数の推移

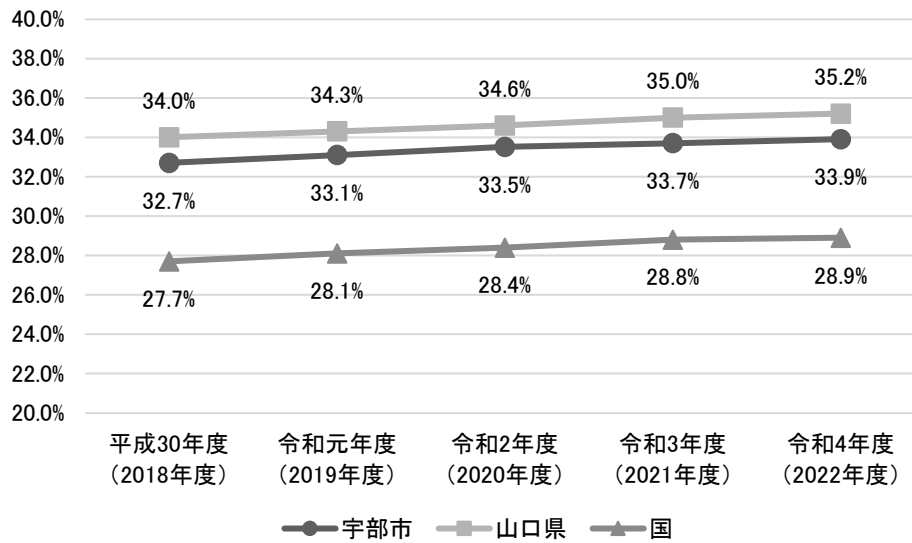


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(3)高齡化率の推移

令和4年度(2022年度)には本市の高齡化率は 33.9%となっており、平成30年度(2018年度)と比較して1.2%上昇しています。また、国に比べ5%高い割合です。

■ 図2-3 高齡化率の推移



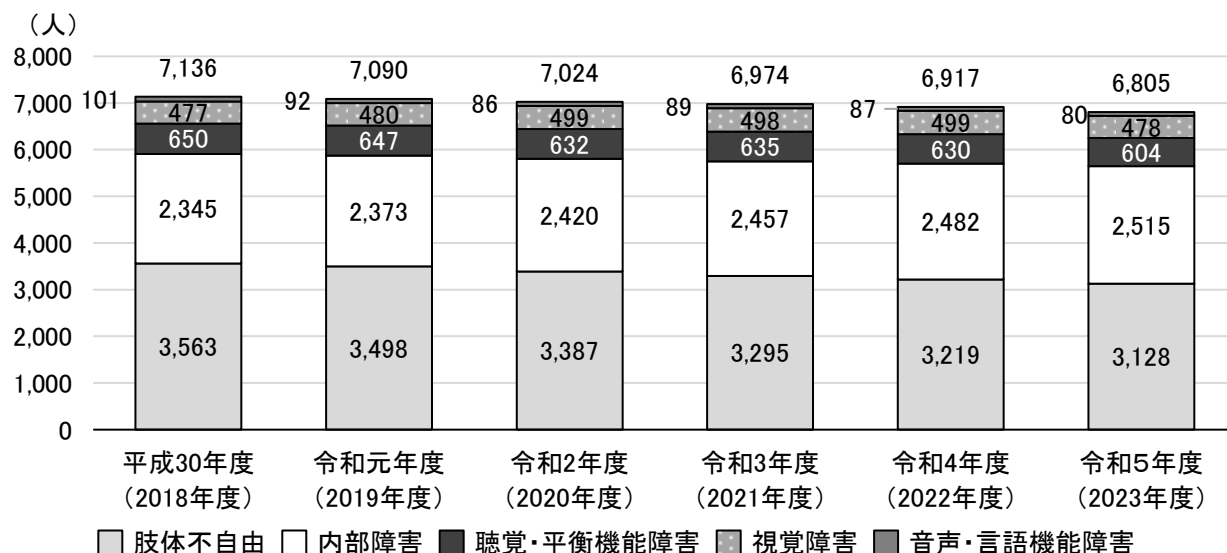
資料：山口県市町年齢別推計人口より（県統計分析課）

2 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年々減少しており、令和5年度(2023年度)4月1日現在では6,805人となっています。

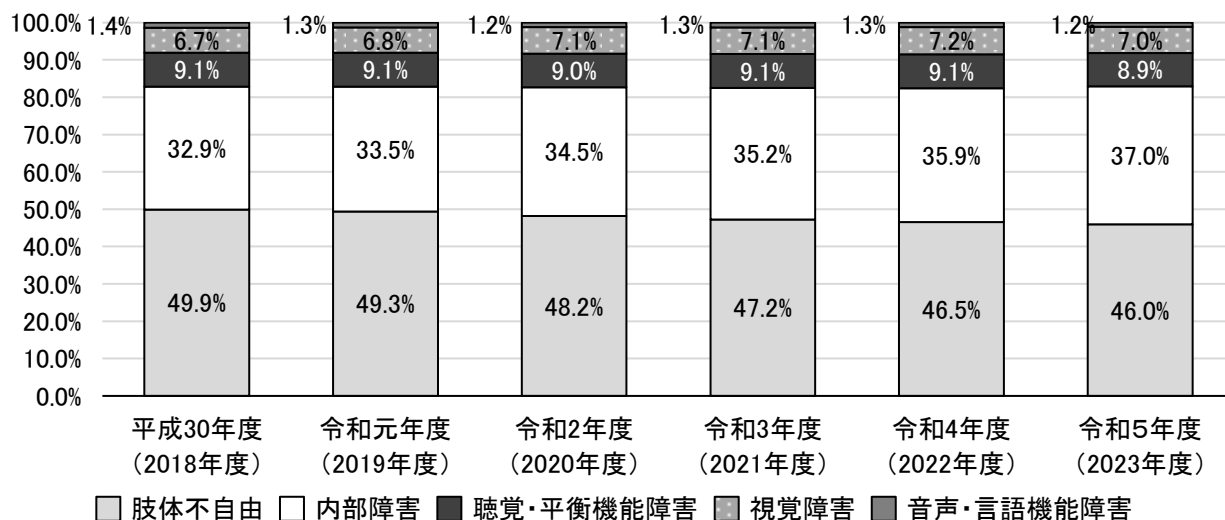
障害種別の内訳をみると、令和5年度(2023年度)時点では肢体不自由が3,128人(46.0%)で最も多く、次いで内部障害が2,515人(37.0%)となっています。全体の障害者数が減少している中、内部障害は年々増加しています。

■ 図2—4 身体障害者手帳所持者数の推移(障害種別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

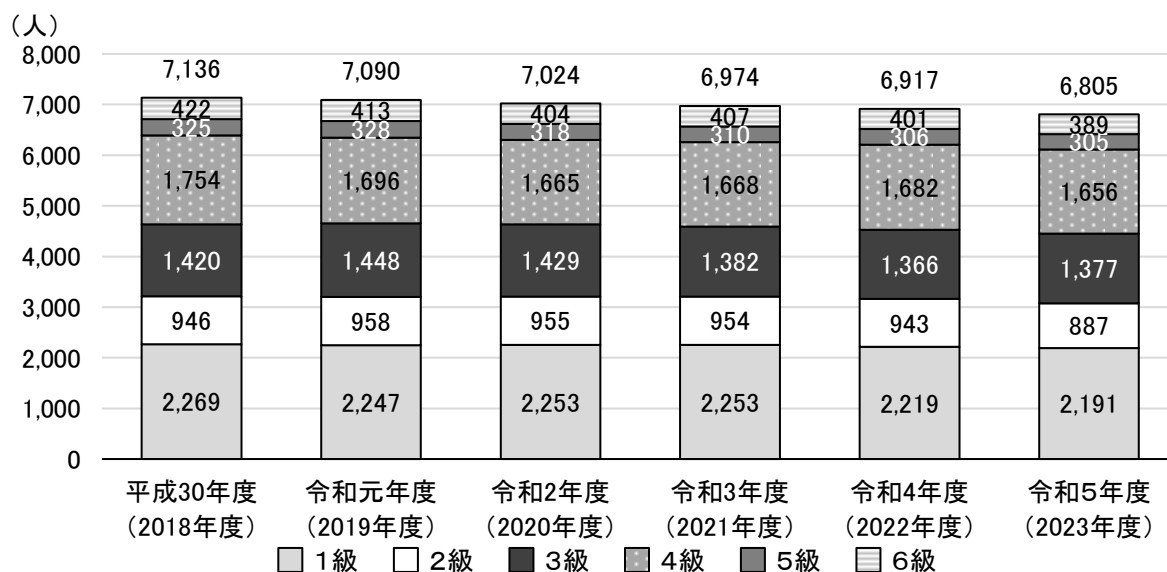
■ 図2—5 身体障害者手帳所持者数の構成比の推移(障害種別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

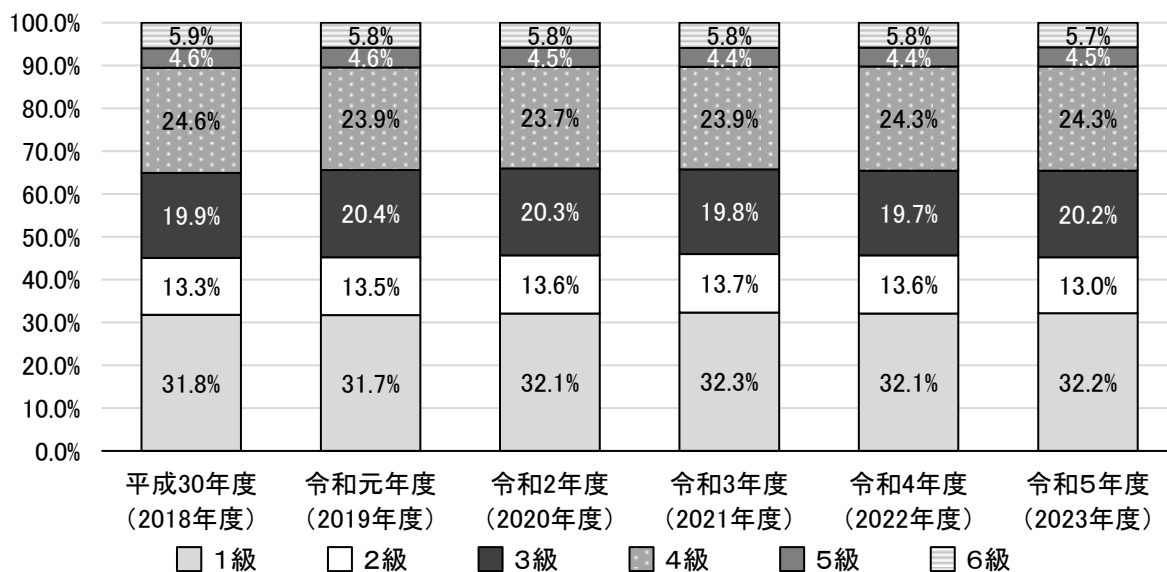
等級別にみると、1 級～3級の手帳所持者が全体の6割程度で推移しており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

■ 図2—6 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

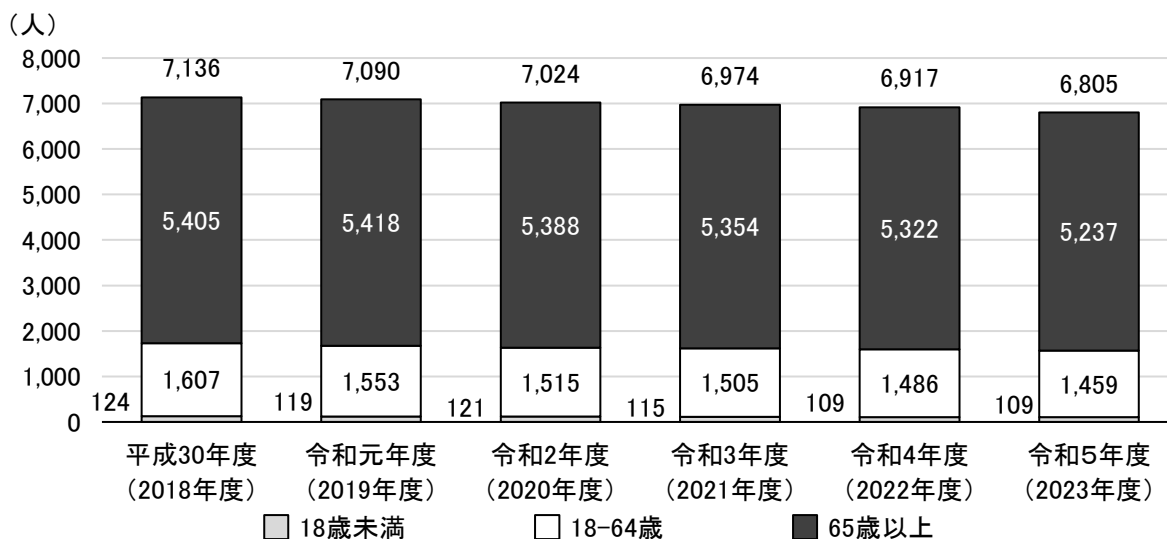
■ 図2—7 身体障害者手帳所持者数の構成比の推移(等級別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

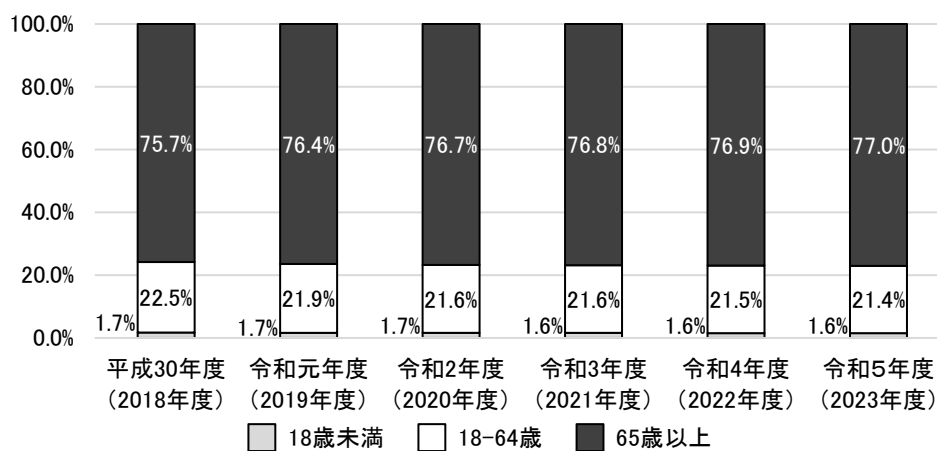
年齢別に見ると、65歳以上の割合が高くなっており、令和5年度(2023年度)時点では7割程度となっています。高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、身体障害者全体に占める高齢者の割合がさらに高くなるが見込まれます。

■図2—8 身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

■図2—9 身体障害者手帳所持者数の割合の推移(年齢別)

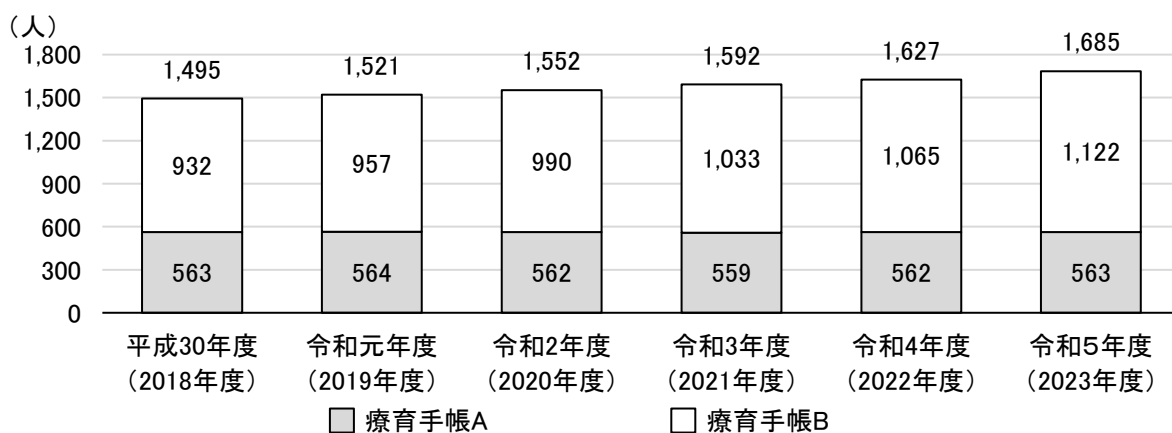


資料：障害福祉課（各年4月1日）

3 知的障害者の状況

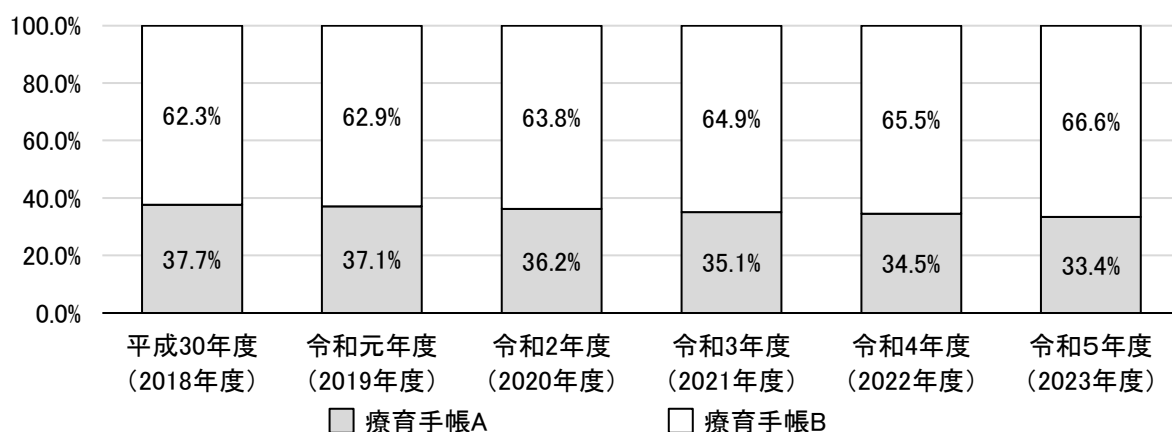
療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、特に、軽度及び中度(療育手帳B)の人の伸び率が高くなっています。令和5年度(2023年度)4月1日時点では、療育手帳所持者全体のうち6割程度が軽度及び中度(療育手帳B)となっています。

■図2—10 療育手帳所持者数の推移(等級別)



資料：障害福祉課 (各年4月1日)

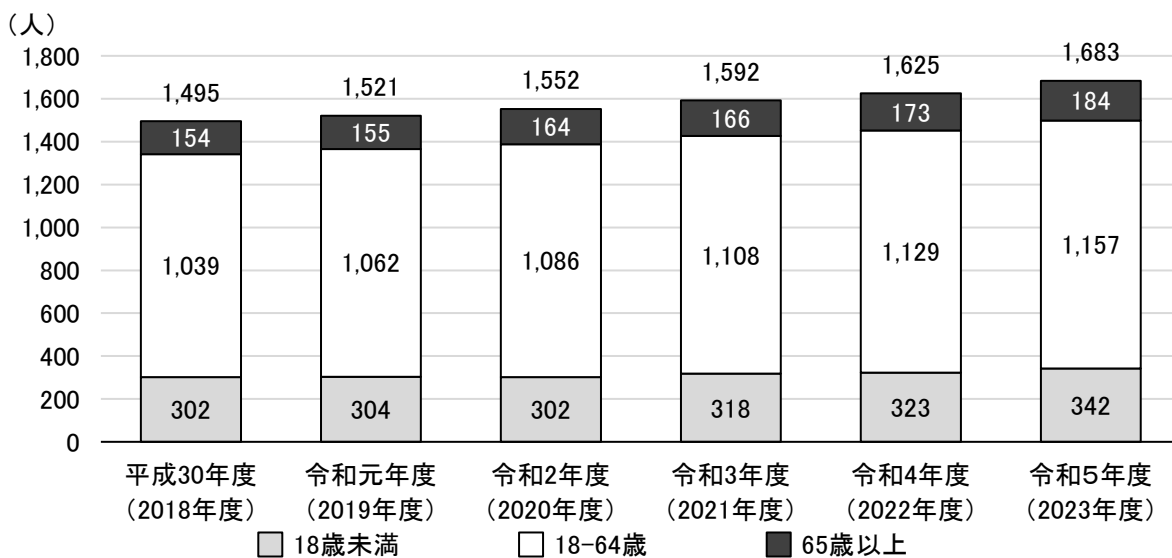
■図2—11 療育手帳所持者数の割合の推移(等級別)



資料：障害福祉課 (各年4月1日)

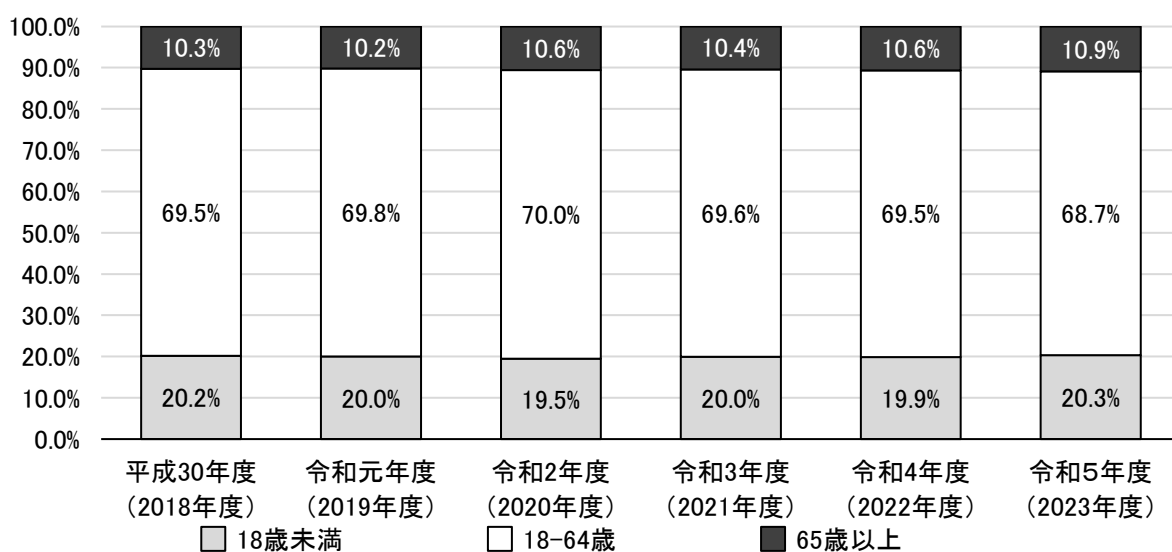
年齢別にみると、すべての年齢層で療育手帳所持者数は増加傾向にあります。
また、18歳未満の割合は2割前後で推移しています。

■ 図2—12 療育手帳所持者数の推移(年齢別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

■ 図2—13 療育手帳所持者数の割合の推移(年齢別)



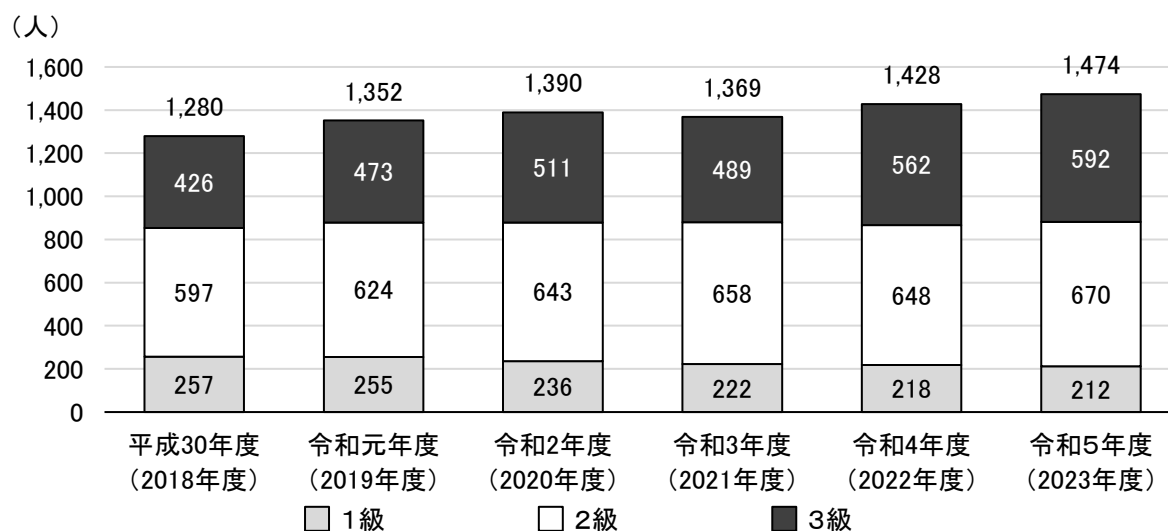
資料：障害福祉課（各年4月1日）

4 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、特に2級、3級が増加しています。

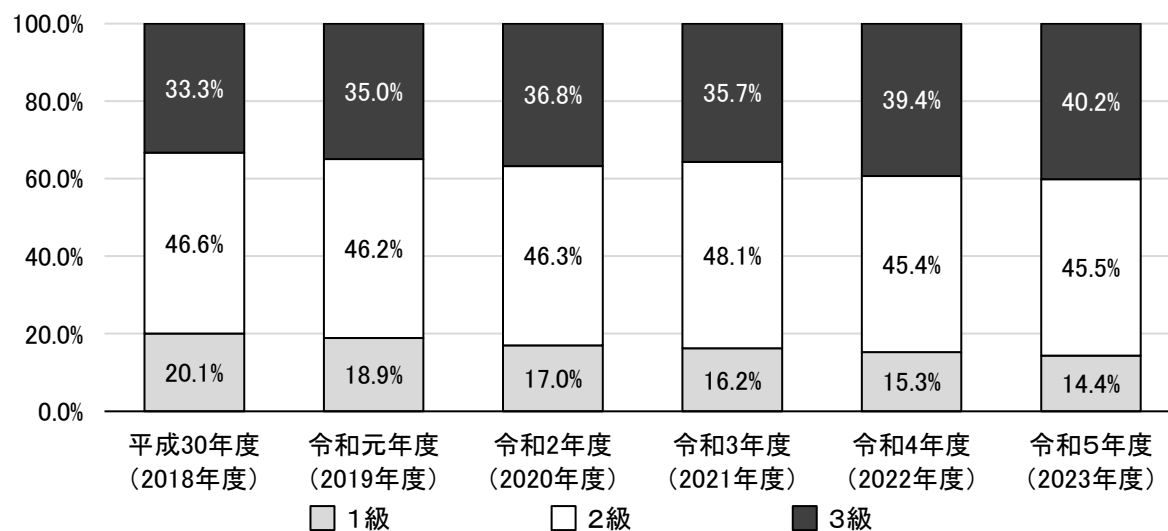
等級別にみると、2級が最も多く、令和5年度(2023年度)4月1日時点では670人で全体の精神障害者保健福祉手帳所持者のうち4割程度となっています。

■ 図2—14 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

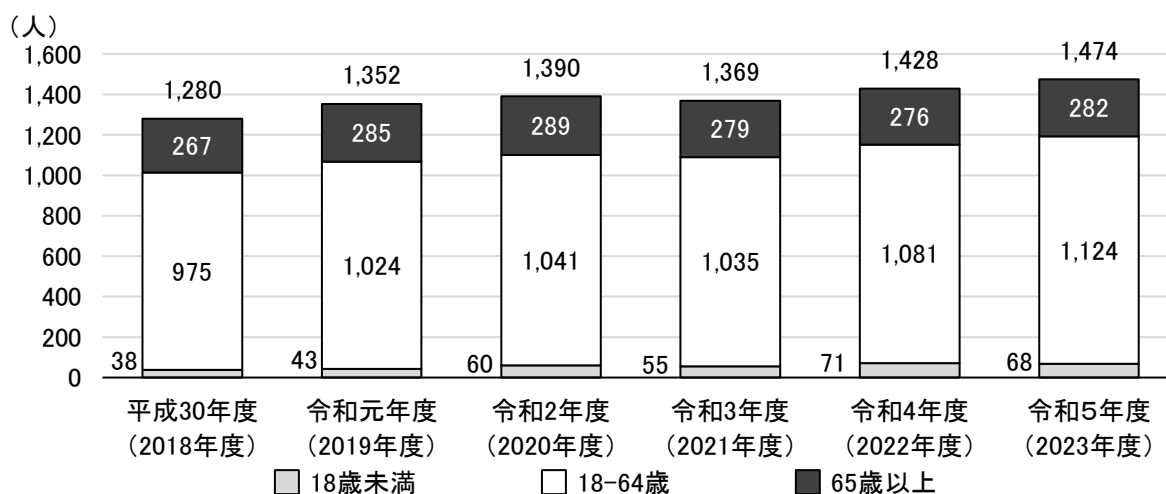
■ 図2—15 精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比の推移(等級別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

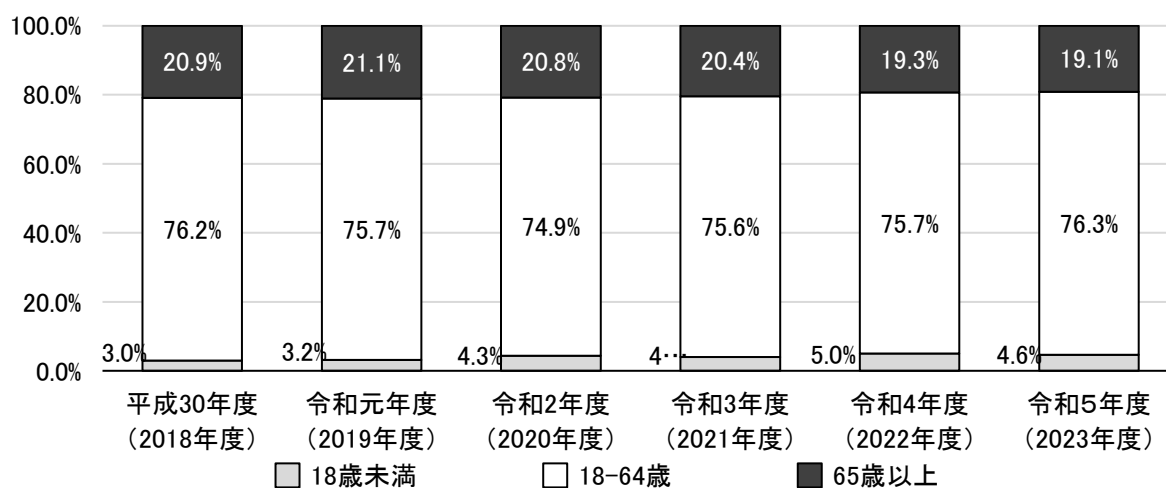
年齢別にみると65歳以上は横ばいで推移しているのに対して、18～64歳は増加傾向で推移しています。令和5年度(2023年度)4月1日時点では1,124人で7割程度が18～64歳となっています。

■ 図2—16 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

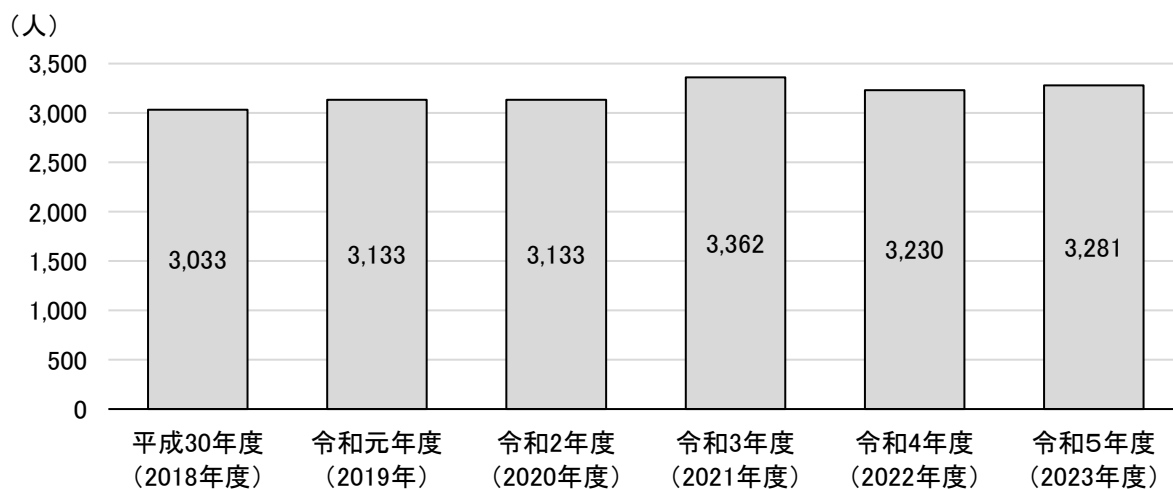
■ 図2—17 精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比の推移(年齢別)



資料：障害福祉課（各年4月1日）

自立支援医療(精神通院)受給者数は概ね増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)4月1日時点では3,281人となっています。

■図2—18 自立支援医療受給者数の推移



資料：障害福祉課（各年4月1日）

5 障害支援区分の状況

障害者(18歳以上)の介護給付及び一部の訓練等給付の支給決定については、障害者総合支援法に基づき、「障害支援区分」の認定を受け、区分の認定後にサービス利用意向なども踏まえて支給決定を行います。令和5年(2023年)4月1日現在の本市における障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

■図2—19 障害支援区分認定の状況

単位:人

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0	2	18	59	70	74	197	420
知的障害者	0	7	62	99	113	90	247	618
精神障害者	0	5	72	82	48	15	17	239
全体	0	13	138	208	191	143	352	1045

※障害種別ごとの計と合計は一致しない。

6 障害福祉サービス事業所の状況

市内における障害福祉サービス事業所の令和5年(2023年)4月1日現在の設置状況については、次のとおりです。

■図2—20 障害福祉サービス事業所数(指定事業所)

()内は、令和2年(2022年)4月1日現在

	事業所数	主な対象者			
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童
居宅介護	28(25)	28(25)	24(21)	26(23)	23(19)
重度訪問介護					
行動援護	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
同行援護	12(10)	12(10)	-	-	12(10)
重度障害者等包括支援	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
生活介護	21(20)	14(13)	19(17)	10(6)	4(3)
自立訓練(生活訓練)	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	-
自立訓練(機能訓練)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	-
宿泊型自立訓練	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	-
就労移行支援	6(5)	5(3)	6(4)	6(4)	-
就労定着支援	3(3)	2(2)	3(3)	3(3)	-
就労継続支援A型	11(10)	11(10)	11(10)	11(10)	-
就労継続支援B型	21(23)	14(15)	18(20)	16(16)	-
療養介護	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)
短期入所	11(11)	6(6)	10(10)	4(4)	5(5)
自立生活援助	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	-
共同生活援助	16(16)	8(6)	15(14)	12(10)	-
施設入所支援	5(5)	2(2)	4(4)	0(0)	-
特定相談支援(計画相談支援)	16(16)	16(16)	16(16)	16(16)	16(15)
地域相談支援	6(8)	6(8)	6(8)	6(8)	-
	地域移行支援	6(8)	6(8)	6(8)	-
地域定着支援	6(8)	6(8)	6(8)	6(8)	-

	事業所数	主な対象者			
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童
児童発達支援	18(9)	-	-	-	18(9)
医療型児童発達支援	1(1)	-	-	-	1(1)
放課後等デイサービス	26(17)	-	-	-	26(17)
保育所等訪問支援	2(1)	-	-	-	2(1)
障害児相談支援	16(15)	-	-	-	16(15)
移動支援	19(14)	19(14)	18(13)	18(12)	17(12)
日中一時支援	29(25)	14(10)	21(16)	15(13)	23(19)

※各事業所の主な対象者は1つの障害種別に限らないため、事業ごとの事業所数と主な対象者の事業所数の合計は合致しない。

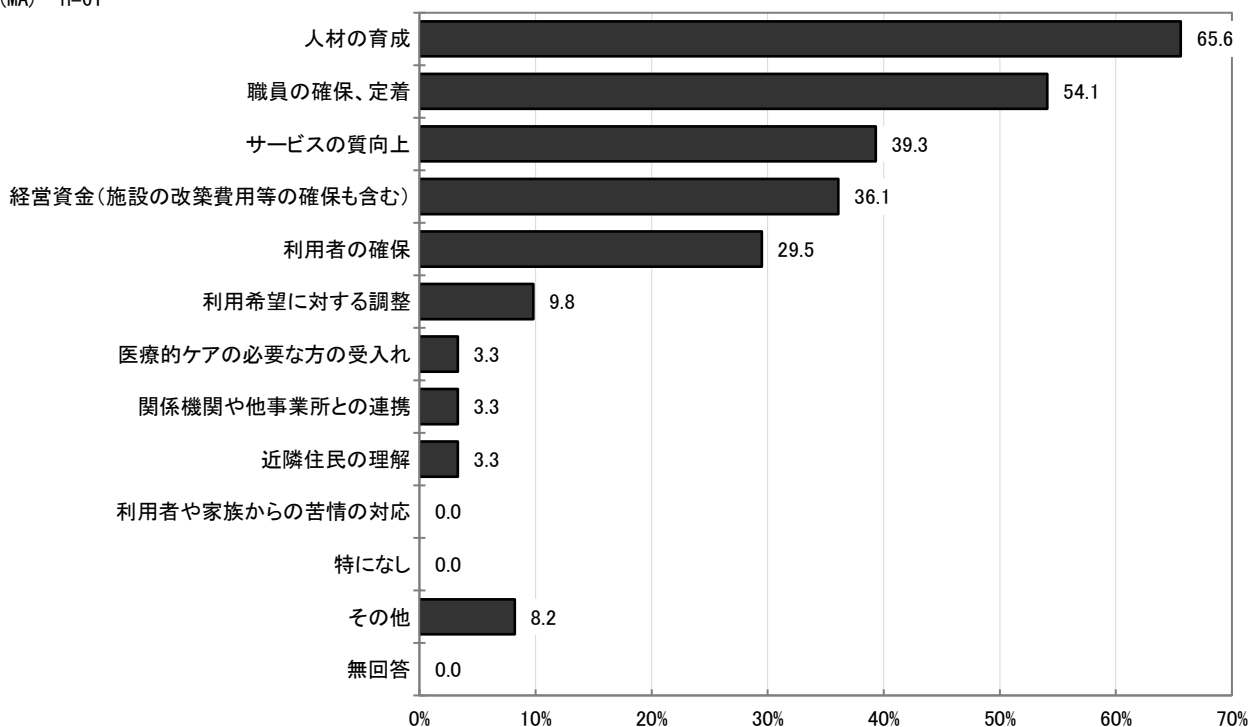
7 事業所調査からわかる状況

① 運営上の課題

運営する上での課題として、「人材の育成」が65.6%で最も高くなっています。次いで「職員の確保、定着」が54.1%、「サービスの質向上」が39.3%が続いています。

■ 図2—21 事業所を運営する上での課題

(MA) n=61

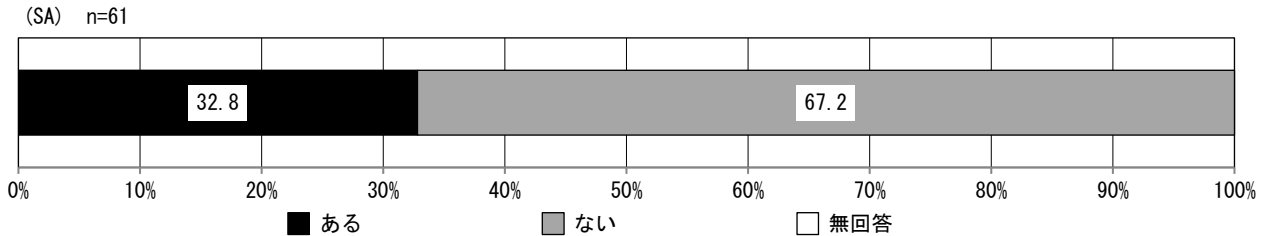


② 強度行動障害者の受入れについて

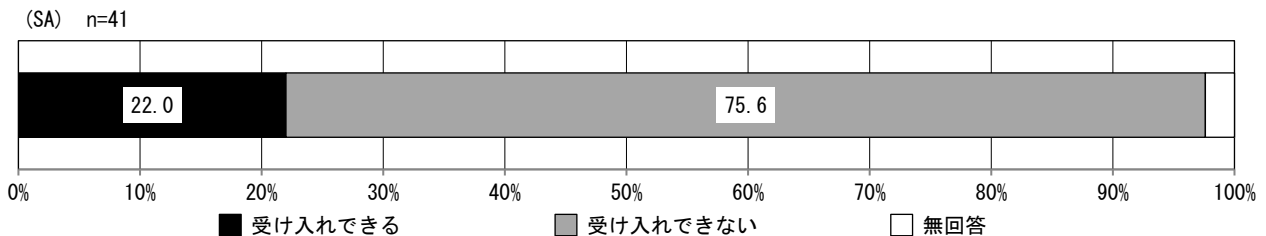
現在の強度行動障害者の受入れについて、受け入れがある事業所は 32.8%となっています。支援する上での困難として、本人にとって過ごしやすい環境をつくるのが困難なことや、突発的な行動によるリスク等が挙げられています。

今後の受入れについては「受け入れできる」が 22.0%となっており、受け入れるための支援として専門性の高い人材や研修の実施、関係機関との連携体制の構築が求められています。

■ 図2-22 強度行動障害のある利用者の受け入れの有無



■ 図2-23 強度行動障害のある利用者の今後の受入れについて(現在、受け入れがない事業者のみ回答)

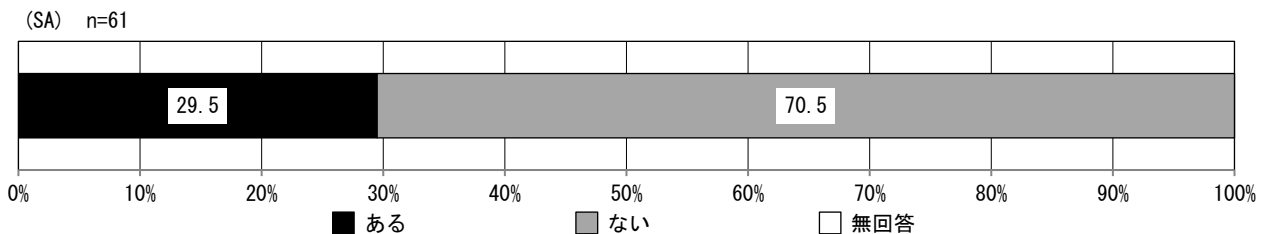


③ 医療的ケア児の受入れについて

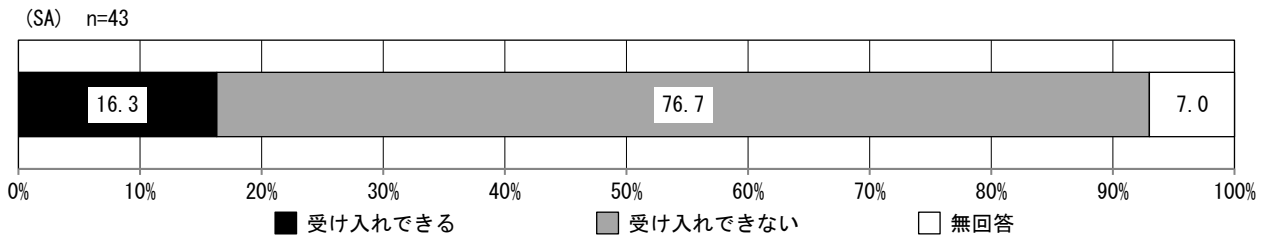
現在の医療的ケア児の受入れについて、受け入れがある事業所は 29.5%となっています。支援する上での困難として、看護師や医療機器の確保、医療的な介助が難しいこと等が挙げられています。

今後の受入れについては「受け入れできる」が 16.3%となっており、受け入れるための支援として医療的な技術・知識を持つ人材の確保等が求められています。

■ 図2-24 医療的ケア児の受け入れの有無



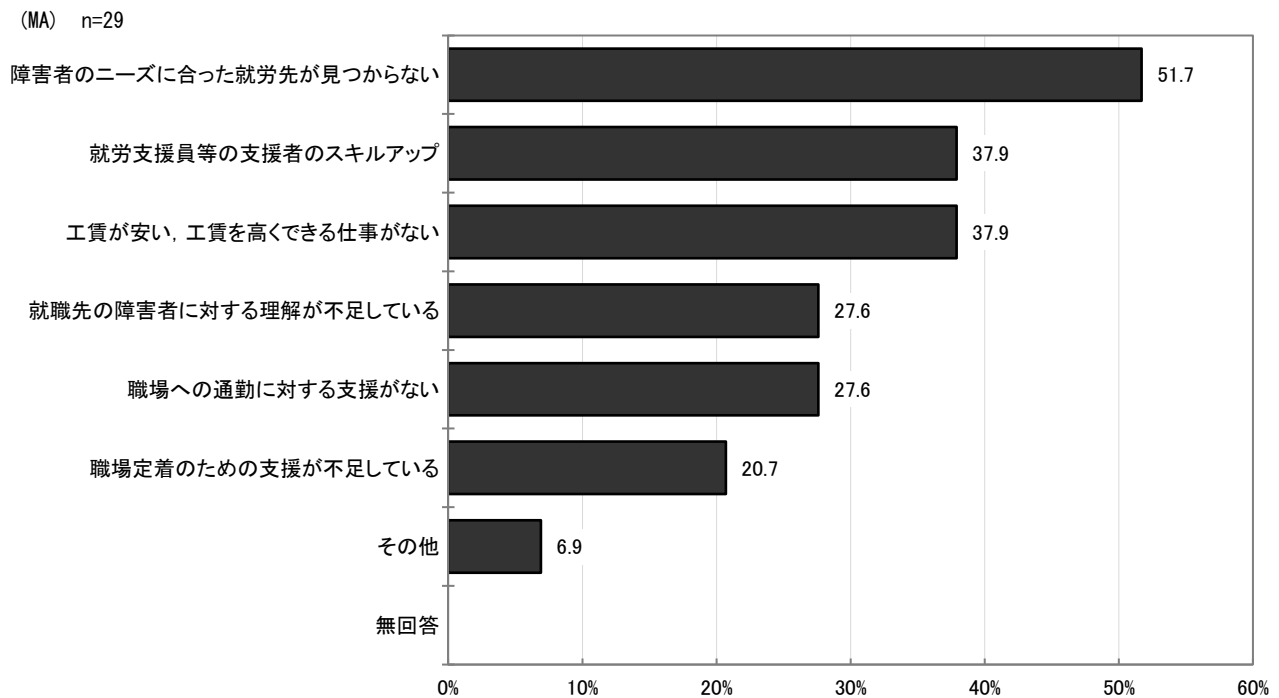
■ 図2—25 医療的ケア児の今後の受入れについて(現在、受入れがない事業者のみ回答)



③ 就労支援について

「障害者のニーズに合った就労先が見つからない」が 51.7%で最も高くなっています。次いで「就労支援員等の支援者のスキルアップ」「工賃が安い, 工賃を高くできる仕事がない」がともに 37.9%で続いています。

■ 図2—26 利用者への就労支援を行う際に課題となっていること(就労系サービス事業所、相談支援事業所のみ回答)



8 関係団体からの意見

障害者福祉に関する活動を行っている団体からは、以下のような意見が寄せられました。

■活動における問題点や課題(主な意見)

- 役員や会員の高齢化と、それに伴う担い手不足と参加者の減少。
- 団体の存続。
- 事業所の支援者不足。
- 活動費用の確保が困難。
- 障害児の支援の充実や居場所づくり、保護者の支援ニーズへの対応が困難。

■力を入れていきたい活動(主な意見)

- 障害者も楽しめるスポーツの普及。
- 手話の普及啓発。
- 災害時の避難に備えた準備等防災の取組。
- 当事者同士の交流の機会づくり
- ひきこもり支援。

■活動する上での市への要望(主な意見)

- インクルーシブ教育の推進。
- 会館やスポーツ施設の整備、活動拠点の安定、公共施設の利用しやすさの改善。
- 財政支援、助成等。
- 似た団体や仲間等の紹介。
- 障害者の災害時の避難に関する専門部会の設置。
- 行政・団体等との連携によるイベントの開催。

■充実してほしい障害福祉サービス等(主な意見)

- 行政による事業所の実態把握。
- 事業所における人材の質の向上、質の均てん化と担保。
- 質の高い障害児福祉サービスの提供と保護者のニーズへの対応。
- 福祉を担う人材の確保。

9 前計画の実践と評価

前計画の基本目標をもとに、障害者を取り巻く環境の変化や「障害福祉アンケート調査」・「事業所への意見聴取」・「障害者関係団体への意見聴取」の結果などから、下記のとおり4点に集約します。

前計画の基本目標 ①互いを理解し、共生するまちづくり

■前計画の取組

- ・当事者による障害者理解講座の実施や教育分野と連携した理解促進、地域や民間事業者への啓発等に取り組みました。
- ・あらゆる場面で障壁を取り除けるよう、必要な配慮の周知・実施による心のバリアフリーと、障害特性に応じた方法で情報を取得できる情報のバリアフリー、障害の有無に関わらず住みやすい環境のバリアフリーに取り組みました。

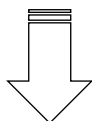
■前計画の進捗状況

指標名	前回策定時の現状	令和5年度(2023年度)の目標値	令和5年度(2023年度)時点の実績
障害がある人にとって暮らしやすいと思う人の割合	50.0%	84.0%	51.8%
手話奉仕員登録者数	174人	189人	163人
ノンステップバスの導入数	35台	38台	43台
公共施設と民間施設のバリアフリー化工事件数 ※山口県福祉のまちづくり条例に基づき工事が施工されたもの	38箇所	44箇所	46箇所
バリアフリー施設のホームページ掲載件数(民間)	70件	100件	72件

障害がある人にとって暮らしやすいと思う人の割合は前回からほぼ横ばいとなっており、意識啓発や施設のバリアフリー等ソフト面とハード面双方のバリアフリーを推進することで、障害があっても暮らしやすいまちづくりを進めることが求められます。

ノンステップバスの導入数、バリアフリー化工事件数といったハード面の整備の目標は達成していますが、民間施設のバリアフリー化の指標である、バリアフリー施設のホームページ掲載件数は目標を達成しておらず、店舗等をはじめとする市内のバリアフリー化を促進する必要があります。

また、手話奉仕員登録者数に関する指標は達成しておらず、人材の確保とともに情報バリアフリーを進める必要があります。



■基本課題 1 障害への理解促進と生活環境の整備

障害者理解の分野では

- 当事者の声を踏まえた理解の促進
- 障害者差別解消法※、コミュニケーション支援条例等障害福祉の趣旨の周知徹底
- 地域、学校での理解講座やふれあい活動の促進

ユニバーサルデザイン※の分野では

- 障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン※のまちづくり
- 市内における情報バリアフリーの取組の促進
- コミュニケーション支援体制の整備として、コミュニケーション支援者の確保及び活動の促進
- 障害者に配慮した建築物や歩道などの整備
- 公共施設や交通機関、市営住宅等における障害者への配慮

人材の確保の分野では

- 障害者の多様化するニーズへの適切な対応に向けた相談支援及び人材確保

前計画の基本目標 ②ともに学び、育つ

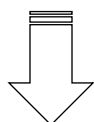
■前計画の取組

- ・乳幼児に対する健康診査の実施により、障害の早期発見を行うとともに、療育ネットワークを活用して早期からの支援につなげる取り組みを行いました。また、障害児本人だけでなくその家族も含めた支援体制の充実に取り組みました。
- ・教育、福祉等の関係機関が連携し、一人ひとりの障害特性及び教育的ニーズに応じた適切な支援ができるよう取り組みました。学校施設の整備や教職員への理解促進など、合理的配慮の実施に取り組みました。

■前計画の進捗状況

指標名	前回策定時の現状	令和5年度(2023年度)の目標値	令和5年度(2023年度)時点の実績
乳幼児健康診査の受診率	100.0%	100.0%	98.2%
個別の教育支援計画の作成人数	570人	585人	706人
通級指導教室での指導内容の満足度	93.0%	100.0%	100.0%
教育現場における障害者理解促進研修数	20件	26件	18件
特別支援教育支援ボランティア活動者数	42人	51人	36人

個別の教育支援計画の作成人数及び通級指導教室での指導内容の満足度は目標を達成していますが、それ以外の目標は達成できていない状況となっています。支援を必要とする児童数は近年増加していることから、療育・教育の充実は大きな課題となっており、関係機関が連携し、個人に寄り添った切れ目ない支援が行われるよう、より一層取り組みを推進する必要があります。



■基本課題 2 本人の状況に応じた適切な療育、教育の実施

療育・教育の分野では

- 早い段階から支援に繋がられる、医療、福祉、教育等の連携による支援の強化
- 個々の障害特性に合った配慮に関する教職員等への理解促進
- 就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援の実施
- 関係機関が連携し、本人だけでなく家族の支援ニーズに対応できるきめ細やかな発達障害支援体制の構築

前計画の基本目標 ③ともに自立し安心して暮らす

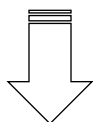
■前計画の取組

- ・相談支援体制の充実として、市の基幹相談センター※、市内2か所の相談支援事業所※そして専門的相談窓口である発達障害等相談センター※、ひきこもり相談支援窓口※を相談支援の柱に、相談支援専門員※、障害者相談員※という身近な相談先が連携して相談支援体制を構築しています。また、24時間対応可能な相談窓口を開設しており、緊急時の相談対応が可能な体制を整備しています。
- ・障害の有無に関わらず地域で生活していくために、あらゆる分野の支援者同士の連携を深め、地域支援ネットワークの充実に取り組みました。
- ・福祉サービスの充実として、障害者が住み慣れた地域において安心して自立した生活を営むために、障害の特性や程度に応じた適切なサービスの提供に取り組みました。

■前計画の進捗状況

指標名	前回策定時の現状	令和5年度(2023年度)の目標値	令和5年度(2023年度)時点の実績
相談支援等スキルアップ研修実施件数	10件	30件	20件
特定健康診査の受診率	36.0%	60.0%	38.0%
発達相談支援実施件数	2500件	2700件	2,300件
地域福祉総合相談センターの設置数	15箇所	15箇所	15箇所
65歳の介護移行時の支援者会議の開催率	95%	95%	100%
地域移行のための体験利用者数	10人	15人	10人
福祉施設や精神病院等から地域に移行した人の数	219人	264人	219人
日常生活自立支援事業の利用者数	162人	180人	183人

地域福祉総合相談センターの設置数、日常生活自立支援事業の利用者数及び65歳の介護移行の支援者会議の開催率は目標値を達成していますが、それ以外の項目については目標値を達成していない状況です。障害があっても地域で安心して暮らせるよう、今後も引き続き支援体制やサービスの充実に取り組むとともに、障害の要因となり得る疾病の予防として、健康づくりの推進にも取り組みます。



■基本課題 3 安心な暮らしのための支援の充実

疾病予防の分野では

- 生活習慣病などの疾病の予防や、市民が健康づくりや健康管理に積極的に取り組む仕掛けづくり
- 障害や病気に関する相談支援体制の充実

福祉・生活支援の分野では

- わかりやすい相談窓口、総合相談と専門的相談窓口との連携
- サービス提供事業所との情報共有のほか、専門的相談支援機関と連携するなど、充実した計画相談支援の実施
- 緊急時、親なき後などの課題を見据えた、将来も安心して地域で暮らすための支援体制の整備
- 地域で支えあう仕組みの構築や、本人家族と地域、そして福祉、医療等の支援者(専門職)との連携
- 災害時の避難について、障害の特性に配慮した避難体制のさらなる充実
- 地域移行については、支援のキーマンを中心とした、病院、地域、事業所等の情報共有とネットワークの構築と、地域住民への理解促進のための取組
- 介護事業所への障害者理解の促進など高齢障害者が安心できる支援の実施
- 65 歳になった障害者のサービスの量と質の維持や、利用者負担の軽減に向けて、介護保険事業と障害福祉事業の連携強化
- 最重度の知的障害、強度行動障害※を受け入れる体制の整備
- 重度心身障害児・者、特に医療ケアが必要な人が地域で安心して暮らすことができる体制の整備

前計画の基本目標 ④ともに働き楽しむ

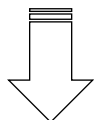
■前計画の取組

- ・就労支援体制の充実として、障害者就労支援ネットワーク会議※との連携により、障害者雇用の啓発や福祉的就労の促進に取り組みました。また一般就労の移行や定着に向けて、きめ細やかな相談支援や情報提供に取り組みました。
- ・社会参加活動の促進として、障害者がスポーツ活動や文化芸術活動に参加できるよう取り組んできました。スポーツ分野では障害者スポーツへ参加できる機会づくりや大会への出場の支援、文化芸術分野では文化施設における配慮の実施や創作活動・発表の機会づくりに取り組みました。

■前計画の進捗状況

指標名	前回策定時の現状	令和5年度(2023年度)の目標値	令和5年度(2023年度)時点の実績
民間企業障害者雇用率(宇部管内)	2.28%	2.3%	2.33%
福祉的就労から一般就労に移行した人数	16人	47人	25人
共同受注の受注件数	70件	85件	95件
スポーツ大会への障害者参加者数	0人	670人	357人
地域、文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数	4件	50件	44件

民間企業障害者雇用率や共同受注の受注件数については目標を達成しています。福祉的就労から一般就労に移行した人数やスポーツ大会への障害者参加者数は目標を達成できておらず、障害者が安心して就労及び社会参加ができるよう、環境の整備を促進する必要があります。



■基本課題 4 安心と自立に向けた就労と社会参加の支援

一般就労・福祉的就労の分野では

- 本人の特性や状況にあった適切な就労支援として将来の安心・自立に向けた適切な支援の実施
- 就労定着支援のための、支援ネットワークの強化
- 障害者になっても就労継続できる環境整備など、障害の状況にあった柔軟な働き方への配慮について企業等への周知
- 事業主や職場における障害者雇用への理解

社会参加活動の分野では

- 障害のあるなしにかかわらず一緒に参加できる文化・スポーツイベント等の開催
- 体育施設や文化施設など既存施設のバリアフリー化
- コミュニケーション支援をはじめ、希望する配慮を受けられる環境の整備

第3章 宇部市障害者福祉計画

1 基本理念

第四次の基本理念を引き継ぐとともに、第五次宇部市総合計画前期実行計画のまちづくりのテーマ「誰もが健康で自分らしく暮らせるまち」に向けて、第五次障害者福祉計画の基本理念を次のように定めます。

**障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、
いきいきと安心して暮らせる地域共生*のまちづくり**

(計画期間 令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))

上記理念のもと、次の4つを基本目標として掲げ、目標達成に向けた施策を展開することで、障害がある人もない人も、ともにいきいきと安心して暮らすことができるまちを目指します。

2 基本目標

① 互いを理解し、共生するまちづくり

市民の障害に対する理解を促進し、互いを理解しあうことで、心のバリアフリーを促進します。また、情報やコミュニケーション、道路や建物などのバリアフリーの充実を図り、障害のあるなしにかかわらず安心して暮らせる、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを行います。

② ともに学び育つ

障害の早期発見と早期療育を行い、個々に対応した、保育、教育、療育体制を整備するとともに、教育と福祉などの関係機関が連携することで、切れ目のない適切な支援を行います。また、障害のあるなしにかかわらず共に学ぶことを目指すとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

③ ともに自立し安心して暮らす

障害のある人が自立し安心して暮らすことができるように、本人の課題と将来を見据えた支援を実施します。また、障害のあるなしにかかわらず共に地域で安心して自立した生活ができるよう、地域と各分野の支援者が連携することで、地域での支えあいを促進します。

④ ともに働き楽しむ

障害のある人が、個々の特性にあった仕事に就くこと、あるいは、個々の状況にあった支援を受けながら、仕事を続けて自立した生活を送ることができるように支援します。また、障害のあるなしにかかわらず、文化、スポーツ等を楽しめるよう支援します。

3 重点施策

(1) 障害についての理解促進

障害福祉アンケートでは、障害があることに対する周囲の理解について「十分理解されている」「まあまあ理解されている」の割合を合わせて46.1%となっており、6年前のアンケート結果(51.0%)と比較すると、理解されていると感じる人の割合が低くなっています。理解されていないと感じる理由として、「周囲の人の言葉や行動に心を痛めることがある」の割合が最も高くなっており、あらゆる場面において障害を理由とする差別が生じることがないように、理解促進を進める必要があります。

また、障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべきこととして、「学校での、児童・生徒への福祉教育の充実」「障害のある人の話を聞く機会をつくる」の割合が高くなっており、あいサポート運動等の全市的な展開を通じて、福祉教育や当事者の意見を発信できる場の充実を図ることで、周知啓発を進めます。

国では、障害者差別解消法の改正により、令和6年(2024年)4月から、民間事業者による合理的配慮の提供が全国で義務化されることとなっています。障害者差別の解消に向けて法整備が進む中で、本市においても障害に対する理解を促進していく必要があります。

(2) 発達障害に関する支援体制の充実

本市では、近年、障害児通所給付が増加傾向にあり、主治医の意見書による支給決定者数は令和5年(2023年)9月1日現在で児童発達支援が88人、放課後等デイサービスが122人となっています。

近年は発達障害の認知度も高まりつつある中で、障害福祉アンケートでは、差別や嫌な思いをした経験について、発達障害のある人はない人に比べて「よくある」「少しある」を合わせた割合が高くなっています。アンケート全体を通じた傾向として、知的障害や精神障害、発達障害などの一目でわかりにくい障害に対しては、理解が進んでいない現状がうかがえます。

また、外出する際の困りごととして、発達障害のある人はない人に比べて「電車・バス・タクシー等の乗車券の購入・料金の支払いが困難」「自分の意思を伝えたりコミュニケーションをとることが難しい」「障害があることや症状について理解されにくい」の割合が高くなっています。特性により様々な困りごとがある中で、一人ひとりのニーズに合った支援が行えるよう支援体制の充実を図ることが求められています。

今後も支援ニーズは増加すると予測されることから、関係機関が連携し、本人への支援、家族への支援、支援者の養成等に取り組み、きめ細やかな支援体制の構築に努めます。

4 施策体系

基本目標	施策分野	施策の基本的方向
1 互いを理解し、 共生するまちづくり	1 障害者理解の促進	(1) 障害についての理解促進
	2 ユニバーサルデザイン※の 推進	(1) 心のバリアフリーの推進 (2) 情報バリアフリー化の推進 (3) 環境のバリアフリーの推進
	3 人材の確保	(1) 人材の養成・確保
2 ともに学び育つ	1 教育・療育の充実	(1) 早期発見・早期療育の充実 (2) 特別支援教育の充実 (3) 就学・教育相談の充実 (4) 教育環境の整備
3 ともに自立し 安心して暮らす	1 疾病予防の充実	(1) 疾病の予防・早期治療の充実 (2) 健康相談・指導体制の充実
	2 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域支援ネットワークの充実 (3) 地域移行及び地域定着に対する支援 の強化 (4) 高齢障害者が安心できる支援の実施 (5) 親の高齢化（親亡き後）を見据えた 支援の実施 (6) 福祉サービスの充実 (7) 防災・防犯対策の推進
4 ともに働き楽しむ	1 一般就労・福祉的就労の推進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 就労支援体制の充実
	2 社会参加活動の推進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の 促進 (2) 文化芸術活動などの促進 (3) 地域交流の促進

5 施策分野別の展開

基本目標1 互いを理解し、共生するまちづくり

施策分野1 障害者理解の促進

(1)障害についての理解促進

<現状と課題>

この取組を進めるためには、市民が障害について正しく理解することが必要であり、本市では研修会や広報活動を実施することで、障害特性や配慮の方法についての理解を深める取組を進めています。

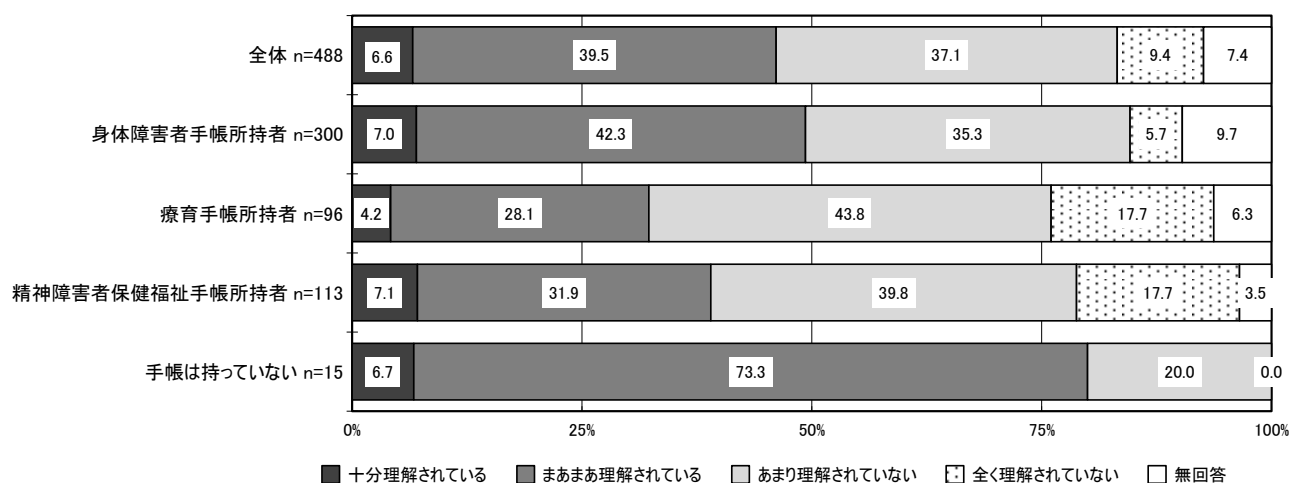
しかしながら、障害福祉アンケート調査では、「障害者に対する理解」について、「あまり理解されていない」「全く理解されていない」と回答した人が、身体障害者は41.0%、知的障害者は61.5%、精神障害者は57.5%となっています。その理由として、「周囲の人の言葉や行動に心を痛めることがある」の割合が42.7%で最も高く、特に知的障害者と精神障害者は50%を超えています。

障害への理解を進めるために、「何が差別なのか、配慮はどうしたらよいのか」など、具体的な事例を使って、市民への周知をさらに強化することが必要です。

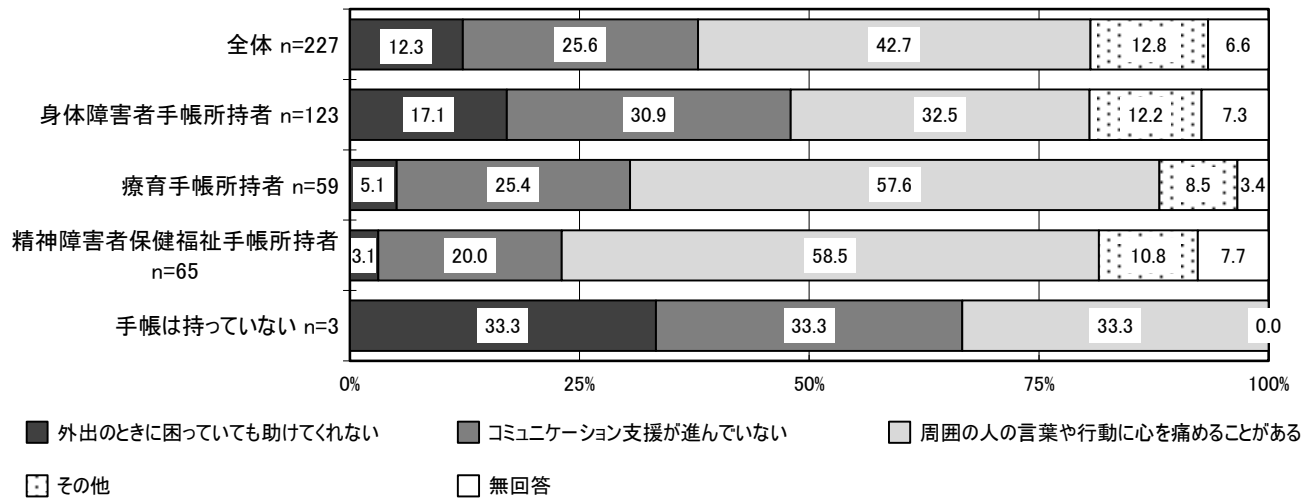
アンケートにおいては、理解を深めるために力を入れるべきこととして「学校での、児童・生徒への福祉教育の充実」「障害のある人の話を聞く機会をつくる」の割合が高くなっています。

また、うべ未来モニターアンケートにおいては、障害福祉に関する広報活動や法律や条例等の情報発信の充実を求める意見が多くあり、今後はあらゆる情報媒体の活用やイベントの実施等より、一層の理解促進を図ります。

■ 図3—1 障害があることに対する周囲の理解についてどのように感じていますか



■ 図3—2 理解されていないと感じる理由のうち特に強く感じるもの(理解されていないと回答した人のみ回答)



施策事項	施策内容
①障害者と連携した啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者団体や当事者と連携し、障害者週間等障害に対する正しい理解や配慮の必要性について啓発します。 ■ 市の広報紙やウェブサイトをはじめ、メールサービスやSNSなど各種メディアを活用して配慮の取組を紹介するなど、障害についての理解促進に向け広報活動を展開します。
②あいサポート運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害の内容・特性や、障害者が困っていること、障害者への必要な配慮などを理解して、障害者に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の周知啓発に取り組みます。 ■ 障害者の困りごとに対して、手助けや配慮を実践することのできる「あいサポーター」の養成に取り組みます。
③学校での理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小中学校では、交流及び共同学習を児童生徒の実態に合わせて行い、共に活動する体験を通してお互いを理解し認め合うよう取り組みます。 ■ 保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、及び高等教育機関での講演やふれあい活動を実施し、若い世代に対する障害者理解を促進します。 ■ 学校の教育活動を通して、障害者差別を含む様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の意識を高めるため、児童生徒、保護者および教職員を対象とした学習会や研修会を実施します。 ■ ボッチャなど障害のあるなしにかかわらず楽しめるスポーツ活動等を活用し、児童生徒に対して心のバリアフリーを促進します。
④地域、民間事業者等への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区行事や自治会活動を活用し、地域における障害者理解やふれあい活動を促進します。 ■ 障害者週間や発達障害啓発週間、障害者の祭典等の交流行事等への参加を市民に呼びかけ、交流を促すことで、障害についての理解の促進を図ります。 ■ 障害のあるなしにかかわらず、参加できるスポーツイベント等を開催し、障害についての理解の促進を図ります。また、地元プロスポーツチームや文化イベ

	<p>ント等と連携し、スポーツや文化を通じた障害者理解の促進に取り組みます。</p> <p>■企業や店舗等の民間事業者、市民活動団体等に対して障害についての理解を促進します。また、障害者差別解消法の改正を踏まえ、企業や店舗等の民間事業者に対して合理的配慮の提供の義務化について周知し、配慮の必要性の働きかけを行います。</p> <p>■支援を必要とする障害者や高齢者等が、周囲の人に配慮が必要であることを示すヘルプマーク及びヘルプカードについて、周知・啓発に努めます。</p>
⑤市職員への理解促進	<p>■職階別職員研修等において、市職員対応要領、情報バリアフリー化の手引き等を活用し、障害及び障害者に対する知識の習得や職員のスキルアップを図り、障害者の視点に立った対応を推進します。また、令和2年(2020年)に策定した「宇部市障害者活躍推進計画」に基づき取組を進める中で、進捗状況や課題等を整理し、より一層の障害者理解促進を図るため、次期計画の策定に取り組みます。</p>
⑥バリアフリー設備等への理解促進	<p>■点字ブロック上への駐停車の防止や、障害者用駐車場・多機能トイレの適正利用を推進します。市民のバリアフリー設備への理解を促進するため、より効果的な周知方法について検討します。</p>
⑦障害者の虐待防止	<p>■障害者虐待防止法の意識啓発や、障害者に対し誰もが適切な支援が行えるよう啓発を行い、虐待防止及び早期発見・早期通報に繋げていきます。また、障害者虐待に関する相談・通報の受理、事実確認を待ったうえで、障害者本人及び養護者、施設等に対して関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応及び支援を行います。</p> <p>■ウェブサイトなどを活用して、市民に虐待について通報の義務があることを周知するとともに、虐待についての研修会などを実施し、早期の対応及び虐待防止に努めます。</p>

施策分野2 ユニバーサルデザインの推進

(1)心のバリアフリーの推進

<現状と課題>

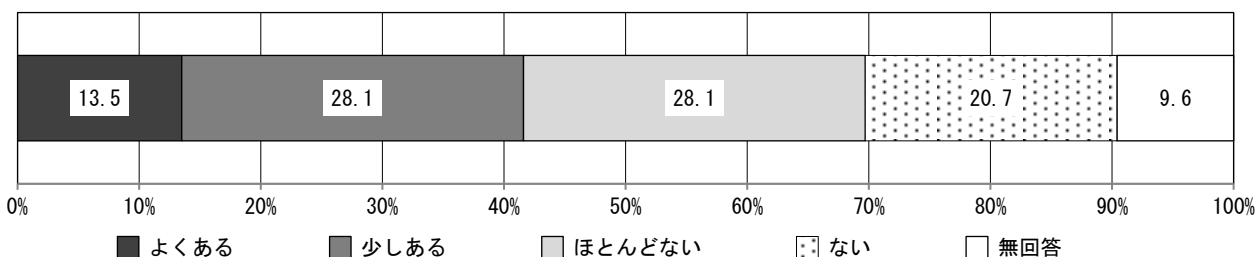
障害者差別解消法[※]で求められる取組を促進するには、障害に対する差別や偏見をなくし、障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認めあうことが大切です。

障害福祉アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをした経験について、「よくある」「少しある」と回答した人の割合は41.6%となっており、差別や嫌な思いをした経験をした場面については「職場」「買い物やレジャーなどの外出先」「学校」の割合が高くなっています。また、心のバリアフリーへの満足度については、「不満」「やや不満」と回答した人の割合は37.3%となっており、より一層の心のバリアフリーに取り組むことが求められます。

今後は、これらの取組を引き続き進めていくとともに、地域や民間事業者における理解及び配慮を促進するため、障害者差別解消支援地域協議会[※]で取組を推進し、心のバリアフリーや差別解消に向けた取組が重要となります。

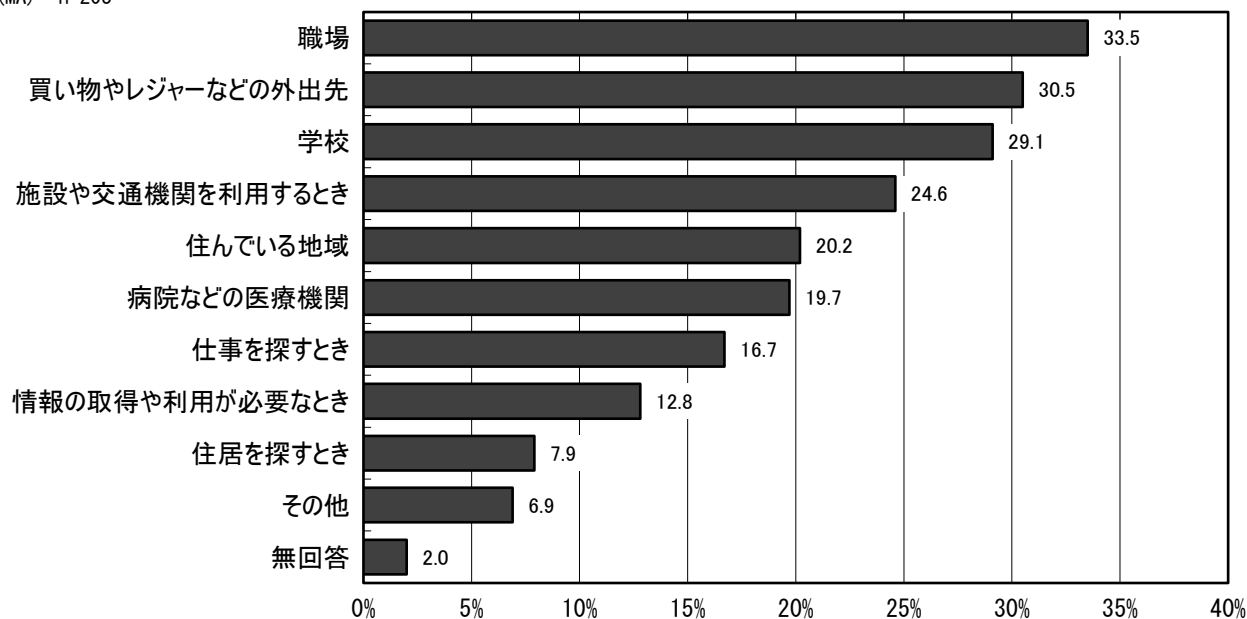
■ 図3—3 障害を理由とした差別の経験

(SA) n=488



■ 図3—4 障害を理由とした差別を経験した場面(差別を経験した人のみ回答)

(MA) n=203



施策事項	施策内容
①行政サービスにおける配慮の実施	<p>■市職員対応要領に基づき、市の事務や事業の実施に当たって、障害を理由とする差別のない、障害の特性に応じた適切な配慮の実施を行います。</p> <p>■窓口業務、会議、イベント等、各種業務において配慮を実施します。</p> <p>■選挙等において、障害により生じる広報等の情報格差の解消や投票方法の工夫など、障害特性に応じた配慮を実施し、政治に参加できる環境づくりに努めます。</p> <p>■障害者差別相談窓口において、市の業務を含む、市内事業所などで発生した障害を理由とした差別的取扱いに関する相談に対応します。</p>
②学校における配慮の実施	<p>■市立小中学校における対応要領に基づき、障害のあるなしによって分け隔てることなく、障害者やその家族と同じ目線で相手の立場に立って考え、配慮を実施します。必要に応じて研修等を実施し、障害特性に応じた配慮ができる体制整備に努めます。</p> <p>■児童生徒、保護者及び教職員が一緒になって個々の特性を理解し、合理的配慮について合意形成を図ります。</p>
③地域、民間事業者における配慮の促進	<p>■障害者差別解消法[※]の改正により、民間事業者等に合理的配慮の提供が義務付けられたことを周知し、配慮の必要性の働きかけを行います。</p> <p>■市や事業所、市民活動団体等が取り組んでいる、障害者への配慮の事例について情報発信することにより、地域や民間事業者等による配慮を促進します。また、何が差別にあたるのか、どのような配慮をすればいいのかを理解できるよう、本市での事例を集めた「障害者差別と配慮の事例集」を活用し、合理的配慮の提供を促進します。</p>
④障害者差別解消支援地域協議会 [※] の取組	<p>■学識経験者、関係機関等から構成する障害者差別解消支援地域協議会[※]を設置し、事案の情報共有及び障害者差別解消推進のための取組に関する協議を行い、地域ぐるみで障害者差別の解消に向けた取組を推進します。</p>
⑤山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具広場の活用	<p>■誰もが楽しめるイベント等を開催するにあたり、障害のあるなしに関わらず、ともに遊ぶことでお互いを知り、相手を思いやる気持ちが育まれるインクルーシブ大型遊具広場の活用に取り組めます。</p>

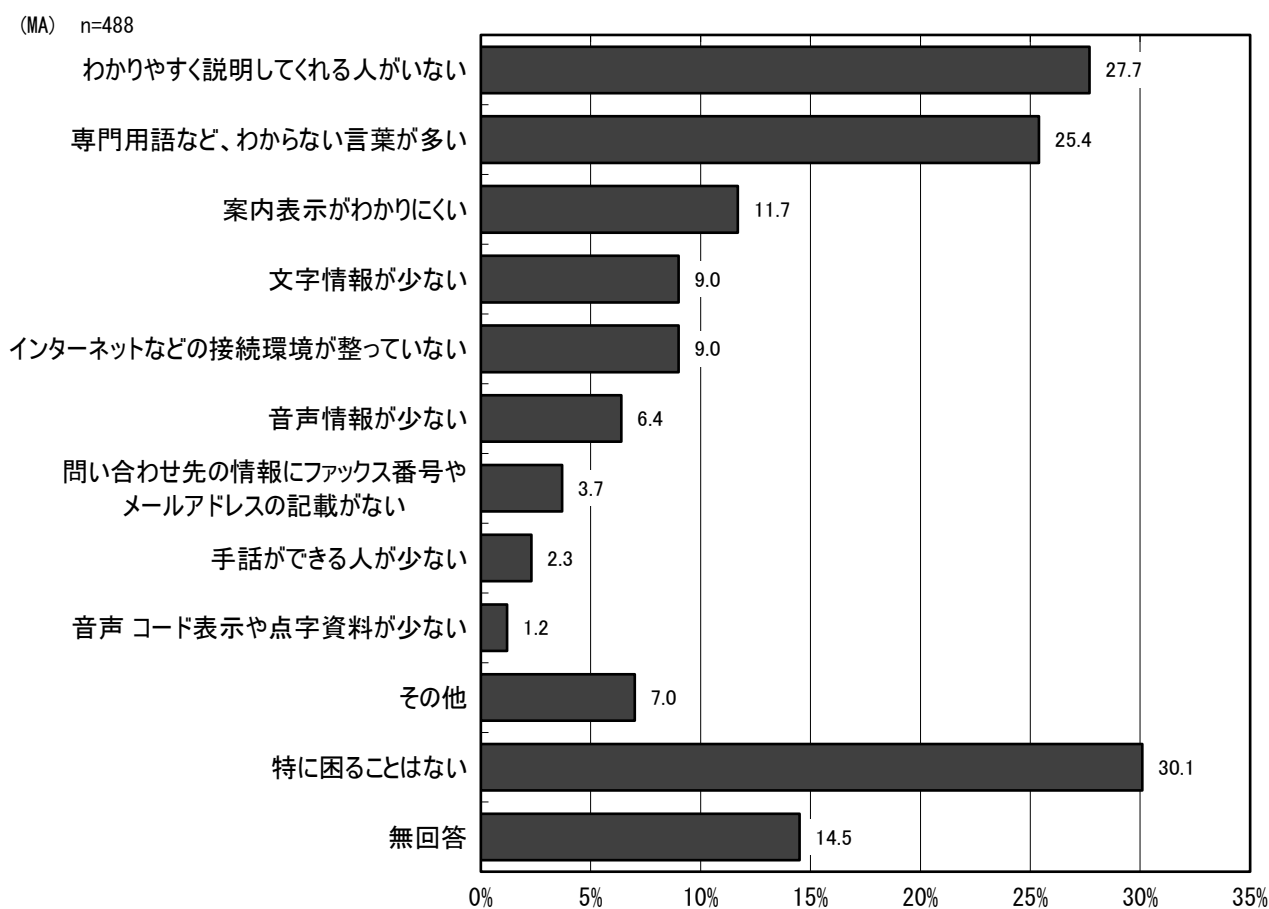
(2)情報のバリアフリー化の推進

<現状と課題>

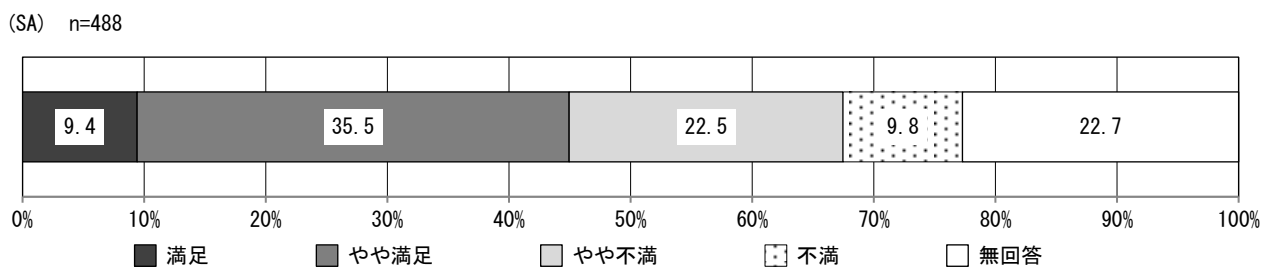
市の業務におけるコミュニケーション支援としては、市の窓口到手話のできるコミュニケーション支援員を配置するとともに、職員一人ひとりが障害の特性に応じた適切な配慮や支援が行えるように取り組みます。

今後は、これらのコミュニケーション支援の取組を、行政機関だけでなく民間事業者にも広げていくこと、これに合わせて、手話や点字等のコミュニケーション支援を行う人材の養成を進めていくことが必要となります。

■ 図3—5 情報を入手する際に困っていること



■ 図3—6 情報のバリアフリーへの満足度



施策事項	施策内容
①市の業務の情報バリアフリー化の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、障害者への情報保障に取り組むとともに、窓口業務、会議、イベント等においても、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。 ■視覚障害者への文書での情報提供については、本人の希望する手段の登録に従い、拡大文字や点字・音声コード※の添付、メール(電子データ)による配慮を実施します。 ■言語障害、知的障害、精神障害、発達障害など、様々な障害に配慮し、わかりやすい表現、簡単な文章の利用、ルビの添付、ゆっくりと話すなど、個々の状況に応じた配慮を行います。 ■聴覚障害者に対するコミュニケーション手段を確保するため、講演会や会議においては、当事者の希望に沿い、手話通訳や要約筆記、ヒアリンググループ※の活用等を行います。 ■点字・点訳グループや音訳グループとの連携による点字・音訳版「広報うべ」「議会だより」の作成や、テキスト部分の拡大や音声読み上げに対応したデジタルブックでの配信など、視覚障害者への市政情報の提供に努めます。 ■市役所窓口到手話通訳をはじめとする障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施する専門員を配置し、障害者が安心して各種手続きや相談ができる環境をつくりまします。
②地域、民間事業者の情報バリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■当事者が感じる情報バリアを民間事業者等に伝えることで、取組を促進します。 ■市が実施している、情報バリアフリーの取組を地域や民間事業者等へ発信し、情報バリアフリー化の必要性を周知します。 ■事業所や市民活動団体等が障害者とのコミュニケーションを円滑に行うために必要な費用や情報提供に必要な費用等を助成します。
③コミュニケーション支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民が自分でできる支援を行うことで、障害者が地域で安心して暮らせるよう、コミュニケーション支援に関する人材を養成します。 ■意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や同行援護等の支援者の養成講座の受講や資格取得にかかる費用を助成し、専門的支援人材の確保に努めます。 ■意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、専任の手話通訳者を市の窓口及び宇部市社会福祉協議会に配置するとともに、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を継続します。 ■宇部市社会福祉協議会と連携し、支援者の活動と当事者への支援の拠点づくりを目指します。
④情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■聴覚障害者等の電話利用をサポートする電話リレーサービスや、手話通訳が困難な際に利用できる遠隔手話など、先進的なコミュニケーションツールを活用した支援の充実を図るとともに、必要な時に適切に利用できるよう周知に努めます。 ■日常的な情報取得や意思疎通に困らないよう、日常生活用具の給付やニーズに応じた用具の見直しを検討します。

<p>⑤ICTを活用した情報提供・コミュニケーション支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ICTを活用した情報提供や先進的なコミュニケーションツールを活用し、支援の充実に取り組みます。 ■対面による手話通訳が困難な場合の遠隔手話の活用について、実施体制の整備に向けた検討を進めます。 ■スマートフォンやタブレット端末等を活用した情報収集や情報発信を促進するため、障害の特性に応じた研修等を実施します。
-------------------------------------	--

(3)環境のバリアフリーの推進

<現状と課題>

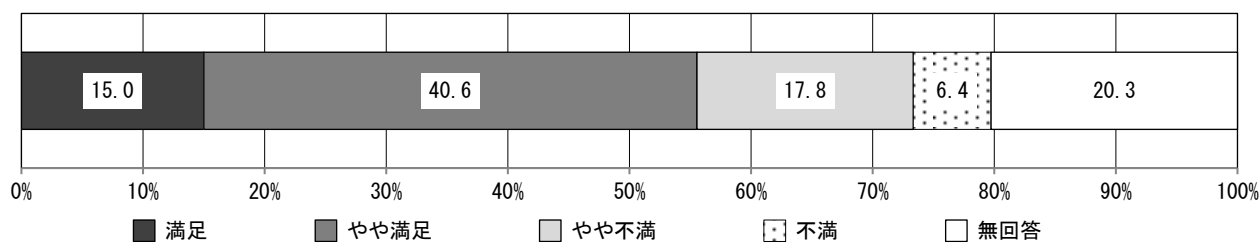
障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営みながら、社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備は不可欠です。

障害福祉アンケート調査では、バリアフリーの観点から、「公共の施設」で改良してほしい所として、「段差を減らしてほしい、スロープにしてほしい」「手すりをつけてほしい」「障害のある人が使えるトイレを増やしてほしい」と回答した割合が高くなっています。環境のバリアフリーへの満足度については、「不満」「やや不満」と回答した人の割合は 24.2%となっており、すべての市民にとって暮らしやすいまちとなるよう継続して環境のバリアフリー化に取り組む必要があります。

現在、公共施設については、多機能トイレ※や点字ブロックの設置など計画的にバリアフリー化を進めています。また、障害者団体等からの意見を取り入れ、当事者の意見を踏まえて新庁舎の建設を行い、建設後もさまざまな要望に対応しています。民間施設については、「山口県福祉のまちづくり条例※」の基準に合わせ、新規に建設及び改築等される特定公共的構造物のバリアフリー化は徐々に進んできていますが、条例の対象外の施設については、まだまだバリアフリー化が進んでいないのが現状です。誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、計画的なバリアフリー化を進めます。

■ 図3—7 環境のバリアフリーへの満足度

(SA) n=488



施策事項	施策内容
①市施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■すべての市民が快適に利用できる庁舎を目指し、車いす利用者や障害者団体等の意見を踏まえながら、二期庁舎についてもバリアフリー化に努めます。 ■ふれあいセンター等のバリアフリー化を計画的に進めていきます。 ■点字ブロック、ヒアリングループ※、音声案内、赤色回転灯など障害の種別に応じて必要となる設備については、障害者関係団体などの関係者から意見を聴取し、整備を推進します。 ■多機能トイレ※など施設設備のわかりやすい表示とともに、利用マナーの向上に取り組みます。
②民間施設のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■「山口県福祉のまちづくり条例※」の基準に合わせ、新規に建設及び改築等される特定公共的構築物のバリアフリー化の徹底を図るとともに、この条例の趣旨の周知を行い、公共性の高い民間建築物から重点的にバリアフリー化を啓発します。 ■店舗等の民間施設に対するバリアフリー化改修助成金制度により改修費用の一部を助成し、バリアフリー化の推進に取り組めます。
③公共交通機関のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「宇部市地域公共交通計画」に基づき、障害者や高齢者が利用しやすいノンステップバスやユニバーサルデザイン※タクシーの導入を促進します。
④道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■道路整備については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」などの基準に基づき、障害者などの移動に配慮した整備を推進します。 ■障害者の利用頻度の高い道路網に重点を置き、障害者関係機関や警察署と連携を図りながら、バリアフリー対応型信号機※の設置を推進します。
⑤住宅改修の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人が住み慣れた住宅で生活を維持できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を給付し、障害者の自立生活を支援します。
⑥市営住宅のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■市営住宅の建て替えにおいて、全室を車いすで移動できるバリアフリー、介護スペースに配慮した広い水回り、浴室・便所等の手すり設置等を行うなど、市営住宅のバリアフリー化を計画的に進めます。 ■地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅」において、安否確認や緊急時の対応、日常生活における援助・相談などを行い、自立生活を支援します。
⑦外出しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■外出時に移動の支援が必要な障害者に対して、移動支援を実施します。 ■ICT技術の進展により施設等の無人化が進む中で、障害者にとっての新たな障壁が生じないように、支援について検討を進めます。 ■障害者等が外出時に必要な情報について当事者から意見を聴取し、関係部署と連携し、「おでかけマップ」などの利用しやすいツール等について検討します。

施策分野3 人材の確保

(1)人材の養成・確保

<現状と課題>

障害者の多様化するニーズに適切に対応し、障害者の生活を支援していくためには、高い専門性を持つ人材と量的な確保が求められます。

また、コミュニケーション支援現場等においては、ボランティアによる支援に頼っている状況であり、医療機関や就労現場等において専門的に支援ができる人材の確保とともに、市民の多くが適切なコミュニケーションができるような人材養成もあわせて行う必要があります。

福祉事業所からの意見聴取では、半数以上の事業所が人材不足を感じており、人材の確保や育成、定着等が大きな課題として大きく挙げられました。障害福祉に関する活動を行っている団体からも、高齢化による担い手不足や会員の減少が課題という声が多く挙げられており、支援を必要とする人に対して必要なサービスを提供できるよう、人材確保が急務となっています。

施策事項	施策内容
①相談支援、サービスの 人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ハローワークと連携し、福祉・介護人材確保に向けた取組を強化します。 ■市内の障害福祉サービス事業所へ新たに支援員等として就職した者に対して助成金を支給し、支援人材の確保に取り組みます。 ■相談支援専門員の確保に向け、市内の事業者等に相談支援事業実施に向けた働きかけを実施します。
②コミュニケーション支 援等の人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ■障害の特性に応じたコミュニケーション支援を推進するため、資格取得の際にかかる費用の一部を助成するなど、高い専門性をもつコミュニケーション支援者の養成をします。 ■地域住民による支援を実施するため、コミュニケーション支援に関する人材を養成します。 ■障害者が安心・安全にスポーツに参加できる機会の創出のため、宇部市スポーツコミッション※と連携し、障害者スポーツ指導員等の養成を支援します。

数値目標

基本目標1 互いを理解し、共生するまちづくりにおける主な取組の関連指標を示します。

指標名	令和5年度 (2023年度)現状	令和8年度 (2026年度)目標	目標値の設定
障害がある人にとって暮らしやすいと思う人の割合	51.8%		年10%の増加を見込んで目標値を設定しています。
手話奉仕員登録者数	163人	177人	年5人の増加を見込んで目標値を設定しています。
ノンステップバスの導入数	43台	46台	年約1台の増加を見込んで目標値を設定しています。
公共施設と民間施設のバリアフリー化工事件数 ※山口県福祉のまちづくり条例に基づき工事が施工されたもの	46箇所	52箇所	年2箇所の増加を見込んで目標値を設定しています。
バリアフリー施設のウェブサイト掲載件数(民間)	72件	87件	年10件の増加を見込んで目標値を設定しています。

関連指標については、第7期宇部市障害福祉計画・第3期障害福祉計画の計画期間の令和8年度(2026年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を令和8年度(2026年)とします。

令和9年度(2027年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、令和8年度(2026年度)以降に策定する改定計画において設定します。

基本目標2 とともに学び育つ

施策分野1 教育・療育の充実

(1) 早期発見・早期療育の充実

<現状と課題>

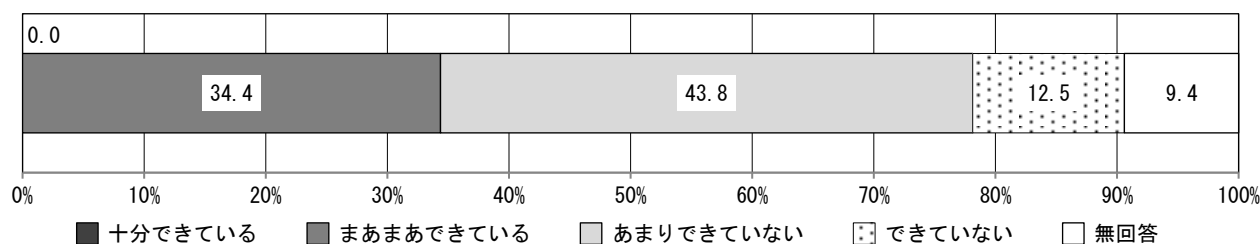
乳幼児から学齢期までの発達、その後の成長にとって大変重要な時期であり、乳幼児に対する健康診査による障害や疾病等の早期発見と、適切な方法による支援を実施することが重要です。

障害福祉アンケート調査によると、本市における障害の「早い発見」と「早い発達支援」の取組の満足度について質問したところ、「あまりできていない」「できていない」を合わせて 56.3%となっており、早期発見・早期療育の取組の充実が求められます。「障害の早期発見と早期支援のために最も必要なこと」として、「病院、療育施設、市など関係機関の連携体制」「乳幼児健診の充実」「児童発達支援や放課後等デイサービスなど、福祉サービスの充実」の割合が高くなっています。また、「障害の診断・判定を受けた頃の家族・親の気持ち」については、「これからどうしてよいかわからなかった」「障害や病気のことについて何もわからず、不安だった」、「どこに相談に行けばよいかわからなかった」の割合が高くなっています。

今後も、障害の早期発見に努めるとともに、適切な支援、療育に早期に繋がるよう、医療、保健、療育、保育、教育等連携体制の強化を図る必要があります。

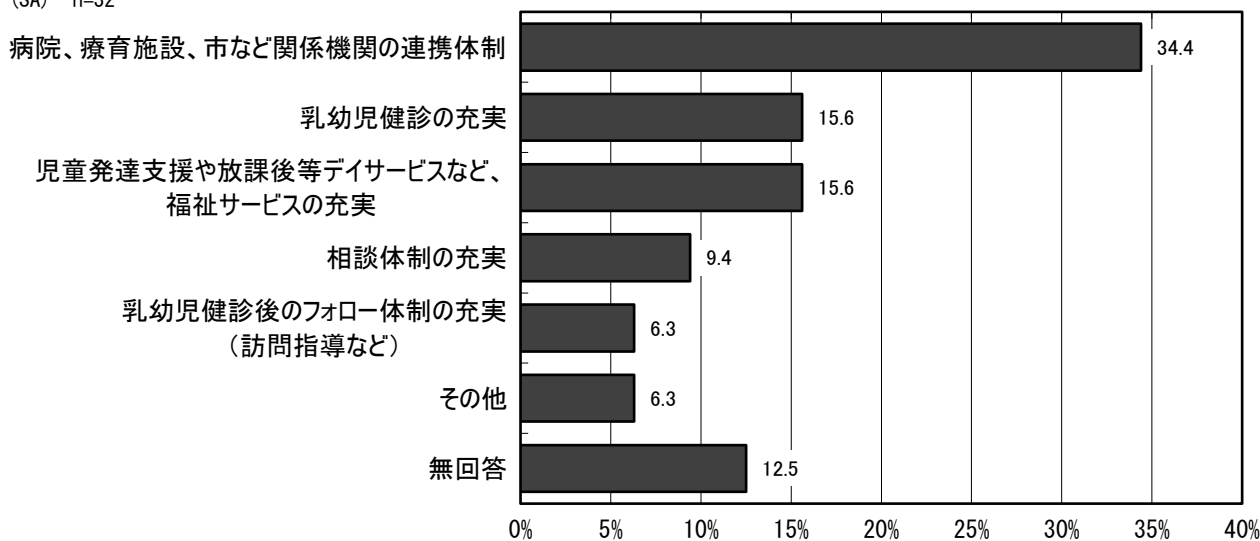
■ 図3—8 障害の「早い発見」と「早い発達支援」への市の取組について

(SA) n=32



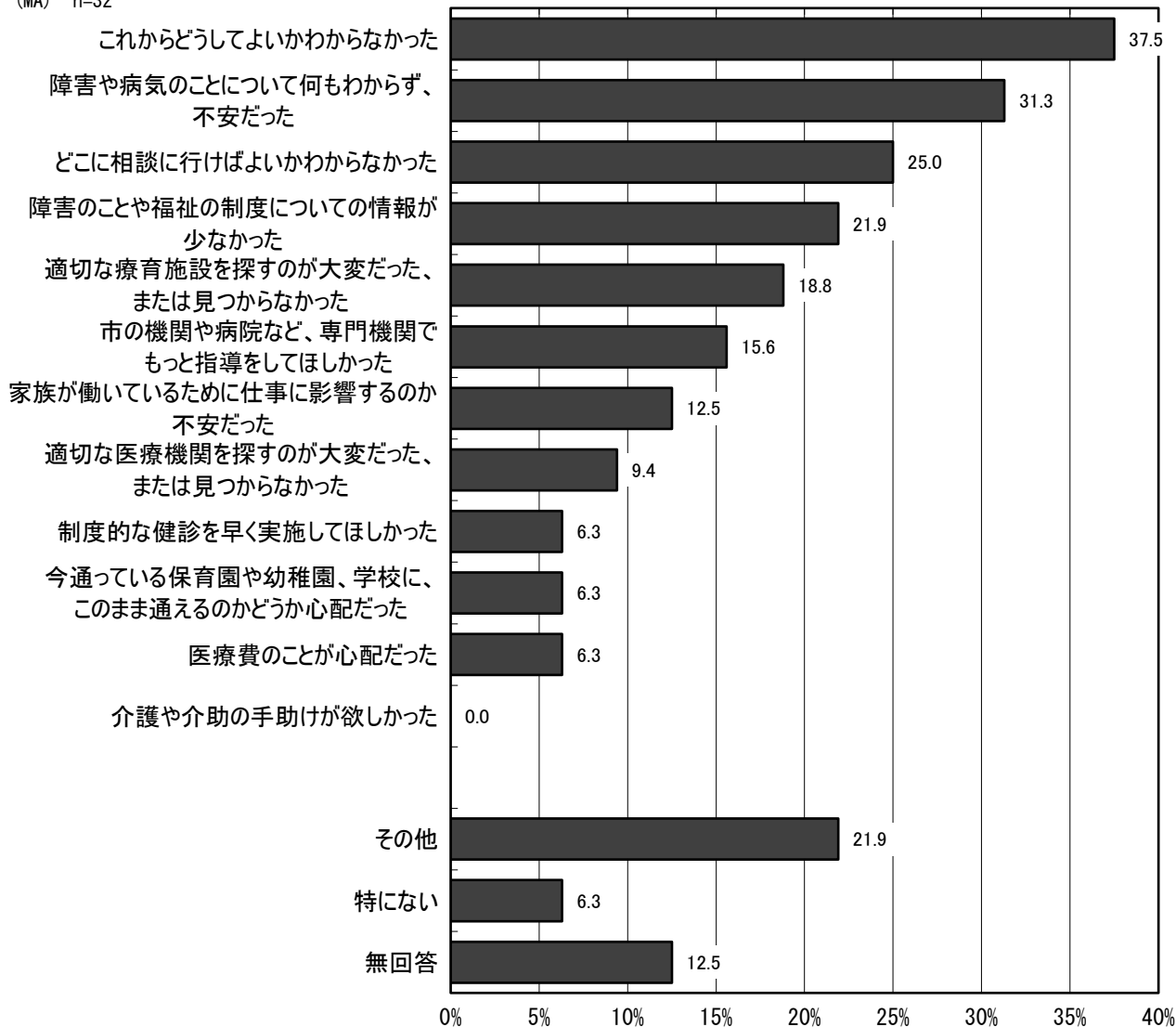
■ 図3—9 障害の早期発見と早期支援のために最も必要なこと

(SA) n=32



■ 図3—10 障害の認定・判定を受けた時の保護者の気持ち

(MA) n=32



施策事項	施策内容
①健康診査による早期発見と支援の実施	<p>■乳幼児に対する健康診査を実施し、未受診者に個別対応するなど受診率の向上を図るとともに、障害や疾病等の早期発見・早期治療、療育、訓練へと必要な支援が適切につながるよう努めます。</p> <p>■医療機関等との連携を図り、乳幼児の発達支援を推進するとともに、5歳児健康診査については、就学に向けて幼児の発達に応じた適切な支援が行えるよう、関係機関と連携を図りながら取り組みます。また、発達等に関して支援が必要な対象者に適切な対応を行えるように、保護者への支援強化、相談会の回数の増加を図ります。</p> <p>■自閉症スペクトラムや学習障害(LD)*、注意欠陥多動性障害(ADHD)*など、発達障害の早期発見に努めるとともに、保護者のニーズに応じた就学相談等を実施し、障害の状態に即した適切な就学支援を行います。</p>
②療育ネットワークの充実	<p>■医療、保健、福祉、療育機関、関係機関等との連携強化を図り、適切な支援が受けられる環境の充実を図ります。</p> <p>■乳幼児の健康診査での発育・発達に関する相談を継続支援するとともに、発達ク</p>

施策事項	施策内容
	<p>リニックなどから適切に医療機関や療育機関等につないでいきます。</p> <p>■障害児の療育を行う事業者と連携を図り、療育施設や保育施設の相互利用を図ります。</p>
③発達相談と早期支援の充実	<p>■発達障害等相談センターによる相談・支援体制の充実を図るとともに、臨床心理士等専門職による相談や心理検査等を実施し、療育機関をはじめ関係機関と連携した適切な支援の充実を図ります。また、学校就学時や就学途中での在籍変更に係る「発達検査」について、療育機関や心理士等の個別での検査を含めて検査が迅速かつ円滑に実施できる環境整備に努めます。</p> <p>■保護者に対して障害に対する正しい理解促進を図るため、発達に応じた対応方法・支援方法の助言や、保護者間の交流のほか安心した生活を送ることができるよう、関係機関や団体と連携して地域のネットワークを構築するなど、保護者サポートの充実を図ります。</p> <p>■ライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう、発達障害等相談センターや児童発達支援センター及び関係機関と連携し、発達・生活相談、保護者サポート、支援者育成、理解促進・普及啓発に関する取組を実施します。</p> <p>■幼児期から成人期までの継続した切れ目のない支援を実施するため、保育・保健・教育・福祉・医療分野が連携した支援体制を構築します。</p> <p>■研修会等の実施や講師派遣、支援者への助言など支援者育成や、発達障害等に関する普及啓発を図ります。</p>
④障害児保育の充実	<p>■特別な支援を要する幼児への支援の充実を図るため、市内保育所や幼稚園に対して、人材の配置や必要な運営費、研修費等の支援を行います。</p> <p>■障害福祉サービス等による保育所等訪問支援事業により集団生活への適応など支援の実施を図ります。</p> <p>■保育士等への障害理解を促進するため研修の充実を図ります。</p>
⑤医療的ケア児への支援の充実	<p>■医療的ケア児を地域で支援するために、関係機関による情報交換会を定期的に行い、情報共有の場を設けます。また、医療的ケア児コーディネーターの配置を進め、医療的ケア児への支援の充実を図ります。</p> <p>■医療的ケア児が保育所や小中学校の入園・入学を希望される際は、関係機関と十分協議し、受入体制の整備に努めます。</p>

(2)特別支援教育の充実

<現状と課題>

保育所、幼稚園、小中学校では、発達障害を含め障害のある、すべての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行なわなければなりません。

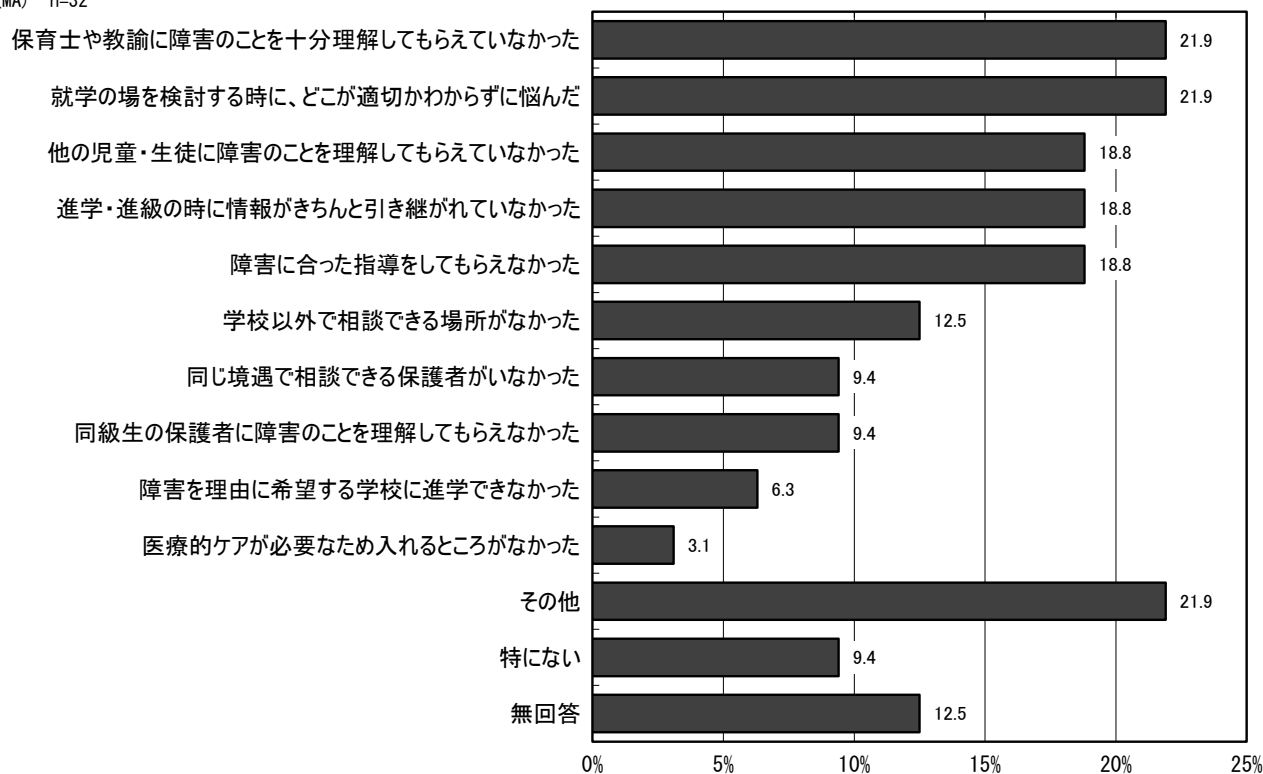
障害福祉アンケート調査によると、「保育や教育を受ける中で今まで困ったこと」として、「保育士や教諭に障害のことを十分理解してもらえていなかった」「就学の間を検討する時に、どこが適切かわからずに悩んだ」の割合が高くなっています。教育に関する要望としては「障害特性や支援の知識を持った教職員の配置」「進学や進級時の支援の引き継ぎ体制の強化」「障害に関する周囲の理解を深める教育の推進」「特別支援学級の配置教員数の拡充」の割合が高く、それぞれの発達状況やニーズに応じた支援ができる体制の充実が求められています。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒については、一人ひとりの状況を把握し、教職員の共通理解を図りながら、障害特性に配慮した教育を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、障害のある幼児児童生徒が自立し社会参加ができるよう、幼児期から一貫した教育体制の充実を図る必要があります。

また、教育的支援の充実のため、教育支援員や支援ボランティアの配置が必要となっています。さらに学校や地域における障害に対する理解を深めるため、共同の学習活動や生活体験などができるよう、交流教育を推進する必要があります。

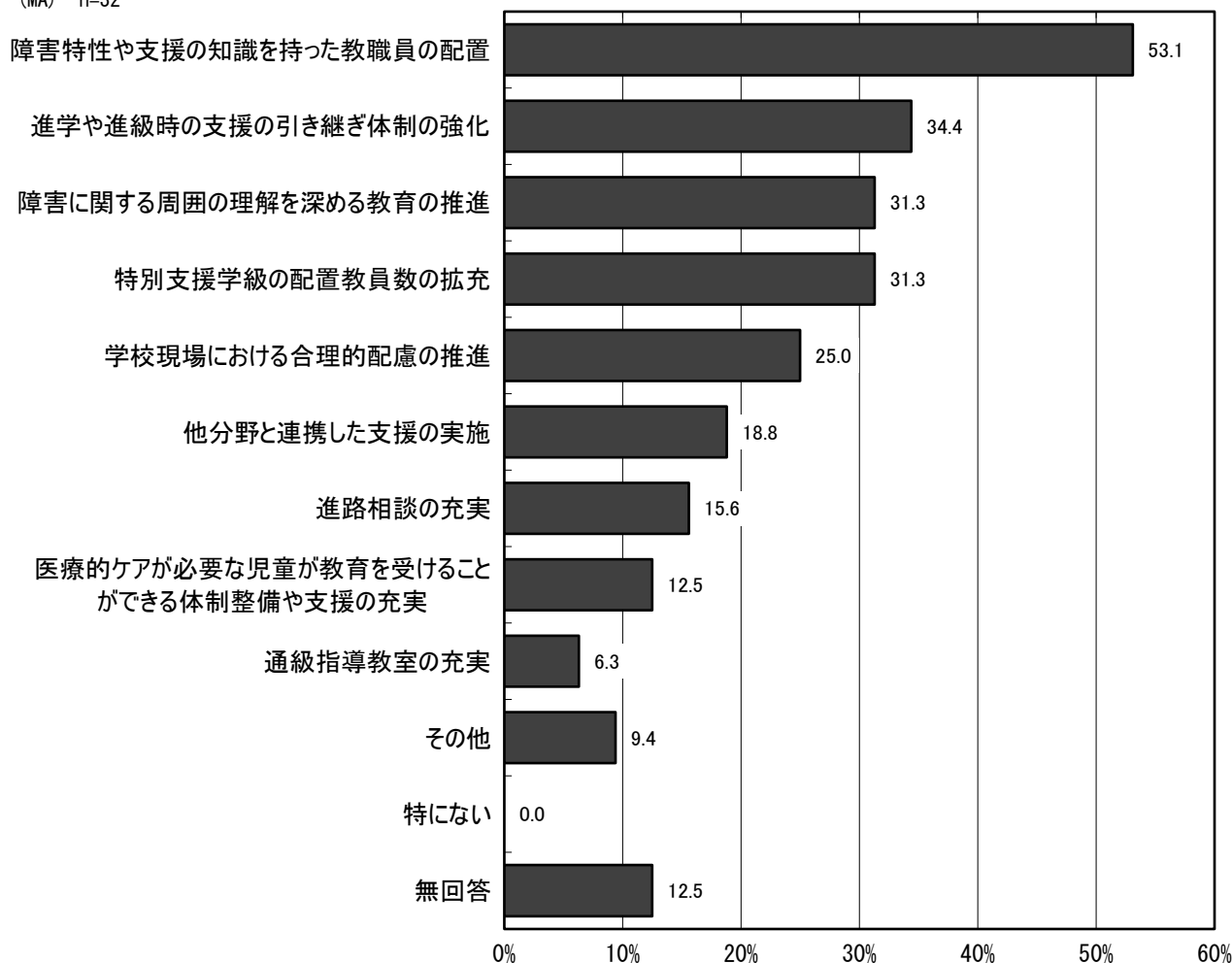
■ 図3—11 保育や教育を受ける中で今まで困ったこと

(MA) n=32



■ 図3—12 教育に関する要望

(MA) n=32



施策事項	施策内容
①特別支援教育の体制強化	<p>■ 小中学校等において個別の教育支援計画の作成・活用・周知を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を推進するとともに、療育施設や福祉サービスと連携し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。</p> <p>■ 支援学校及び小中学校から専門性の高い教員を特別支援学校や小中学校のサブセンターに地域コーディネーターとして配置し、小中学校等への巡回訪問や個別の教育支援計画の作成・活用への助言等を行うことで、適切な支援体制の構築を図ります。</p> <p>■ 指導主事が保育所、幼稚園、小中学校を継続的に訪問し、指導や支援に対する指導助言等を行い、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育体制の充実を図ります。また、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化し、円滑な就学に向けて小学校への情報提供等に取り組みます。</p> <p>■ 小中学校に特別支援教室に係る校内コーディネーター、教育支援員や支援ボランティアを配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。</p>

施策事項	施策内容
②療育関係機関連携の強化	<p>■地域自立支援協議会のこども支援部会において、障害児やその家族への充実した支援の実施に向けて、療育関係機関の連携強化に取り組みます。</p> <p>■本人の特性に合わせた、一貫した支援が行えるよう、学校と事業所との連携体制の構築を進めます。</p>
③通級による指導の推進	<p>■小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、個々の特性や障害の状態に応じたより良い指導・支援が得られるよう、他校から通級設置校で指導を受ける「他校通級」や指導担当教員が学校を訪問する「訪問型通級」等の方法も検討しながら、増加する通級のニーズに対応し、よりきめ細かな指導の充実を図ります。</p>
④交流及び共同学習の推進	<p>■障害に対する理解の促進のため、特別支援学級と通常の学級の児童生徒が、それぞれの特性を生かして活動する共同の学習活動や生活体験などを通じてインクルーシブ教育の推進を図ります。</p> <p>■特別支援学校の児童生徒と、その住所地にある小中学校の児童生徒との居住地校交流を推進します。</p>
⑤体験学習の充実	<p>■特別支援学級に在籍する児童生徒により広い視野を持たせるとともに、知識と能力の向上を図り、自立や社会参加に向けて主体的に取り組めるよう、特別支援教育青い鳥基金※を活用した社会体験を含めた体験学習を推進します。</p>

(3)就学・教育相談の充実

<現状と課題>

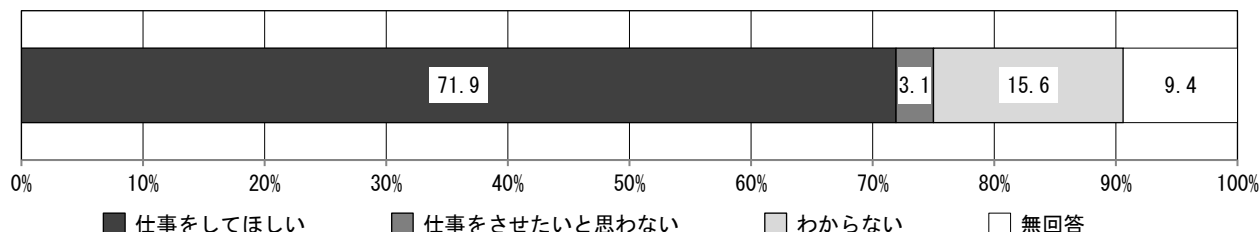
教育委員会内に設置したワンストップの総合相談窓口で、発達や就学、進路などに関する相談を受け付けるとともに、就学相談会を実施するなど、適正な就学指導の充実に努めています。また、関係機関と連携した教育相談を推進し、支援の必要な親子のサポートを行っています。

障害福祉アンケート調査によると、障害のある子どもの将来について「仕事をしてほしい」の割合が過半数を占めており、将来的に自立して生活できるよう支援の充実が必要です。

今後も、教育、福祉等の関係機関が連携した就学相談や教育相談、事例検討会等を開催することで、情報の共有化、ネットワークの強化を図り、個別のニーズに応じた適切な支援体制を整えていきます。また、ひきこもりや発達障害等の相談支援機関と連携し、早期支援、専門的支援を実施します。

■ 図3—13 子どもの将来の仕事について

(SA) n=32



施策事項	施策内容
①就学相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会内に設置したワンストップの総合相談窓口や、支援学校や療育施設等で実施する個別での就学相談会において、発達や就学、進路、就職などあらゆる相談を受け付け、相談内容により市の関係課や関係機関と連携を図りながら、相談者と関係機関のコーディネートを図ります。 ■適正な就学指導を進めるために、相談窓口で随時相談を受け付けるほか、就学前の児童と保護者を対象とした就学相談会を実施します。 ■児童生徒やその保護者対象の進路学習会では、学校関係者や先輩保護者による説明会や講演会を実施するとともに、保護者の交流の場を設け、情報交換会を兼ねて実施します。 ■保育所、幼稚園、小学校、関係機関と連携した就学相談を継続的・計画的に実施し、連携強化を図ります。 ■中学校及び高校への進学について、それぞれ進路相談会を開催し、進学先となる学校について概要説明等を行います。
②教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■各学校において、県の教育機関や医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら、スクールカウンセラー等による教育相談を推進することで、情報の共有化やネットワークの強化を図るとともに、支援の必要な親子をサポートします。 ■教育、福祉、医療、労働等のさまざまな関係機関が参加する事例検討会等の開催により、支援者間の顔の見える支援体制の強化を図ります。 ■ひきこもりや発達障害等に関する専門相談支援機関との連携強化を図るとともに、児童生徒とその家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉を繋ぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置や、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーによる支援の充実を図ります。

(4)教育環境の整備

<現状と課題>

発達障害など、障害の多様化が進む中、保育所、幼稚園、小中学校における通常の学級にも支援を必要とする幼児児童生徒が増えており、保育士、幼稚園教諭、小中学校教員に対する特別支援教育の知識普及に取り組んでいます。また、小中学校においては、一人ひとりの障害の状態等に応じた個別の教育支援計画の作成・活用や、学校施設や設備等の教育環境の整備を推進しています。

今後も、特別支援教育に関する研修を保育士、幼稚園教諭、小中学校教員等を実施し、障害に対する理解を深め、支援技術の向上に努めることが重要です。さらに、地域と学校をつなぐ役目をもつコミュニティ・スクール[※]等を活用し、地域への特別支援教育に関する理解促進を図る必要があります。また、障害のあるなしにかかわらず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システム[※]の推進や、進路相談の充実、一人ひとりの障害に応じた学校施設や設備等の教育環境を整備していく必要があります。

施策事項	施策内容
①インクルーシブ教育システム [※] の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の障害の状況に応じた、一人ひとりを大切にする教育を推進するため、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校等における個別の教育支援計画の作成・活用やスムーズな引継ぎを推進するとともに、保育・教育・保健・医療・福祉・労働部局等の関係機関が連携し、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援の充実を図ります。 ■ 就学前から卒業後にわたり、切れ目のない一貫した支援が行われるよう関係機関と情報の共有化を図るため「パーソナル手帳[※]」の周知を図るとともに、関係課や関係団体等が連携してパーソナル手帳活用セミナーを開催し、幼児から就学、卒業後にわたり、切れ目のない支援に努めます。 ■ 宇部市発達障害児を支えるネットワーク協議会を中心に、発達障害の理解促進や啓発活動を行うとともに、発達障害とともに生きていくためのサポートブック「そらいろ」の活用を図ります。 ■ インクルーシブ教育システムの実現に向けて、学校等での交流学級や障害者・高齢者疑似体験などの福祉教育を実施します。
②教職員などの資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各小中学校に特別支援教育に係る校内コーディネーターを配置し、研修の実施等を通じて特別支援教育に関するスキルや知識の向上を図ります。また、支援を必要とする児童生徒の見立てや児童生徒のアセスメント・支援方法・自立活動の充実等の研修を取り入れるなど、研修内容の充実を図るとともに、保育士、幼稚園教諭、小中学校教員等への発達障害を含めた障害に対する理解促進や支援技術の向上を図ります。 ■ 指導主事による巡回訪問により、発達障害のある幼児児童生徒への支援に対する評価や助言を行い、保育所、幼稚園、小中学校の支援体制の充実や円滑な就学につながるよう努めます。 ■ 特別支援教育研修会や支援ボランティア養成講座を開催し、教育支援員や支援ボランティアの資質向上を図ります。 ■ 進学時や進級時の幼児児童生徒の支援の引継ぎに対する評価や助言を行い、支援体制の強化を図ります。 ■ 児童生徒やその保護者対象の進路学習会や、小中学校および教育委員会等で個別の進路相談に応じるなど、進路相談の充実を図ります。

施策事項	施策内容
③地域における特別支援教育の理解促進	<p>■学校と地域が連携、協働しながら子どもの成長を支える「コミュニティ・スクール」※等を活用し、地域における特別支援教育に関する理解促進を図ります。地域住民も含めた小中学校児童生徒の合同授業において、ポッチャ等みんなで楽しめる活動を実施することで、心のバリアフリーや特別支援教育への理解促進を図ります。</p>
④学校の設備等の整備	<p>■誰でも安心・安全に過ごせる教育環境の実現に向けて、学校と連携しながら児童生徒の障害の状況に応じた支援機器や施設設備等の整備を推進します。</p>
⑤学童保育クラブの充実	<p>■特別な配慮を要する児童が増加傾向にあることから、学童保育クラブなど障害児と家族の支援を担う地域資源に対して、関係機関との連携を図ります。</p> <p>■障害児受入強化を図ることを目的として、学童保育クラブに対して、人材の配置にかかる支援を行います。</p> <p>■障害児の受け入れの推進に向けて、学童保育支援員の研修に、発達障害に関する研修を取り入れるなど、専門的知識や技術等の習得を図ります。また、巡回支援アドバイザーによる研修を行い、対応技術の向上を図ります。</p>

数値目標

基本目標2 ともに学び育つにおける主な取組の関連指標を示します。

指標名	令和5年度 (2023年度)現状	令和8年度 (2026年度)目標	目標値の設定
乳幼児健康診査の受診率	98.2%	100.0%	第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画(子育てプラン・うべ)の目標値を設定。
通級指導教室での指導内容の満足度	100.0%	100.0%	すべての通級指導対象者が満足することを目指す。
教育現場における障害者理解促進研修数	18件	26件	年2校の増加を見込んで設定。

関連指標については、第7期宇部市障害福祉計画・第3期障害福祉計画の計画期間の令和8年度(2026年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を令和8年度(2026年)とします。

令和9年度(2027年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、令和8年度(2026年度)以降に策定する改定計画において設定します。

基本目標3 とともに自立し安心して暮らす

施策分野1 疾病予防の充実

(1)疾病の予防・早期治療の充実

<現状と課題>

本市の障害種別ごとの障害者の人数をみると、身体障害者手帳所持者のうち、内部障害が年々増加しており、加齢による疾病や生活習慣病等の重度化などの要因が考えられます。

障害の原因となる疾病を予防するためには、健康診査の実施や、市民が健康づくりや健康管理に積極的に取り組む仕掛けづくりが必要となります。

さらに、障害の予防や重症化の防止のためには、障害を除去または軽減するための医療費に対する助成、児童が将来の生活の能力を得るための医療費の助成なども重要です。

施策事項	施策内容
①健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">■ 広報紙やウェブサイト健康づくりに関する情報を掲載するほか、メールサービスや SNS、健康づくり人材による口コミ等を通じたきめ細やかな情報発信に努めます。■ はつらつ健幸ポイント*の活用により、健康づくり活動や介護予防事業への参加、がん検診などの受診などの活動を促進します。
②生活習慣病など予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 生活習慣病の重症化は、将来腎臓や心臓などの機能障害を引き起こす可能性があるため、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、早期の予防に努めます。■ 医療機関と連携しながら、特定健康診査*の結果やレセプトデータなどを活用した保健事業(データヘルス)を実施することにより、対象者に合わせた受診勧奨を実施し、受診率向上に取り組むことで生活習慣病の発症や重症化の予防を図ります。■ がん検診を実施するとともに、受診率向上に向けてナッジ理論*に基づく受診勧奨について検討を進めます。
③医療費助成制度の運営	<ul style="list-style-type: none">■ 障害者の更生に必要な医療費に対する助成を行い、障害を除去または軽減することによって、日常生活を容易にするとともに、職業の能力を増進します。■ 身体に障害のある児童や医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童が将来の生活の能力を得ることを目的として、医療費に対する助成を行います。

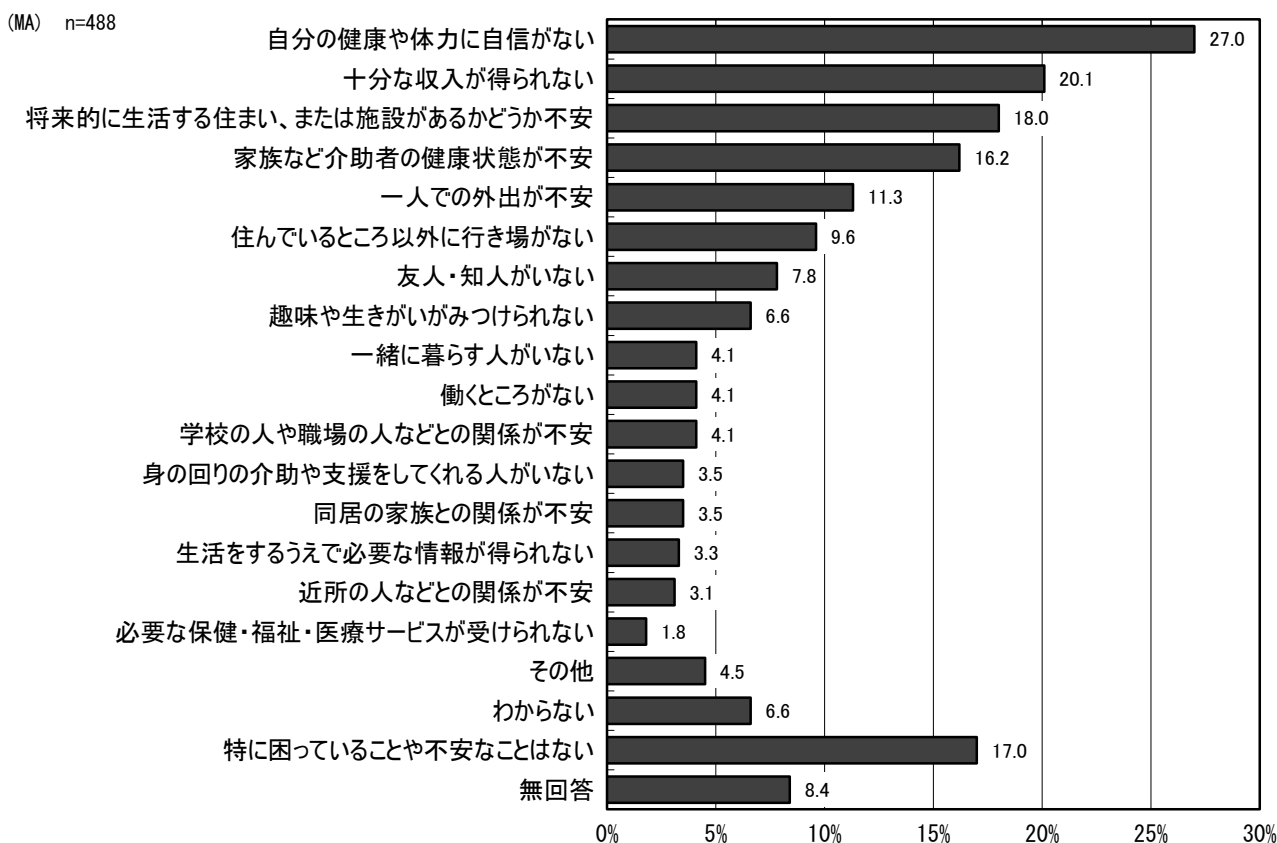
(2)健康相談・指導体制の充実

<現状と課題>

障害福祉アンケート調査によると、現在の生活で困っていることや不安なこととして「自分の健康や体力に自信がない」の割合が最も高くなっています。

今後も、障害者やその家族が抱える健康上の問題等を身近な地域で気軽に相談できる、健康相談と健康指導体制の充実に取り組みます。

■ 図3—14 現在の生活で困っていることや不安なこと



施策事項	施策内容
①地域における相談・健康指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者及びその家族に対して、個々に応じた生活を支援するため、保健師などが相談・指導を行います。 ■ 保健福祉専門職による健康・介護相談窓口「まちなか保健室」を設置し、障害者等の相談にも対応します。 ■ 障害者等の在宅療養を支援するための看護師などによる訪問看護については、サービス調整を行うとともに、利用促進に取り組みます。 ■ 保健師や多様な団体と連携し、地域における自主的な健康づくりの取組みが実施・継続できるよう支援します。 ■ 健康に対する意識向上の取り組みとして、地域活動支援センターなどを活用し健康づくりに参加できる環境を整えます。

施策分野2 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

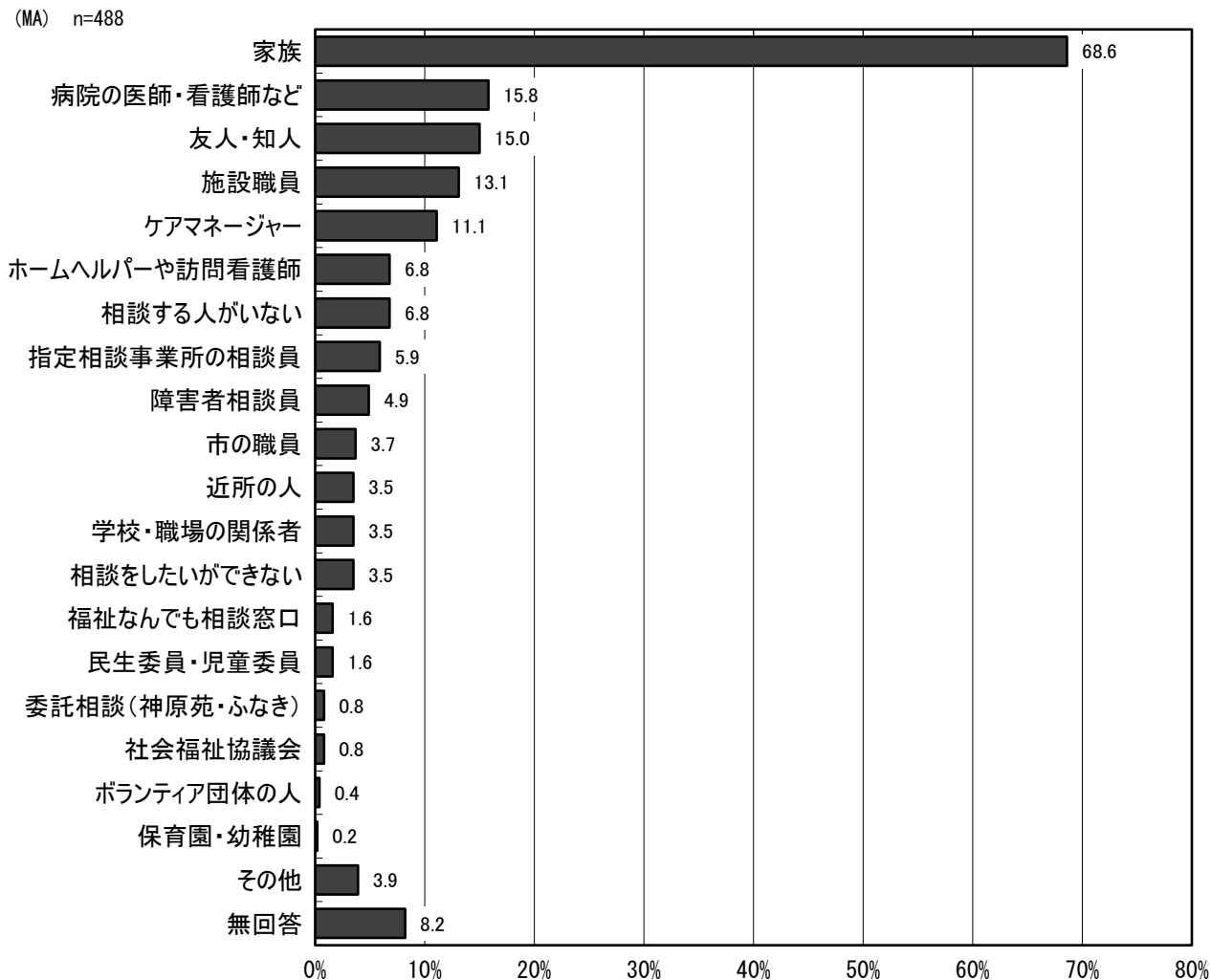
<現状と課題>

障害福祉アンケート調査によると、困った時の相談先として「相談する人がいない」が6.8%、「相談をしたいができない」が3.5%となっています。また、相談したり支援を受けたりすることについて「ためらいを感じる」「どちらかといえばためらいを感じる」の割合は41.0%となっており、相談しやすい体制整備とともに、困りごとを抱えていても相談しにくい人に対するアウトリーチの支援が求められます。

地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターや障害者相談支援事業所[※]等を福祉なんでも相談窓口として機能強化するとともに、今後は、個々の相談が専門的支援に適切につながるよう連携体制を構築する必要があります。

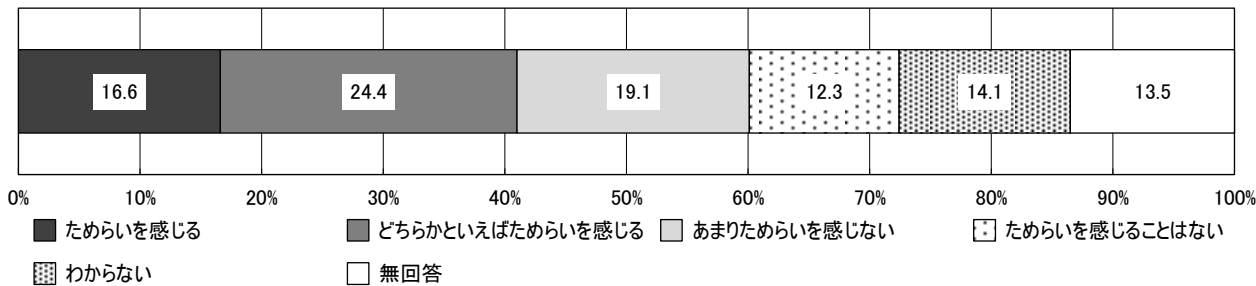
障害者の生活の課題や将来を見据えた適切なサービスを提供するためには、サービス等利用計画の内容の充実を図るとともに、専門的相談支援との連携を強化する必要があります。

■ 図3—15 困った時の相談先



■ 図3—16 誰かに相談したり、支援を受けたりすることにためらいを感じるか

(SA) n=488



施策事項	施策内容
①総合相談支援の実施（複合的な課題の相談窓口の拡充）	<ul style="list-style-type: none"> ■本庁舎内の福祉総合相談センターや福祉なんでも相談窓口において、高齢者や障害者が家庭や地域で生活する中で起こる複合的な課題の相談に応じます。 ■地域の身近な相談窓口である、地域包括支援センターや障害者一般相談支援事業所*等を福祉なんでも相談窓口とするとともに、福祉なんでも相談員を配置し、属性にとらわれず相談を受けとめる体制を整備します。また、福祉なんでも相談員の研修において障害者支援のプログラム実施等を取り入れ、障害者に関する理解と支援力の向上に努めます。 ■障害者の身近な相談窓口であり、当事者と家族の複合的な課題に対応している障害者相談員や専門相談機関、地域包括支援センター等の関係機関との連携体制を強化します。 ■相談支援事業所と連携し、24時間対応可能な相談窓口を設置します。
②専門的相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■障害福祉課を基幹相談センターに位置づけ、高い専門性をもつ障害者一般相談支援事業所*との連携により、個々の障害の状況に応じた適切な障害福祉サービスの利用に繋げるとともに、障害者等の総合相談を実施します。 ■ひきこもり相談支援*について、本人の自立に向けた取組をさらに強化するとともに、教育機関と連携して、早い段階からの支援を実施します。また、SDS支援システム開発講座の実施により、ひきこもり支援体制の充実を図ります。 ■発達障害等相談支援について、幼児期から成人期におけるライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、教育分野と福祉分野が連携した支援体制を構築します。
③計画相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■計画相談支援に従事する相談支援専門員の確保に向け取り組みます。 ■計画相談支援事業所と、就労、介護等のサービス提供事業所との連携を強化し、障害者本人の状況を把握することで、最適なサービス等利用計画の作成を図ります。 ■生活困窮、ひきこもり、発達障害、就労など、専門的相談支援機関と連携した計画相談支援体制を構築します。 ■事例検討を取り入れた研修会を実施し、当事者の課題解決に向けた適切な支援計画の作成と、モニタリングの充実を図ります。 ■地域自立支援協議会内の相談支援部会において、相談支援専門員の資質の向上及び地域課題の共有や事業所連携の強化を図ります。

施策事項	施策内容
④重層的支援体制の強化	<p>■8050問題やダブルケアなど、既存の支援制度では解決できない複合的な課題に対応するため、重層的支援体制の強化に取り組みます。「福祉なんでも相談窓口」が中心となったアウトリーチの相談支援や、継続的な支援を通じた社会参加支援、地域の関係機関と協働しながらの地域づくりの支援を進めます。</p> <p>■地域住民の抱えるさまざまな困りごとに対応するため、身近な相談先である地域の担当保健師等によるアウトリーチを含めた相談受入体制の充実を図ります。</p>
⑤障害者の家族支援の充実	<p>■同じ悩みを持つ障害者の家族等が交流できる場の提供や、ペアレントメンター活動の支援を進めていきます。</p>

(2)地域支援ネットワークの充実

<現状と課題>

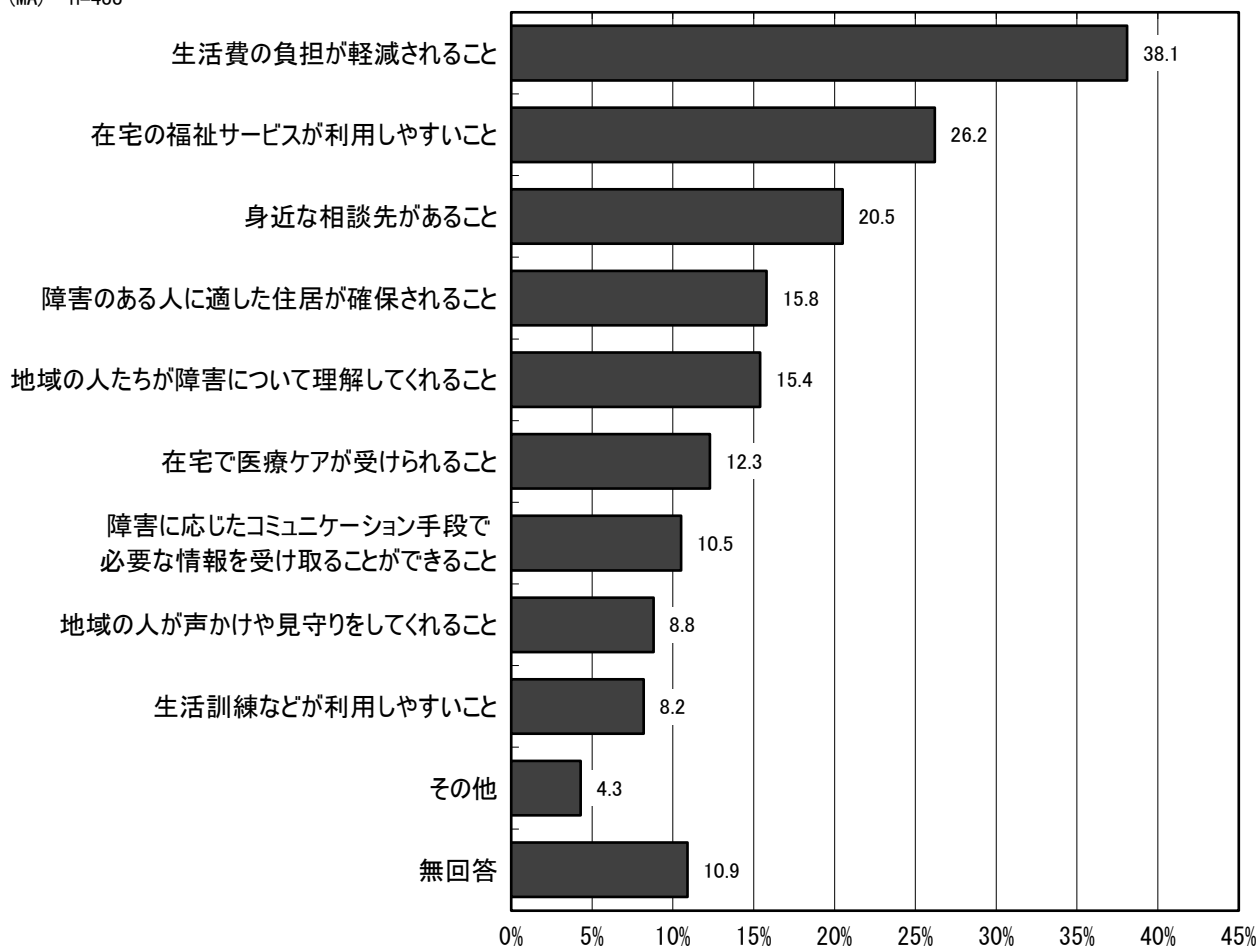
障害者が地域において安心して生活を送るためには、保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者の連携を深めることが不可欠です。

障害福祉アンケート調査によると、地域で生活するために必要なこととして、福祉サービスや経済的負担の軽減のほか、「地域の人たちが障害について理解してくれること」「地域の人が声かけや見守りをしてくれること」を合わせた割合が24.2%となっており、専門職等による支援と地域住民による手助けの両方が必要とされています。今後の隣近所との関わり方について、「日頃から話せるような親しく付き合える人がほしい」「日常生活で困ったときに相談したり、助け合える人がほしい」を合わせて27.0%の人が地域住民との関係構築を望んでおり、障害のある人もない人も地域で安心して生活を送るために、支援者ネットワークに地域住民も加わり、地域全体で障害者の暮らしを支援していく必要があります。

また、共生型地域包括ケアシステムの考え方を基盤に、社会福祉法人等の地域資源との連携をさらに強化することにより、子どもから高齢者、障害者まで、世代などを意識せず、地域で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

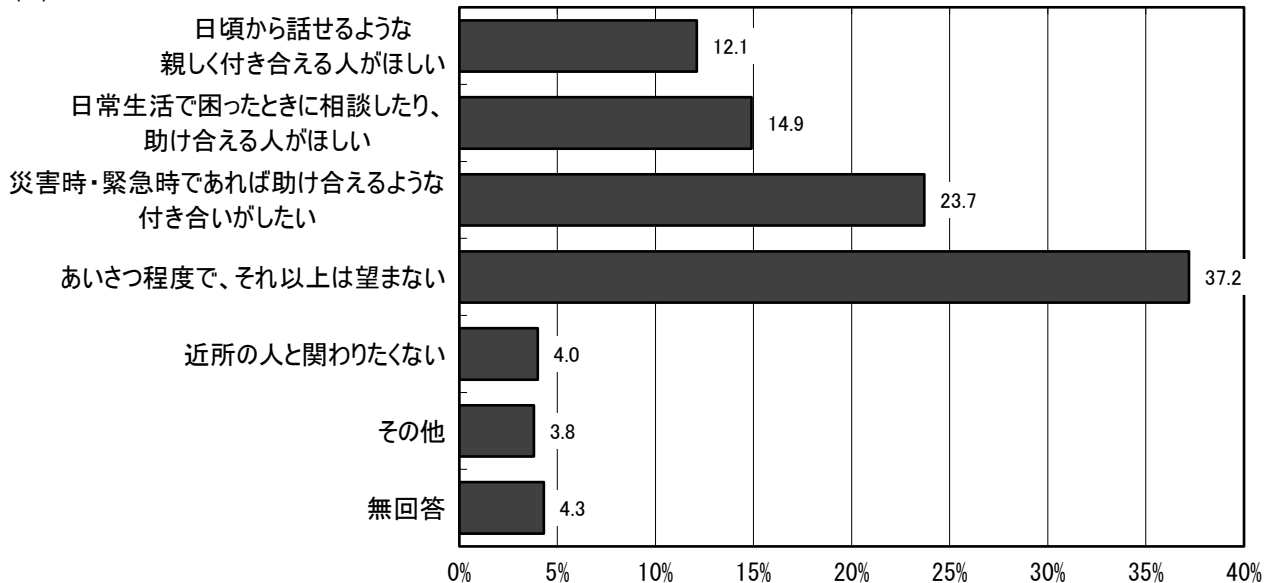
■ 図3—16 地域で生活するために必要なこと

(MA) n=488



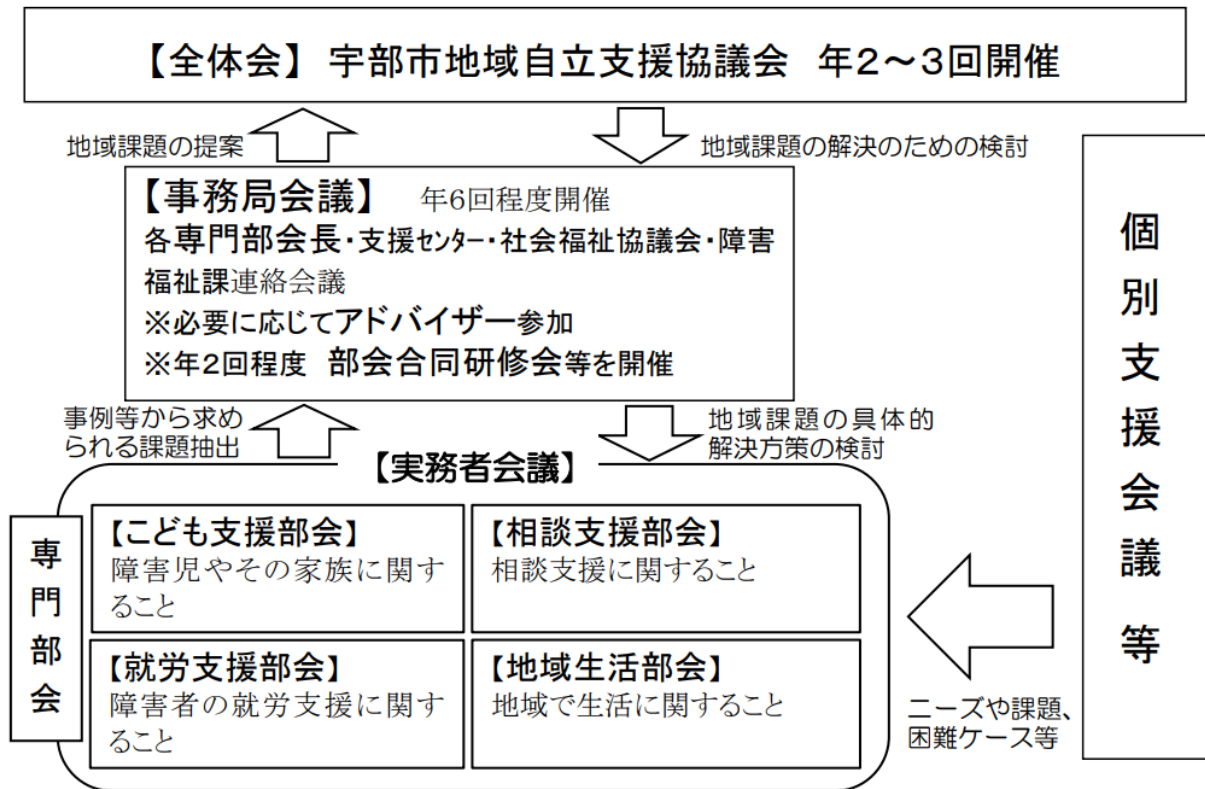
■ 図3—17 今後の隣近所との関わり方

(SA) n=422

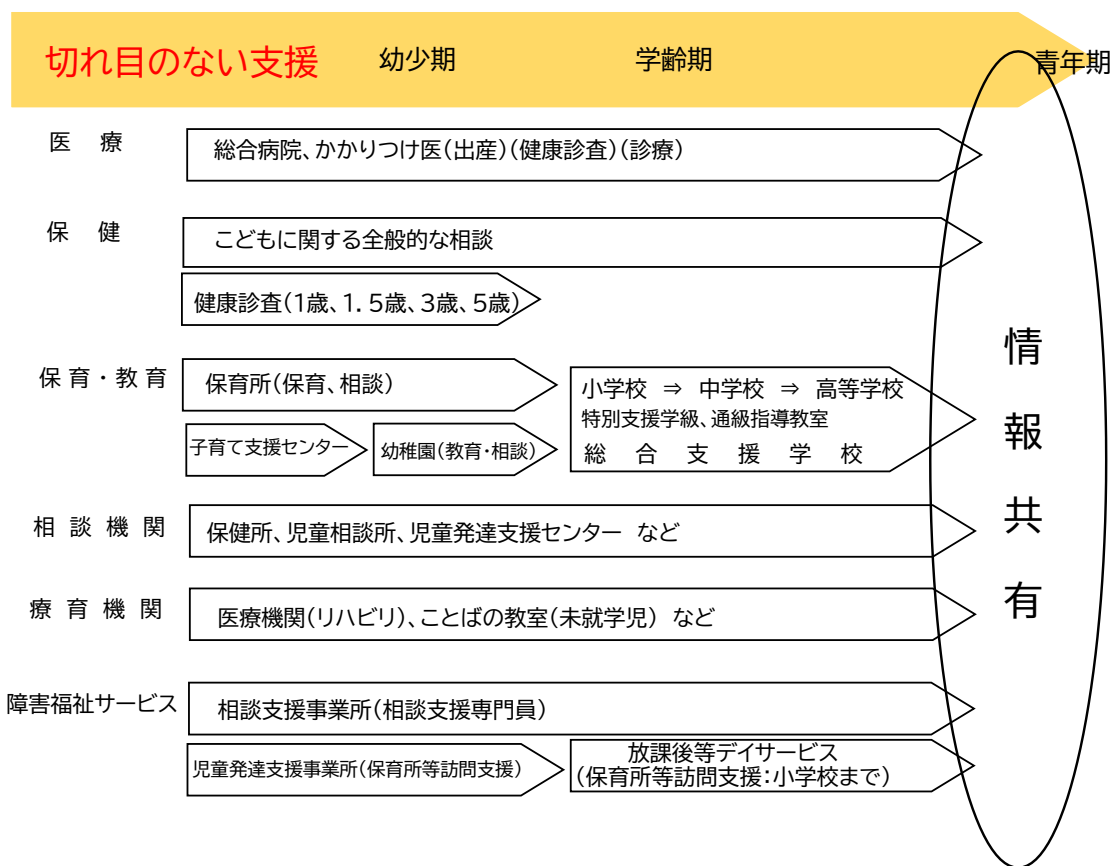


施策事項	施策内容
①支援者ネットワークの強化	■障害者一人ひとりの課題にきめ細かく対応するために、当事者、家族、医療機関、障害者相談支援事業者※、障害福祉サービス事業所、学校、地域、行政などによる個別支援会議を開催し、支援体制を強化します。
②支援にかかる課題解決システムの強化	■保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者からなる実務者会議において支援現場の課題を抽出し、支援センター等連絡会議、地域自立支援協議会※などで課題の解決に向けた協議や検討を行うことで、充実したサービスの提供に努めます。
③地域自立支援協議会の強化 (体制図 P63)	■障害者の抱える様々な課題について、地域自立支援協議会を情報共有及び解決の場として機能強化を図ります。あらゆる関係機関の参加を促し、障害者や事業所、行政が連携しながら対応することで実効性のある支援の検討につなげます。
④支え合いの地域福祉の推進 (共生型地域包括ケアシステム)	■地域住民が地域課題を共有して解決策を話し合う「地域支え合い会議」を、地域包括支援センター等の支援により実施し、子どもから高齢者、障害者まで対象を区別せず、地域で支えあう体制づくりを進めます。(地域支え合い包括ケアシステムの推進) ■障害者や支援者が地域住民のネットワークに参加できるよう意識啓発を図り、障害のあるなしにかかわらず支え合うことのできる地域づくりを促進します。 ■あいサポート運動を推進し、住民一人ひとりが障害者のちょっとした困りごとに手助けができるようになることを目指し、地域住民に対する障害者理解の促進に努めます。
⑤社会福祉法人等の地域資源の活用	■社会福祉法人等の地域資源との連携を強化し、障害のあるなしにかかわらず地域で支えあう体制づくりを進めます。
⑥発達障害に関する支援体制の充実 (体制図 P63)	■ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、関係機関と連携し、地域支援体制を構築します。 ■専門職が連携した発達障害に関する相談窓口の設置や、ペアレントメンター活動の支援、支援者の育成など、総合的な発達障害支援に取り組みます。 ■多様な主体による一貫した支援が行えるよう人材の確保に努めます。 ■発達障害への正しい理解の周知を図ります。

■図3—18 宇部市地域自立支援協議会 体制図



■ 図3-19 発達障害児に関する支援体制



(3)地域移行及び地域定着に対する支援の強化

<現状と課題>

施設に入所または、精神科病院等に入院している障害者が、希望する場所で地域の一員として暮らすことができるよう、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、地域での安定した生活の継続を支援しています。

市内には、精神科病院、かかりつけ医などが充実し、病院においても地域連携室により退院後に地域の支援につなげる取組が進んでおり、地域においては、障害者一般相談支援事業所※を中心に、関係機関が連携しながら、地域移行と定着の支援を実施しています。しかしながら、住まいの確保について、保証人が確保できない等の理由で困難なケースもあり、居住サポート制度の構築も急務となっています。

障害のある人の地域への移行と定着を促進するためには、病院や行政、障害者相談支援事業所※、障害福祉サービス事業所、地域の支援者等の連携を強化するとともに、地域住民への障害者についての理解を促進することが重要となります。

特に、病院から地域生活に移行する精神障害者について、地域住民と支援者の連携を強化し、支援者間のネットワークの強化をはかる、地域包括ケアシステムの構築を行うことが課題となります。

施策事項	施策内容
①地域移行地域定着支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者が病院や入所施設等から地域生活への移行を希望した場合、安心して生活ができるように、障害者相談支援事業所により、住居の確保や福祉サービスの受給等の相談支援、地域定着に向けた緊急時等の相談支援を実施します。 ■地域生活を支援するためのサービスとして、一定期間、定期的に障害者の居宅を訪問し、生活の状況を確認して必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うなどの支援を実施します。
②居住サポートの構築	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅セーフティネット制度※を活用し、県や関係機関と連携しながら障害者の住まいの安定確保を推進します。 ■アパートの家主等と障害者相談支援事業所や医療機関等の支援者の連携を強化することで、きめ細かな支援の実施に努めます。 ■地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験利用を促進します。
③地域の障害者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■あいサポート運動を推進し、市民の障害に対する理解を促進することで、障害者が暮らしやすい地域づくりを促進します。
④精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ■精神科医療機関、保健所、市、障害福祉事業所(相談支援、サービス事業所)等、精神障害者の地域移行に関わる保健・医療・福祉の一体的取組をすすめます。 ■「地域と専門職」の連携体制の強化、本人の状況を踏まえた支援方法と支援のキーパーソンの見える化を行うことで、地域見守りと支えあいを実施します。 ■精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、課題解決のための協議の場を設置します。

(4)高齡障害者が安心できる支援の実施

<現状と課題>

本市では、介護保険サービスへ移行する年齢である65歳に到達する前に、本人や障害者相談支援事業所※、ヘルパー等サービス事業所と市が協議を行い、障害の特性や程度に応じて、障害福祉の固有サービスの適用等を行うことにより、介護保険サービスへの移行を進めているところです。

移行については、障害者総合支援法の相談支援専門員と介護保険法の介護支援専門員※が情報交換しながら進めていますが、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、介護保険制度により利用者負担が新たに生じたり、介護保険事業所において障害特性に応じた適切な配慮をうけることができない、などの課題があり、相互の制度を理解することが必要です。

また、障害者が高齢となっても安心して自分らしい生活が送れるよう介護サービス事業所等への障害者理解の促進なども必要です。

今後、国の制度の動きを注視し、障害福祉と介護保険が連携した支援体制の構築を図ることが求められています。

施策事項	施策内容
①介護保険事業と障害福祉事業の連携強化	■障害と介護の相談支援機関とサービス事業所等の連携強化を図るとともに、制度緩和等の国の動きを見据えながら、障害者総合支援法と介護保険法による支援の一体的な取組を促進します。
②スムーズな移行と適切な障害福祉サービスの提供	■65歳になっても、支援が途切れずにサービスの質と量が維持できるよう、早期から関係者間でサービス利用について検討し、障害の程度や特性に配慮して、適切な障害福祉サービスの支給決定を行います。 ■一定の高齡障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減します。
③介護保険事業所への障害者理解の促進	■介護保険事業所等の職員に対して、障害特性と支援方法についての理解促進を図ります。

(5)親の高齢化(親亡き後)を見据えた支援の実施

<現状と課題>

親からの支援を中心に生活している障害者は、親の高齢化や親亡き後に必要となるサービス受給に向けての第1歩が踏み出せないことが多くあります。

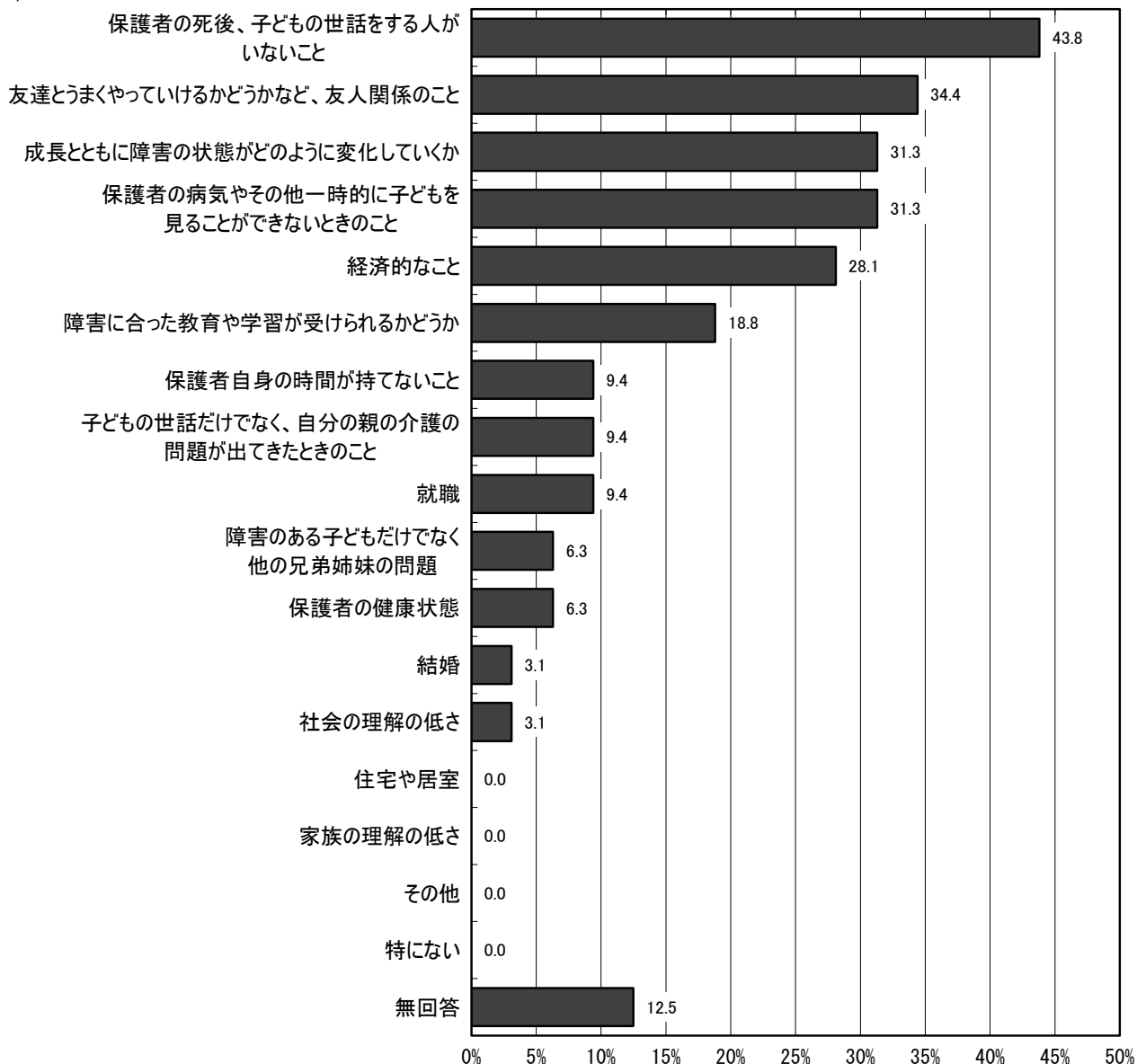
障害福祉アンケートでは、障害児を育てる親の不安として「保護者の死後、子どもの世話をする人がいないこと」が不安とする割合が43.8%となっています。

これらの課題に対しては、早いうちから準備を行うことが必要であり、将来必要となるサービス等の利用を見据えた支援をすることが重要になります。また、支援につながっていない家族を、早いうちから適切な支援につなげる、また、親の高齢化、親亡き後に地域での生活を続けるには、地域住民による見守りや支援のネットワークも重要となります。

親亡き後も障害者が地域で安心して暮らすため、本人の将来や課題を見据えた相談支援体制の充実を図るとともに、本人の生活のために必要となる支援機関と地域を適切につなげる、地域生活拠点を面的に整備していきます。

■ 図3—20 障害児を育てる親の不安

(MA) n=32



施策事項	施策内容
① 将来を見据えたサービス等の支援体制の充実	<p>■ 親の高齢化や親亡き後においても障害者が安心して暮らすための必要なサービスを考慮し、将来を見据えた支援を行います。</p> <p>■ 親の高齢化や親亡き後の支援の事例検討の実施等により、相談支援の充実を図ります。</p>
② 体験利用の促進	<p>■ グループホーム※等の体験利用が行いやすくなる制度の構築を行います。支援員の支援を受けながらの1人暮らしを体験する機会をつくることで、地域での自立した生活を支援します。</p>
③ 成年後見事業の充実	<p>■ 「宇部市成年後見センター」で、成年後見制度※や、日常生活自立支援事業の周知・啓発を行うとともに、弁護士や社会福祉士による専門職相談を実施し、制度利用を必要とする障害者の円滑な利用を図ります。</p> <p>■ 成年後見制度等に関わる人材のスキルアップを促進し、成年後見センター主催の出前講座や各団体からの講座要請等に答えることで利用の促進を図ります。</p>

施策事項	施策内容
	<p>■宇部市社会福祉協議会が実施する法人成年後見人等受任事業「お気軽☆成年後見」※を周知し、利用の促進を図ります。</p>
<p>④地域支援ネットワークの充実</p>	<p>■生活支援と相談支援、そして成年後見人などの法的支援、障害者を取り巻く複数の機関が連携した支援を実施します。</p> <p>■地域の「気になる」を支援につなげるため、市内15か所に「福祉なんでも相談窓口」を設置し、困りごとの早期発見・早期支援に努めます。複合的な課題が生じている場合は支援会議を開催し、適切な支援につなげます。</p> <p>■障害者の親亡き後の地域生活を支援するため、地域支えあいの支援ネットワークを充実します。</p>

(6)福祉サービスの充実

<現状と課題>

本市は、他の市と比較して障害福祉サービス事業所が充実しているものの、障害福祉アンケートでは、障害のある人の生活に関連する福祉事業として「自宅で生活するためのホームヘルプなどのサービスを増やしてほしい」「介護者が不在のときに利用できる短期入所などのサービスを充実してほしい」の割合が高くなっており、さらなるサービスの充実が求められています。

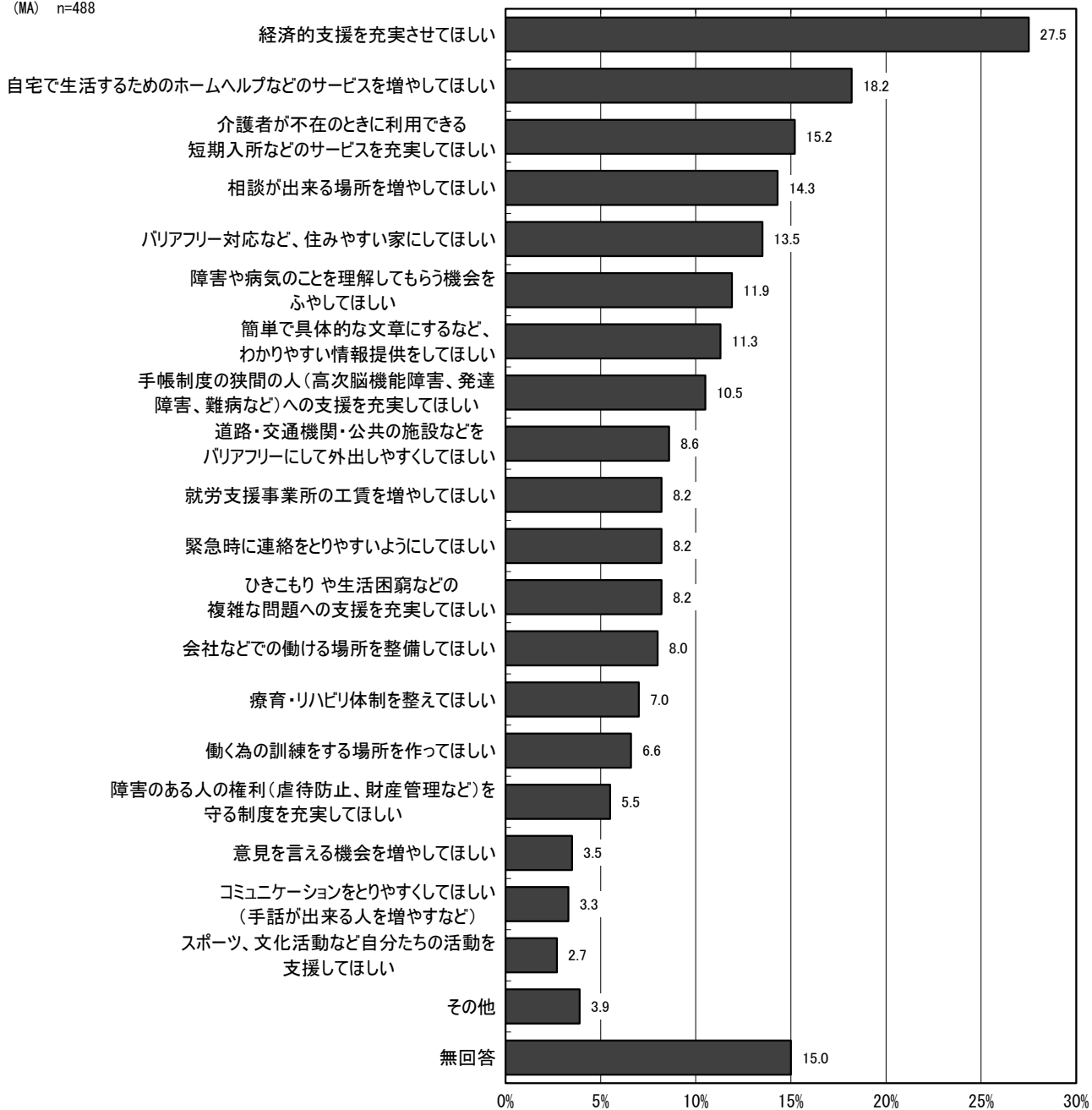
一方で、サービス事業所からの意見では、事業所で働く人材が十分に確保できていないという意見が多くあり、障害福祉事業所で働く人材の確保が急務となっています。

限りある人材や財源の中で、効率的な利用者に質の高いサービスを提供するには、市職員と相談支援専門員が、サービス事業所で提供する支援の内容と、障害者に対して必要な支援を見極めてマッチングするスキルを向上することが必要です。

障害児については、重度障害児、医療的ケアを必要とする障害児の支援の充実をはじめ、放課後や休日等を過ごす場、余暇活動の場の確保などのニーズに対応した支援を充実していく必要があります。

■ 図3—21 障害のある人の生活に関連する福祉事業として取り組んでほしいこと

(MA) n=488



施策事項	施策内容
①最適なサービスの提供	<p>■ 障害者のニーズに応じたサービスを限りある支援人材の中で効率的に提供するため、適切な支給決定に努めます。</p> <p>■ 事業所実地指導後の状況確認とサービス適正化事務により、障害福祉サービスの質の確保と向上を図ります。</p>
②地域生活拠点の整備	<p>■ 障害者が安心して暮らせるよう、本人の課題と将来を見据えた計画相談支援の実施、専門的相談支援、緊急時の受入れ、一人暮らしの体験の提供などのサービスを面的に整備することで、障害者の地域生活を支援します。</p>
③緊急時の対応の強化	<p>■ 在宅の障害者の緊急時に一時的に施設の短期利用ができる緊急ショートステイ事業等の内容の拡充を図ります。</p> <p>■ 障害者見守り安心コールサービス*の対象となる要件を拡充し、夜間等の緊急対</p>

施策事項	施策内容
	<p>応の強化を図ります。</p> <p>■障害者相談支援事業所※による、24時間対応可能な相談支援を実施します。</p>
④障害児福祉サービスの充実	<p>■障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、日常生活用具の給付などのサービスの提供の充実を図ります。また、医療的ケア児の支援の充実に取り組みます。</p> <p>■補装具の支給※について、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児に対して、迅速な支給決定に努めます。</p> <p>■宇部市発達障害等相談センター※により、子どもの将来の自立に向けた発達支援として、教育と福祉の横断的な対応、就労現場における支援など、切れ目のない支援を実施します。</p>
⑤医療支援の充実	<p>■重度心身障害者の医療費の自己負担に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。</p> <p>■重度の障害者の入院時に、重度訪問介護のヘルパーを引き続き利用できるようにすることで、本人の特性や状況に応じた介護方法や環境を医療従事者に伝達し、適切な対応につなげます。</p>
⑥サービスのさらなる充実	<p>■強度行動障害※のある障害者、重度知的障害者、医療的ケアが必要な障害者等が入所支援や生活介護、日中一時支援などのサービスを支障なく受けることができるよう、受け入れに必要な体制を整備します。</p> <p>■バス、タクシー、自動車改造助成などの移動を支援する事業の継続を図るとともに、同行援護、移動支援事業について、不自由なくサービスが利用できる環境を整えます。</p>
⑦日常生活における DX の普及	<p>■意思疎通支援をはじめとする生活上必要な支援について、ICT活用を進め、効率化や利便性の向上に取り組みます。</p> <p>■障害者等のICTの利用機会の拡大や活用能力の向上を促進し、情報格差の解消を図ります。</p>

(7)防災・防犯対策の推進

<現状と課題>

障害のある人が、地域の中で安心して生活するためには、防災・防犯など生活の安全対策は重要な課題です。

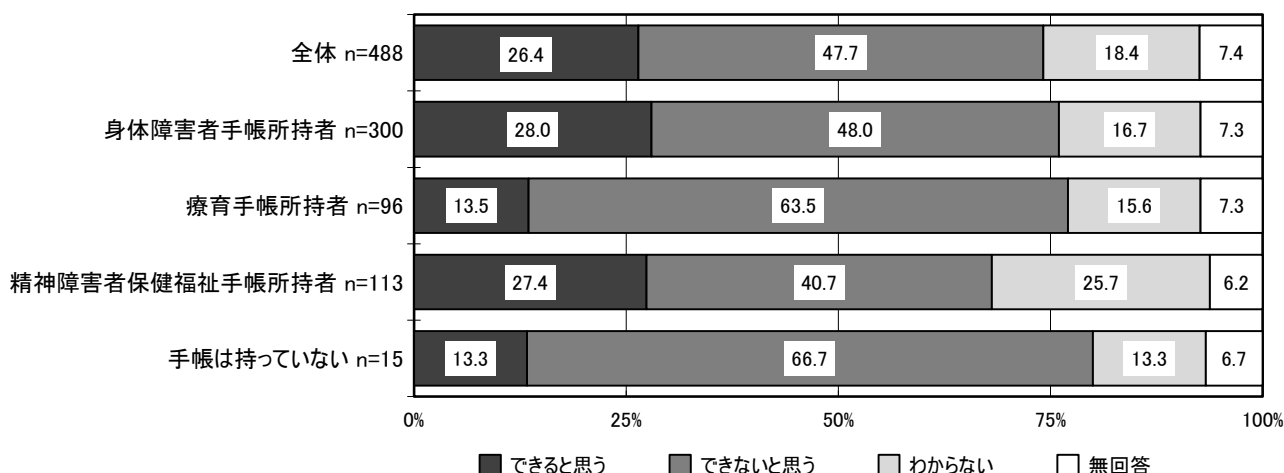
障害福祉アンケート調査では、災害時の避難について「1人で避難できる」と思う人は、身体障害者では28.0%、知的障害者では13.5%、精神障害者では27.4%となっています。災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかに確立されているかに大きく左右されることから、本市では令和4年度(2022年度)から避難行動に支援が必要な高齢者や障害者の避難方法などを事前に決めておき、災害時に安心して避難できる「個別避難計画」の作成を進めてきました。一方で、個別避難計画の作成については「知らない」が73.2%を占めています。また、個別避難計画の作成意向について「作成したいと思う」「個別避難計画の作成についてもっと詳しく知りたい」を合わせると46.1%となっており、取組の周知とともに作成を進めていくことが求められます。

また、災害時に不安なこととして、「避難場所で障害にあった対応をしてくれるか心配」「避難場所まで行くことができない」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が高くなっており、災害時に円滑に避難できるよう地域での防災訓練等への参加促進や災害の備えについて啓発するとともに、地域の避難場所・避難所における配慮の充実と環境整備の取組を促進する必要があります。

本市では、令和4年(2022年度)に「障害の特性に応じた災害時用チェックリスト」を障害当事者や関係団体とともに作成しています。災害時は地域での助け合いが重要になることから、障害のない人にもこのチェックリストについて周知することで障害の特性にあった対応についての理解を促し、地域で助け合える関係づくりを推進します。

障害福祉サービス事業所については、災害時に備えた防災設備の整備や施設の耐震化を推進するとともに、大規模災害を想定した避難計画の策定や、被災後速やかに利用再開できるよう、業務継続計画の策定の促進を図る必要があります。

■ 図3—22 災害時に1人で避難できるかどうか



施策事項	施策内容
①防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々なメディアの活用や出前講座、地域の防災訓練及び避難場所・避難所の模擬体験などの機会を通じて、障害者を含めた地域住民に対して不安の解消や防災意識の向上を図ります。 ■ 自主防災会の活動を支援するとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。
②災害時の支援対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害の特性に配慮し、避難所での生活が困難な障害者が福祉避難所へ直接避難できるような体制を整備します。また、避難所での生活で特別な支援を必要とする避難者については、福祉避難所(協定した施設)と連携して支援を行います。 ■ 避難時等に配慮を必要とする障害者や高齢者に避難訓練の参加を促し、支援者との協力関係の確立や災害時の課題解決に向けた訓練を実施します。 ■ 障害福祉サービス事業所の防災設備の整備や施設の耐震化を推進するとともに、業務継続計画の策定の促進を図ります。
③障害特性に応じた避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時に逃げ遅れ等が生じないよう、障害特性に応じた避難方法の検討を進めます。 ■ 避難拠点要員に対して、障害特性に応じた支援の仕方などを記載したマニュアルを作成し、避難場所・避難所で安全に過ごすことができるよう支援体制の整備に努めます。 ■ 災害時に必要な情報を得られるよう、防災情報伝達手段の普及を促進します。 ■ 停電時は、電源を必要とする医療機器の電源確保が必要なため、非常用電源の給付費の助成など、生命維持に必要な体制の整備に努めます。
④個別避難計画の実行性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員や自主防災会等と連携し、災害時の避難についての理解と重要性を深めるとともに、相談支援専門員等と連携し、必要に応じて適切な福祉避難所とのマッチングを行うなど、個別避難計画の実行性の確保に努めます。 ■ 要配慮者の把握・確認を行い、個別避難計画の作成を促すとともに、避難時や避難場所・避難所での必要な配慮を把握することで、災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。また、支援体制の充実に努めることで避難所生活への不安の軽減を図り、円滑な避難につなげます。
⑤防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防犯対策協議会を中心として、地域の防犯ボランティア団体を支援するとともに、防犯キャンペーンなどにより防犯に対する意識の向上を図ります。

数値目標

基本目標3 とともに自立し安心して暮らすにおける主な取組の関連指標を示します。

指標名	令和5年度 (2023年度)現状	令和8年度 (2026年度)目標	目標値の設定
相談支援等スキルアップ研修実施 件数	20件	30件	障害者一般相談支援事業所 や福祉総合相談センターでの 実績から年の目標を設定
特定健康診査の受診率	38.0%	45.0%	厚生労働省の目標値 60%を令和11年度(2026年 度)に達成するための2020 年度の目標値
発達相談支援実施件数	2,300件	3,000件	宇部市発達障害等相談セン ターの実績から、目標を設定
地域福祉総合相談センターにおけ る相談延件数	7,850件	8,000件	現在の実績から相談件数の目 標を設定
65歳の介護移行時の支援者会議 の開催率	100.0%	100.0%	サービス利用者全員に対して の開催率として設定
地域移行のための体験利用者数	10人	15人	GHの体験実績及び地域生活 体験事業利用者見込から設 定しています。
福祉施設や精神病院等から地域に 移行した人の数	219人	209人	令和8年度(2026年度)末ま でに6%
日常生活自立支援事業の利用者 数	183人	192人	年3人の増加を見込んでも目 標を設定

関連指標については、第7期宇部市障害福祉計画・第3期障害福祉計画の計画期間の令和8年度(2026年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を令和8年度(2026年)とします。

令和9年度(2027年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、令和8年度(2026年度)以降に策定する改定計画において設定します。

基本目標4 とともに働き楽しむ

施策分野1 一般就労・福祉的就労の推進

(1)一般就労の促進

<現状と課題>

一般就労を希望する障害者に必要な就労支援を行うためには、行政、地域の労働機関や雇用先が一体となって取り組み、障害者の雇用に理解のある企業等の拡大に努めることが必要です。

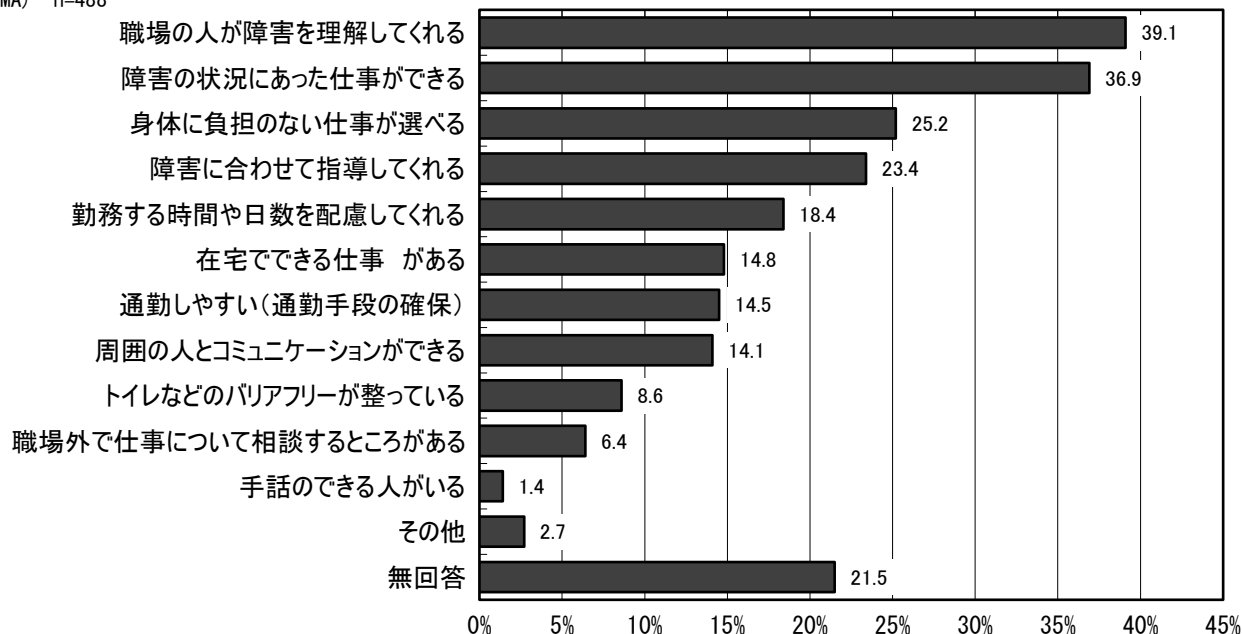
宇部市障害者就労支援ネットワーク会議[※]の活動の中で、障害特有の行動やその対応についてまとめた「障害のある人の就労に関するガイドブック」等の作成や障害者雇用に関するセミナーの実施などを通じて、雇用主や従業員に対して障害特性等の理解啓発を行い、障害者雇用の拡大に取り組んでいます。

障害福祉アンケート調査では、障害者が働きやすくなるために、「職場の人が障害を理解してくれる」「障害の状況にあった仕事ができる」ことが必要と回答した割合が高くなっています。雇用主やともに働く人々など周囲の人への理解促進や、多様な働き方の推進により、就労定着を図ることが必要です。

今後も、障害者差別解消法[※]、障害者雇用促進法[※]で求められる取組を民間事業者に啓発するとともに、障害者就労支援ネットワーク会議が作成した障害者雇用ガイド等をさらに発信することで、民間企業の障害者雇用を促進することが必要です。

■ 図3—23 障害のある人が働きやすくなる方法

(MA) n=488



施策事項	施策内容
①障害者雇用の促進(一般就労に向けた支援の強化)	<ul style="list-style-type: none"> ■働く意欲のある障害者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター※などと連携を図り、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に取り組みます。 ■福祉的就労現場や特別支援学校における支援により、一般就労を目指すことができる資質を備えた障害者については、就労移行支援事業の活用を勧めるなど、企業等への就労の促進を図ります。 ■重度障害者等に対し、雇用施策と福祉施策の連携により、通勤や職場等における支援に取り組みます。 ■宇部市障害者活躍推進計画に基づき、公共機関における障害者雇用及び働きやすい環境整備に取り組みます。
②就労定着支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害者が、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合に、就労移行事業所を中心に、様々な専門相談機関や企業、関係機関と連携して、定着に向けた必要な支援に取り組みます。 ■就労移行支援事業所、発達障害等相談センター、行政機関等が参加する就労移行ワーキングチーム会議を開催し、情報共有や連携の強化に努めます。 ■発達障害等相談センター※と企業等の支援者の連携を強化することで、個人の特性に寄り添った適切な支援を実施します。 ■教育分野で実施されていた支援が適切に就労現場に引き継がれ、障害の特性に応じた支援が行われるよう、パーソナル手帳※等を活用して連携を図ります。
③企業等への障害者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター※と連携を図り、企業等へ働き方への配慮について啓発します。 ■障害者就労支援ネットワーク会議※による企業向けの「雇用実践セミナー」の開催や、障害種別ごとの雇用ガイド等を周知し、障害者への理解を促進します。 ■企業等に対し、障害者を雇用している企業や就労支援事業所の見学などを実施し、障害者とともに働くことの理解を促進します。
④就労環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ■就労現場において、障害者が不自由なくコミュニケーションがとれるよう、コミュニケーション支援にかかる相談を受け付けます。 ■障害のある人が安心して働くことができるよう、出入口の段差の解消や障害者トイレの設置など、ハード面の環境整備の実施を啓発します。 ■自動車運転免許取得費用及び自動車改造費の助成、バス優待乗車証※の交付など障害者の外出支援や就労支援につながる制度について、周知と利用促進を図ります。
⑤DX を踏まえた多様な働き方の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ICT等の活用による在宅ワークの促進など、多様な働き方への理解を進め、障害者の就労の機会を広げます。 ■本人の希望や適性に基づいてよりよい就労が選択できるよう、就労アセスメントの結果に応じて公共職業安定所等と連携しながら職業指導を実施するなど、本人に合った働き方の選択を可能とするための支援を行います。

(2) 福祉的就労の促進

<現状と課題>

市内の就労継続支援 A 型、B 型事業所は、令和2年度(2020年度)は A 型が10事業所(定員150人)、B 型が23 事業所(定員531人)であったのに対し、令和5年度(2023年度)には、A型が 11 事業所(定員164人)、B 型が 21 事業所(定員583人)となっています。

福祉的就労では、支援事業所における作業と支援の内容が、本人の障害の程度や特性にあった適切な就労支援として、サービス等利用計画に基づき支援がおこなわれているのかを見極めていく必要性があります。また、支援により就労に向けた資質を備えた人については、福祉的就労から一般就労に移行するための支援を提供することが、将来の自立のために必要となります。

市では、障害者優先調達推進法(物品調達方針)により、障害者就労施設等へ優先的、積極的な物品の購入及び役務の調達を行っており、受注額は毎年増加傾向にあります。今後も事業所の製品や役務等について、民間も含め受注拡大を図っていくことで、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図り、障害者の自立を促進します。

施策事項	施策内容
①本人の状況にあった適切な就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画相談事業所と就労支援事業所が連携して本人の状態や特性にあわせたサービス等利用計画を作成し、適切な就労支援を進めます。 ■ 多くの事業所の中から、本人の特性にあった支援を選択するため、事業所の作業内容やスケジュール等の情報を発信していきます。 ■ 相談支援と就労支援の連携を深めることで個人の希望や適性をしっかりと把握し、それぞれの状況にあった就労支援が選択できるよう支援を行います。
②事業所の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害福祉サービス事業所(就労支援)間のネットワーク化を推進し、共同受注[※]の仕組みの強化を図ります。 ■ 障害福祉サービス事業所(就労支援)の商品やサービス活動等を広く市民・企業に紹介するなど、販売の拡大に向けた広報活動を推進します。 ■ 農福連携[※]の取組みを推進することにより、障害のある人の雇用機会の増加、また、人出不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、農業を活用した就労機会の拡大を図ります。
③障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び公表を行い、優先的・積極的に物品やサービスの発注を実施します。 ■ 障害者就労ワークステーション[※]の業務の一部を障害福祉サービス事業所(就労支援)に委託することにより、工賃向上を促進します。

(3)就労支援体制の充実

<現状と課題>

障害者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター※、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所(就労支援)等、官民連携で取り組む「障害者就労支援ネットワーク会議※」を中心に、一般就労、福祉的就労の促進、障害者理解促進などの事業を実施しています。

障害者の就労のためには、雇用現場と福祉の連携、地域資源と連携した多様な就労機会の確保など、総合的な就労支援体制づくりを進める必要があります。

また、精神障害者、発達障害者の就労については、個々の特性に寄り添った継続的な支援が必要であることから、今後は専門的支援機関と連携した就労支援体制を構築します。

施策事項	施策内容
①障害者就労支援ネットワーク会議※の活動の推進	■「障害者就労支援ネットワーク会議※」と連携し、雇用・就労についての情報のネットワーク化を図るとともに、企業等への意識啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制の構築を促進します。
②雇用と福祉の連携強化	■様々な地域資源を活用し、多様な就労先を確保することで、就労の機会の充実を図ります。
③専門機関との連携による就労支援	■精神障害者、発達障害者の就労支援のため、専門的支援機関である、「発達障害等相談センター※」及び「ひきこもり相談支援事業所※」との連携を強化します。

施策分野2 社会参加活動の推進

(1)スポーツ・レクリエーション活動の促進

<現状と課題>

全国障害者スポーツ大会や山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック)への出場は、スポーツをしている障害者にとって、励みであり目標であるとともに、出場者やボランティアの方々との交流の場でもあります。

障害者がスポーツを楽しむためには、各スポーツイベントの情報を適切に発信するとともに、競技に参加する際の、コミュニケーション支援を充実する必要があります。

このため、本市では、宇部市障害者ケア協議会※と連携し、障害のある人がスポーツやレクリエーション等に積極的に参加できるよう、スポーツ施設のトイレの改修や障害者駐車場等の整備を行っています。

施策事項	施策内容
①障害のあるなしに関わらず楽しめるスポーツ機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■宇部市スポーツコミッション※、宇部市障害者ケア協議会※などが実施する、障害のあるなしに関わらず楽しめるスポーツの情報発信を行います。 ■障害者スポーツ指導員等の養成を支援し、障害者スポーツやレクリエーションを楽しめる場の充実を図ります。 ■市内の学校で開催する、障害者スポーツやレクリエーションの体験会等を通して障害者とのふれあい活動を支援することで、児童・生徒の障害者理解を促進します。
②障害者スポーツ大会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック)や、全国障害者スポーツ大会への出場を支援します。 ■障害者団体や家族の会が開催する各種スポーツ大会を支援します。 ■共生社会への実現に向けて意識向上を図るため、ボッチャ大会の開催等によりパラスポーツの普及・啓発に取り組みます。
③体育施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ■市の体育施設については、施設の改築や改修時に合わせてさらなるバリアフリー化を進めます。また、関係団体と連携し、民間スポーツ施設のバリアフリー化の啓発を行います。 ■障害者が利用できる体育施設の情報について、積極的な情報発信や情報提供に取り組みます。

(2)文化芸術活動などの促進

<現状と課題>

市では文化行事への障害者の参加を促進するため、宇部市文化会館のトイレの整備や点字ブロックを敷設するなどハード面の整備を行うとともに、宇部市文化創造財団においては主催する文化行事への身体障害者介助者の入場料の免除、点字版のイベントガイドの作成などの取組を行っています。また、文化イベント等の開催時には、参加者申し込み時に必要な配慮を聞き、手話通訳者や要約筆記者の設置等、必要な配慮の提供が進んでいるところです。

障害のある人の生活を豊かなものとするため、今後も、行政や財団が主催する文化イベント等や地域活動等について、障害のある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努める必要があります。

施策事項	施策内容
①障害のあるなしに関わらず楽しめる文化芸術活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のあるなしにかかわらず、文化に親しむ機会が増えるよう、文化施設で行う文化行事に対し、手話通訳者や要約筆記者等の配置、同伴介助者の入場料免除など、障害者が参加しやすい環境づくりを推進します。 ■障害者の文化芸術活動を振興するため、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実を推進します。 ■誰もが読書ができるよう、障害の特性に応じた利用しやすい読書環境を整備します。
②文化施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ■市の文化施設については、多機能トイレ*や点字ブロックの整備、手すりの設置、ヒアリングループの設置、障害者用駐車スペースの確保など、障害者が利用しやすいよう施設整備を推進します。

(3)地域交流の促進

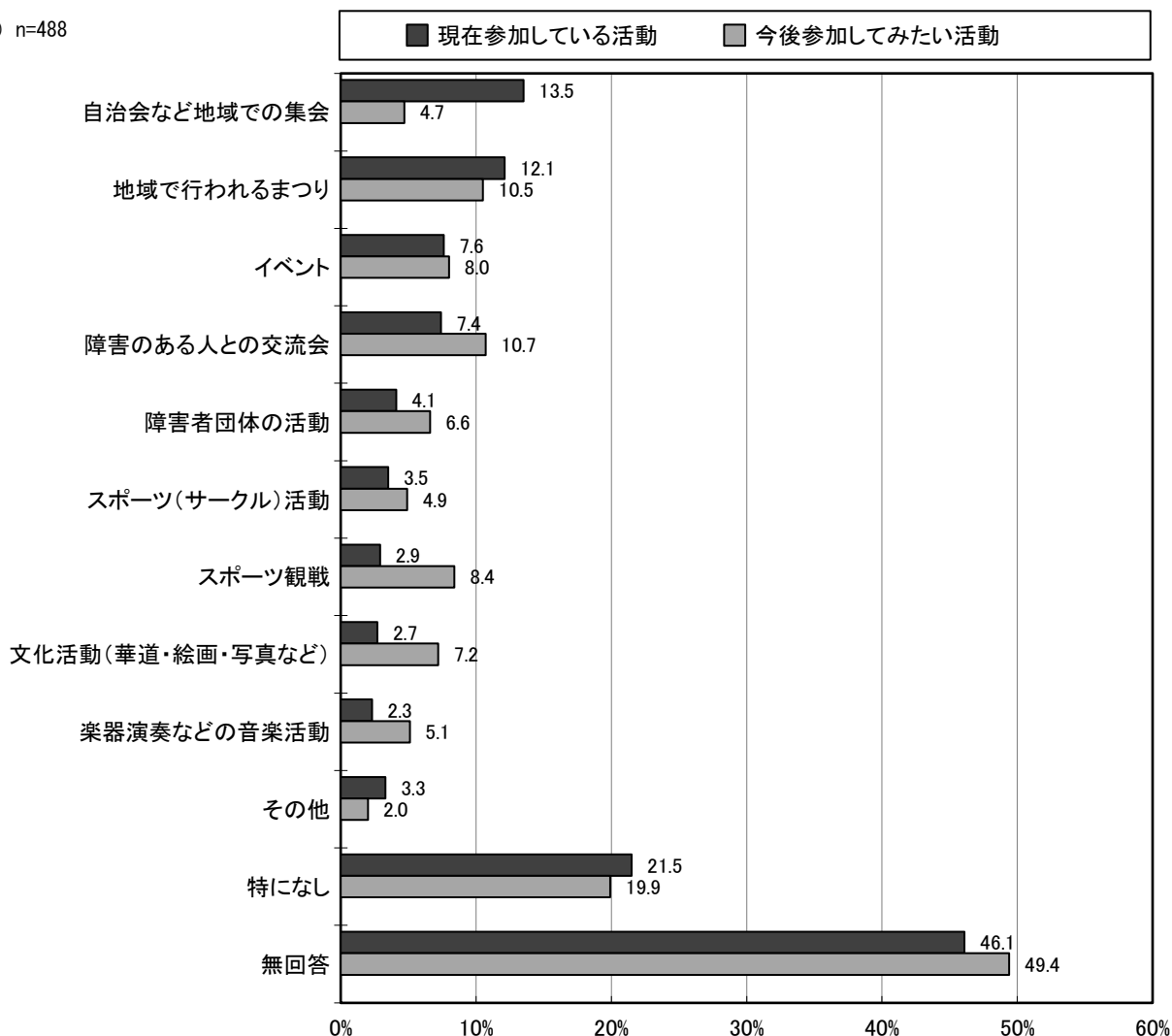
<現状と課題>

障害者についての地域全体の理解を深めるためには、地域で多様な人が交流できる場をつくることが重要です。

障害福祉アンケート調査によると、今後参加してみたい活動については「障害のある人との交流会」「地域で行われるまつり」の割合が高くなっており、当事者同士の交流や、地域のイベントを通じた地域住民との交流を促進する必要があります。

■ 図3—24 障害のある人の活動について

(MA) n=488



施策事項	施策内容
①障害のあるなしに関わらず参加できる地域行事の開催	<p>■障害のあるなしに関わらず参加できる地域イベント等の開催のため、内容や開催場所など、イベントの運営にあたって合理的配慮が行われるよう周知・啓発に取り組み障害者と地域住民との交流を促進します。</p> <p>■地域包括支援センター等と連携して、障害者が地域行事に参加しやすい体制を整備します。</p>
②各種団体と連携したイベント等の開催	<p>■市内で活動する各種団体等と連携し、趣味活動も含めた様々なイベントに障害のある人が参加できる環境を整え、地域の中で、障害のある人が暮らしていることを自然に認めることのできる社会づくりに努めます。</p> <p>■障害者等の交流の場づくりや支援活動に取り組む地域活動団体の支援を行い、地域交流などを促進します。</p>
③ボランティアの積極的な活用	<p>■学生ボランティアや地域ボランティアの活動の場を広げ、障害者への支援の取組が広がるよう、市民に周知して活動を支援します。</p>
④地域活動支援センターの充実	<p>■障害のある人たちが気軽に利用でき、日中の居場所や社会参加のきっかけづくりとして創作活動や交流を目的として、地域活動支援センターを設置し、障害者の地域生活を支援します。</p>

数値目標

基本目標3 ともに働き楽しむにおける主な取組の関連指標を示します。

指標名	令和5年度 (2023年度)現状	令和8年度 (2026年度)目標	目標値の設定
民間企業障害者雇用率(宇部管内)	2.33%	2.7%	法定雇用率(令和8年度以降)を目標
福祉的就労から一般就労に移行した人数	25人	45人	障害福祉計画の成果目標から目標を設定
共同受注の受注件数	95件	110件	年5件の増加を見込んで設定
スポーツ大会への障害者参加者数	357人	387人	年10人の参加者の増加を見込んで目標を設定
地域、文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数	44件	64件	年5件の増加を見込んで目標値を設定

関連指標については、第7期宇部市障害福祉計画・第3期障害福祉計画の計画期間の令和8年度(2026年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を令和8年度(2026年)とします。

令和9年度(2027年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、令和8年度(2026年度)以降に策定する改定計画において設定します。

6 計画推進のために

(1) 計画の円滑な推進

国による障害者福祉に係る制度の見直しに柔軟に対応するとともに、本計画との整合性を図るため、国・県の動向を踏まえながら、施策の進行管理をしていくことが必要です。各施策の円滑な推進のためには、社会福祉協議会や障害者関係団体、障害福祉サービス事業所、ボランティア団体などの関係機関との連携体制を強化し、総合的に取り組んでいく必要があります。

【計画推進体制の整備の施策】

施策事項	施策内容
①推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施策推進に当たっては、国・県の障害者福祉計画や第五次宇部市総合計画、その他の関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。 ■ 計画の進行管理については、地域自立支援協議会※において報告し、進捗状況を分析・評価します。
②関係機関・市民団体などとの連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「市民とともに」本計画を推進していくことを基本とし、社会福祉関係団体はもとより、市民活動団体（障害者関係団体も含む。）や民間事業所、自治会などとの協働により、事業運営等に取り組みます。
③国・県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国・県等の障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。 ■ 広域的な対応が必要な施策については、県や近隣自治体との連携により取り組みます。

第4章 第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画

1 計画の基本理念と基本目標

(1)基本理念

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、市等が、障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する際の基本理念を次のように定めています。

障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会^{*}を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。)、難病患者等に対しサービスの充実を図るとともに、引き続きその旨の周知を図ります。

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」等の課題に対応し、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会^{*}の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、複合的な課題への対応するための重層的支援体制の整備など、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を推進します。

障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ることにより、地域体制の構築を図ります。障害児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

また、日常生活において医療を要する状態にある障害児(医療的ケア児)が支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制を計画的に推進します。

障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施するために、提供体制の確保と併せて人材を確保していく必要があり、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の周知・広報等の取組を推進するとともに、職場環境の整備やハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組みます。

障害者の社会参加を支える取組定着

障害者が地域でいきいきと安心して健康的に暮らせるよう、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会を確保することで、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るとともに、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

また、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

(2)基本目標

第7期障害福祉計画

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、以下の成果目標を設定します。

- ① 福祉施設から地域生活への移行促進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑥ 障害福祉サービス等の質の確保

第3期障害児福祉計画

障害児及びその家族への支援の観点から、身近な地域での支援などの課題に対応するために、障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる目標を障害児支援の提供体制の整備等として、以下の成果目標を設定します。

- ① 障害児支援の提供体制の整備等

2 基本目標を実現するための施策

第7期障害福祉計画

1 福祉施設から地域生活への移行促進

本市では、地域での生活を希望する全ての人が、地域で自立した生活を送ることを目指し、各施設における取組に加えて、地域におけるさまざまな機関が連携協働して支援を行うこととしており、令和8年度（2026年度）末までに地域生活に移行する障害者の人数と合わせ、施設入所者数の目標値を次のように設定します。

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：地域生活に移行する人について、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとします。 ・施設入所者数：令和8年度（2026年度）末時点の施設入所者数を、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減することとします。
------	--

■成果目標

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数（A）	221人	令和4年度（2022年度）末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数（B）	14人	令和8年度（2026年度）末までに6%以上（ $(A) \times 6\%$ ）
【成果目標】 施設入所者の削減数（F）	12人	令和8年度（2026年度）末までに5%以上（ $(A) \times 5\%$ ）

■確保方策

入所施設から地域生活への移行の可能性があると判断される入所者が実際に地域に移行するためには、本人の意志や家族の理解をはじめ、入所施設側の地域移行に向けての支援など、解決すべき多くの課題があります。このような状況のなか、施設入所者の地域生活への移行に向けて、次に掲げる方向性のもとに施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②地域生活への移行を進める体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援（地域移行支援）体制の整備・充実を進めます。 ■地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験事業の利用を促進します。
③地域生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■共同生活援助（グループホーム[※]）や公営住宅などの生活の場の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた障害福祉サービスの提供や、

	就労・余暇活動・生涯学習などの日常生活や社会生活全般にわたる活動の場の支援の充実を図ります。
④相談支援の充実	■障害者一般相談支援や計画相談支援及び地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで様々な相談に応じます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、支援体制の充実を図るとともにサービスの利用状況を把握することが求められていることから、本市において、以下の活動指標を設定します。

■活動指標

サービス種別	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域移行支援の利用者数	人/年	1	1	1
共同生活支援の利用者数	人/年	266	276	286
地域定着支援の利用者数	人/年	10	10	10
自立生活援助の利用者数	人/年	1	1	1
自立生活訓練(生活訓練)の利用者数	人/年	5	5	5
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療、福祉関係者による協議の場への参加者数	人/年	15	15	15
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1

■確保方策

本市には、6箇所の精神科病院、合計1,071床(令和4年(2022年)12月現在)の病床があることから、「社会的入院」の解消を視野に入れた地域生活への移行支援は重要な課題です。本市では、各病院にある「地域連携室」等と協働しながら退院調整に取り組んでいますが、地域生活への移行を進めるには、家族や本人の意向など多くの課題に対する集中的・長期的な働きかけが必要です。さらに、在院中から退院後の生活まで一貫して寄り添える支援者として、地域のケアマネジメント※機関(相談支援事業者)が病院と協働して支援することが重要となるため、精神的な不安の高まる夜間も含めた相談支援体制の充実が求められています。退院後には、精神科の医療機関以外に、地域の中に日中安心して過ごせる居場所を確保することが特に重要です。このような考え方を踏まえながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、以下の方向性で施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。 ■地域の中に日中安心して過ごせる居場所を整備し、地域住民との交流を推進します。
③地域生活への移行を進める体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■共同生活援助(グループホーム※)や公営住宅などの生活の場の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた障害福祉サービスの提供や、就労・余暇活動・生涯学習などの日常生活や社会生活全般にわたる活動の場の支援の充実を図ります。
④支援者による協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者一般相談支援や計画相談支援及び地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで様々な相談に応じます。
⑤地域生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅セーフティネット制度※を活用し、障害者の住まいの安定確保を推進します。 ■地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験利用を促進します。

3 地域生活支援の充実

障害児・者の地域での暮らしの安心感を担保し、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えながら、支援体制の強化を図る必要があります。本市では、障害児・者の地域生活支援の強化を図るため、地域生活支援拠点等の充実に向け、次のように目標値を設定します。

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】 ・各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握した支援体制の整備【新規】 ・年一回以上、支援の実績を踏まえた運用状況の検証及び検討を実施
------	---

■成果目標

項目	成果目標	考え方
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	実施	地域生活支援拠点等の運用状況を検証し、機能の充実のための検討を年一回以上実施する。
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	実施	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に取り組む。

■確保方策

方向性	取組内容
①相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■地域生活への移行や親元からの自立、また、その後の一人暮らしを支援するため、相談支援の充実を図ります。
②体験の機会・場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■一人暮らしやグループホーム※への入居を支援するため、体験の機会の提供を促進します。
③緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急時の対応のため、24時間の相談受付や、緊急時の受入対応体制を確保します。
④地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■地域での生活支援を充実させるため、人材の確保・養成や各関係機関との連携を行います。 ■障害者の高齢化・重度化に対応するため、地域における地域資源の活用やコーディネーターの配置等を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市には、現在、6箇所(定員68名)の就労移行支援事業所があります。就労移行支援事業は、2年間という有期限のサービスであり、令和3年度(2021年度)の就労移行支援事業の利用者は、108人です。宇部公共職業安定所の障害者の職業紹介状況をみると、管内で令和3年度(2021年度)に就職した障害者は209人です。本市では、市や公共職業安定所、障害福祉サービス事業所などで構成する「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議※」が中心となって、障害者の就労支援を進めており、福祉施設から一般就労した人は、令和元年度(2019年度)は29人でしたが、令和3年度(2021年度)は35人と増加しています。

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業からの一般就労移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合:5割以上【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上 ・就労定着率※が7割以上の就労定着支援事業所の割合:2割5分以上【就労定着率の定義が変更】 <p>※過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者の割合。</p>
------	---

■成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	35人	令和3年度(2021年度)において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	45人	令和8年度(2026年度)において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 (A)×1.28

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	22人	令和3年度(2021年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	29人	令和8年度(2026年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 (A)×1.31

・就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	4人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	6人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労する人の数(A)×1.29

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	9人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	12人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労する人の数(A)×1.28

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所の割合	50%以上	令和8年度(2026年度)末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数(A)	18人	令和3年度(2021年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	26人	令和8年度(2026年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数(A)×1.41

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所の割合	25%以上	令和8年度(2026年度)末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

■確保方策

本市では、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター※などの関係機関と連携を図りながら、次に掲げる方向性のもとに、働きたいと希望する人を福祉施設から一般就労に移行するための施策に取り組んでいきます。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)の施行に伴い、市内の障害者就労施設等の物品等の受注機会の拡大を図ります。

方向性	取組内容
①障害者雇用の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■公共職業安定所などと連携して、地元企業に対して法定雇用率※の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します
②就労相談・情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■働きたいと希望する障害者や離職者・特別支援学校卒業者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター※などと連携して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。 ■公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーター※と連携して、障害者の就労相談を充実します。
③一般就労のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者の状況に合わせ福祉的就労から一般就労へとステップアップしていくことが可能となるよう、関係機関とさらなる連携を図りながら支援を充実します。 ■特別支援学校在学中から就労に向けた意欲喚起に取り組めます。
④就労支援システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害者就労支援ネットワーク会議※」で雇用・就労についての情報共有を図るとともに、企業などへの意識の啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取組、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制を構築します。 ■障害者の自立、就労促進並びに職場定着の強化のために、障害者就業・生活支援センター※を中心に、公共職業安定所や企業、障害者職業センター※、障害福祉サービス事業所(就労支援)などとの連携を図り、ネットワークを強化します。
⑤福祉就労の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉施設の支援の充実や就労移行支援の利用促進を図るとともに、福祉施設の指導體制を強化することで、一般就労への移行を推進します。 ■職場で安心して就労が継続できるとともに就労の定着に向け、就労移行支援事業所と連携して就労定着支援の利用促進を図ります。
⑥受注機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。

5 地域における相談支援体制の充実・強化

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう相談支援体制の充実・強化に取り組む必要があります。本市では、総合的・専門的な相談支援として、基幹相談支援センター※等により実施していますが、専門的な指導・助言、人材育成及び連携強化の取組等、相談支援体制の充実・強化に向け次のように目標値を設定します。

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、令和8年度(2026年度)末までに基幹相談支援センターを設置する ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う【新規】
------	---

■成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	実施	設置済み
協議会における事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組	実施	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う。また、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

■確保方策

方向性	取組内容
①相談支援体制の強化	■相談支援事業所への指導・助言のほか、研修会の開催など人材育成の支援に取り組みます。
②連携の場の設置	■地域において自立した日常生活や社会生活を営むため適切な支援につなげられるよう相談機関や関係機関との連携を図ります。
③虐待対応後のモニタリングの強化	■虐待の事実が明らかになった事業所に対し、改善に向けて継続的にモニタリングを実施します。

6 障害福祉サービス等の質の確保

近年の障害福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業者が参入していますが、人材確保や専門性の高い人材の養成が課題とする声も多く挙がっており、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供する必要があります。そのために、障害福祉サービスの質の向上のため、障害福祉サービス等に係る研修の参加や、障害者自立支援審査システム等による審査結果の共有体制の構築に努め、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

■成果目標の考え方

国の指針	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する
------	--------------------------------------

■成果目標

項目	成果目標	考え方
障害福祉サービスの質の向上のための体制整備	実施	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有を行い、適切なサービスの提供に取り組む。

■確保方策

方向性	取組内容
①県が実施する研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> ■県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加します。
②適正な運営を行う事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤や障害福祉サービス等の提供の検証を行います。 ■実地指導や指導監査の適正な実施に努め、結果の共有を図ります。
③虐待対応後のモニタリングの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■虐待が発生した際に早期発見・早期発見が可能となるよう、より一層のモニタリングの強化に取り組みます。

第3期障害児福祉計画

1 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、身近な場所で提供する体制を構築していくことが重要であるため、宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について令和8年度(2026年度)末までの目標を次のように設定します。

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置する ・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする ・令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所以上確保する ・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする
------	--

■成果目標

項目	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置	実施	1カ所設置済み
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	実施	令和4年度(2022年度)に1カ所設置済み
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の実施数	実施	2カ所設置済み
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	4名配置済み

■確保方策

本市においては、上記施設等は既に設置されているため、利用希望する障害児及びその保護者等に対して十分説明し、円滑な利用につながるよう関係機関等と連携していきます。また、医療的ケア児への適切な支援のため、支援内容を含めた情報を共有するために関係機関による協議を実施するとともに、コーディネーター配置を進め総合的な支援の充実に向け取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①発達障害児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、関係機関と連携し、支援体制を構築します。 ■専門職が連携した発達障害に関する相談窓口の設置や、ペアレントメンター活動の支援、支援者の育成など、総合的な発達障害の支援に取り組みます。
②医療的ケア児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■医療的ケア児を地域で支援するために、関係機関による情報交換会を定期的に行い、情報共有の場を設けます。また、医療的ケア児コーディネーターの配置を進め、医療的ケア児への支援の充実を図ります。

3 障害福祉サービス量の実績と見込み

(1) 自立支援給付

① 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」、常時介護を要する障害者へのサービスとして「重度訪問介護」及び「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があり、視覚障害者へのサービスとして「同行援護」があります。

<居宅介護>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
時間/年	44,987	44,767	44,548
人/月	205	204	203

<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<重度訪問介護>

常時介護を必要とする障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
時間/年	33,186	35,138	37,090
人/月	17	18	19

<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<同行援護>

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者に対して、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
時間/年	13,694	13,375	13,057
人/月	43	42	41

<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<行動援護>

知的障害又は精神障害などにより行動が著しく困難な障害支援区分3以上の人に対して、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
時間/年	240	240	240
人/月	1	1	1

<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<重度障害者等包括支援>

介護の必要度が著しく高く、障害支援区分6の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障害又は最重度の知的障害の利用者に対して、通所などのサービスを組み合わせて包括的にを行います。本サービスは県内に事業所がなく、全国的にも利用実績が非常に少ないことから、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

訪問系サービスにおける見込量の確保方策

- 訪問系サービスについては、緊急時を含め、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。
- 障害共通の制度のもとで、障害の特性を十分に理解したヘルパーを養成及び確保することにより、サービスの充実を図ります。
- コミュニケーション支援人材育成助成金により、資格取得等に要する費用の一部を助成し、ヘルパーに必要な専門的知識の習得や技能の向上を支援します。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」など、地域生活における日中活動の11のサービスに区分されます。

<生活介護>

常時介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。利用については、年齢や障害支援区分、施設入所の有無により判断します。(右表参照)

	在宅	施設入所者
50歳未満	区分3以上	区分4以上
50歳以上	区分2以上	区分3以上

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
時間/年	108,158	109,128	110,098
人/月	446	450	454

<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<自立訓練(機能訓練)>

地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための支援を一定期間(頸椎損傷による四肢の麻痺などの状況にある人は3年間、それ以外は1年6か月間)行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	204	204	204
人/月	1	1	1

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<自立訓練(生活訓練)>

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための支援を一定期間(長期入院後などの状況にある人は3年間、それ以外は2年間)行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	1,286	1,286	1,286
人/月	5	5	5

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<就労移行支援>

一般企業などでの就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を一定期間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得の場合を除き2年間)行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	7,618	7,618	7,618
人/月	34	34	34

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<就労継続支援(A型)>

雇用契約の締結などによる就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	34,430	36,627	39,069
人/月	141	150	160

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<就労継続支援(B型)>

雇用契約の締結等によらず、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力等の向上のための支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	123,572	126,494	129,625
人/月	592	606	621

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<就労定着支援>

就労移行支援等の利用を経て一般就労した人に対して、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/月	25	27	29

<月平均利用者数>

<就労選択支援(令和7年からの新規事業)>

就労系障害福祉サービス利用前に、本人の希望、能力や適正の評価、仕事中の配慮点の整理などを行い、障害者の希望する仕事に就くための具体的な計画を作成し、希望する仕事に就くためにより適切なサービスを選択できるよう支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	-	60	90
人/月	-	2	3

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<療養介護>

医療機関に入院中で常時介護を必要とされる人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/月	32	32	32

<月平均利用者数>

<福祉型短期入所>

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、施設で短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	3,327	3,497	3,668
人/月	39	41	43

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<医療型短期入所>

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、病院で短期間の入浴、排せつ、食事の介護及び医療ケアなどを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	180	180	180
人/月	3	3	3

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、医療ケアなどのニーズに対応できる日中活動系サービスの提供事業所を確保するため、多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上を促進します。
- 障害福祉サービス事業所間での研修会や情報交換などを促進することにより、支援者の質の向上を図ります。
- 事業所において、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるとともに適切な解決が図られるよう、苦情解決体制の整備及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、虐待防止のための体制整備を図ります。
- 「短期入所」については、広域的な連携を図りながら、緊急時などにも利用できる短期入所の確保に努めます。

③居住系サービス

居住系サービスは「自立生活援助」や「共同生活援助(グループホーム※)」、「施設入所支援」があります。

<自立生活援助>

障害者支援施設やグループホーム※等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整に関する援助を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/月	1	1	1

<月平均利用者数>

<共同生活援助>

地域で共同生活を営む障害者に対して、相談その他の日常生活上の援助を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/月	266	276	286

<月平均利用者数>

<施設入所支援>

介護が必要な障害支援区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)の障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/月	219	214	209

<月平均利用者数>

居住系サービスにおける見込量確保の方策

- 共同生活援助(グループホーム※)については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。
- 施設入所については、利用者の希望などを充分把握し、地域生活に向けての具体的な説明や支援等に努めます。
- グループホーム※等での地域生活の体験など地域移行地域定着支援を強化していくとともに、居住サポートの構築や地域の障害者理解の促進に努めます。

④相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスを利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした、個別の効果的なサービス提供プログラムを作成します。

地域相談支援(地域移行支援)では、施設や病院等に長期入所していた者が地域で生活するための、住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

地域相談支援(地域定着支援)では、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などのサポートをします。

なお、自立支援給付のサービスを利用する場合、原則として、計画相談支援事業所^{*}が作成するサービス等利用計画が必要になります。

サービス種別	単位	第7期見込量		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	人/月	444	463	482
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	10	10	10

<月平均利用者数>

相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、障害者と家族が定期的に相談でき安心して生活ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 基幹相談支援センター^{*}や障害者一般相談支援事業者が、地域の相談支援の拠点となり相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。また、相談支援専門員の質の向上のため、研修等の取組みを推進します。
- 高齢障害者の意向や、個々の状況、生活ニーズの把握等により、障害者特有の支援の必要性がある場合は、障害福祉サービスの継続を行います。また、支援が途切れないよう、同一の事業所で一体的に介護保険サービスと障害福祉サービスが提供可能となる共生型サービス事業の参入も促進し、地域とも有機的に結びついた総合的なサービス提供体制の構築に努めます。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 利用にあたっての手続きや書類の代筆・代読などを支援し、サービスを利用しやすい環境の整備に取り組みます。
- 緊急時に対応ができるように、障害者一般相談支援事業所による24時間の相談支援体制の維持・継続に努めます。

(2)地域支援事業

①障害者理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

研修・啓発事業	単位	第7期見込量		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者理解促進講座等の受講	人	1,900	2,000	2,100

障害者理解促進研修・啓発事業における見込量確保の方策

■障害者理解促進研修・啓発事業の周知に努めるとともに、関係機関とも連携を図り、事業の充実に努めます。

②自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

自発的活動に対する取組	単位	第7期見込量		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自発的活動に対する活動費用の助成	件	8	8	8

自発的活動支援事業における見込量確保の方策

■自発的活動支援事業の周知に努めるとともに、関係機関とも連携を図り、事業の充実に努めます。

③障害者相談支援事業

障害者等の自立と社会参加を促進するため、障害者等からのさまざまな相談に対応し、地域における生活を支援します。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
箇所	3	3	3

障害者相談支援事業における見込量確保の方策

■障害者相談支援事業所の周知に努めるとともに、関係機関と連携を図り、対象者の相談支援の充実に努めます。

④成年後見制度※利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度※の利用が有効と認められるにもかかわらず、利用にあたり必要となる費用を負担することが困難である者に対し、利用に係る経費の助成を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/年	6	7	8

成年後見制度利用支援事業における見込量確保の方策

■制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。

⑤コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化や社会的自立を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、専任の手話通訳者の設置を行います。

<手話通訳者派遣事業>

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/年	390	394	398

<要約筆記奉仕員派遣事業>

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/年	50	50	50

<手話通訳者設置事業>

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人	4	4	4

コミュニケーション支援事業における見込量確保の方策

- 「手話通訳者派遣事業」については、養成講座を修了した手話奉仕員を会議などに派遣できるような体制を整備します。
- 「要約筆記奉仕員派遣事業」については、養成講座を修了した要約奉仕員を会議などに派遣できる体制を整備します。
- 「手話通訳者設置事業」については、専任の通訳者を配置し、会議などに派遣できる体制を整備します。

⑥日常生活用具給付事業

障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

サービス種別	単位	第7期見込量		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	22	25	28
在宅療養等支援用具	件/年	25	25	25
情報・意思疎通支援用具	件/年	64	69	74
排せつ管理支援用具	件/年	4,590	4,870	5,150
住宅改修費	件/年	4	4	4

日常生活用具給付事業における見込量確保の方策

- 日常生活を支援する用具を障害の種類や程度など、それぞれの特性に応じて給付することで、適正な支援を行います。

⑦移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の情報伝達、見守りなどの支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
時間/年	6,318	6,634	6,966
人/月	44	47	50

<上段：年間延利用時間、下段：年間実利用者数>

移動支援事業における見込量確保の方策

- 移動支援事業については、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

⑧日中一時支援事業

障害者の家族の就労及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
時間/年	37,589	39,469	41,443
人/月	579	608	639

<上段：年間延利用回数、下段：年間実利用者数>

日中一時支援事業における見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、日中一時支援事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

(3)障害児支援

①障害児通所支援

障害児通所支援のサービスは「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」など、5つのサービスに区分されます。

<児童発達支援(福祉型)>

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	25,118	27,694	30,431
人/月	156	172	189

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<放課後等デイサービス>

就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	67,431	75,082	83,622
人/月	379	422	470

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<保育所等訪問支援>

保育所等における、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	376	388	400
人/月	29	31	33

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<児童発達支援(医療型)>

指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	190	190	190
人/月	1	1	1

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<居宅訪問型児童発達支援>

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

実績はなく、これまでの相談等においても問い合わせが少なかったため、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

障害児通所支援における見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、重症心身障害児等の医療ケアなどのニーズに対応できるサービス提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- 地域の中核的支援施設として、児童発達支援センターにおいて専門的機能の強化を図ります。また、集団生活の適応を図るため、保育所等訪問支援を実施します。
- 宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、学習障害※、注意欠陥多動障害※、高機能自閉症※等をはじめとする障害児に対する研修等の充実を図り、療育が必要な子どもに対して、適切な支援に取り組みます。また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、デイサービスや居宅介護事業の充実に努めるとともに、適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育クラブ及び学校と連携して受入れ体制の整備に取り組みます。

②障害児相談支援

<障害児相談支援>

障害児相談支援では、障害児通所支援を利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。なお、障害児通所給付のサービスを利用する場合、原則として、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画の作成が必要になります。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人/月	157	181	209

<月平均利用者数>

<医療的ケア児コーディネーターの配置>

指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日/年	144	144	144
人/月	4	4	4

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

障害児相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の充実に努めます。
- 基幹相談支援センター※や障害者一般相談支援事業者が、地域の相談支援の拠点となり、相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報提供ができるよう体制を整備します。

4 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

計画については、国・県などの障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。また、上位計画である第五次障害者福祉計画と一体的に推進し、計画の進行管理については、地域自立支援協議会※に報告し、協議会委員の意見を踏まえながら、進捗状況を分析・評価します。

(2) 計画の推進体制の充実

① 関係機関・団体との連携

計画については、障害当事者やその家族からなる障害者関係団体をはじめ、保健・医療・福祉・教育・就労など広範な分野にわたる関係団体・機関及び関係行政機関などと連携を図り推進します。

また、地域課題の解決に向け、専門部会からなる実務者会議、支援センター・社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議及び地域自立支援協議会※などで協議や検討を行い、サービスの提供体制を強化します。

障害児支援についても、障害児のライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワークの在り方、支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方などについて協議し、サービスの提供体制を充実します。

さらに、障害者の高齢化が進んでいることから、介護保険制度へのスムーズな移行を行うため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、情報共有を行うとともに、介護保険制度の移行対象者でも、障害でのサービス対応をしている状況です。

② サービス見込量確保への取組

サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のために、サービス提供の意向を有する事業者の把握や広く情報提供を行う等、多様な事業所の参入を促進します。

また、必要なサービスの基盤整備を着実にを行うために、指定を行う県(一部、市)と連携して、計画的に行います。

さらに、介護保険制度等他施策との連携を図り総合的施策の推進に取り組みます。

③ サービスの質の向上への取組

サービスの提供に当たって基本となるのは人材であり、県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、研修、サービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組など、資質の向上に関する総合的な取組を推進します。

また、基幹相談支援センター※や障害者相談支援事業者※が中心となり、相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における専門的な指導や助言を行います。